

消 防 予 第 470 号  
令和 7 年 10 月 16 日

各都道府県消防防災主管部長  
東京消防庁・各指定都市消防長 殿

消防庁予防課長  
(公印省略)

### 「違反処理標準マニュアル」の改正について（通知）

消防法（昭和 23 年法律第 186 号。以下「法」という。）に基づく違反処理については、「違反処理標準マニュアル」を参考に運用していただいているところです。

今般、令和 7 年 8 月にとりまとめられた「大船渡市林野火災を踏まえた消防防災対策のあり方に関する検討会報告書」や近年の違反処理の状況を踏まえ、「違反処理標準マニュアル」を別添のとおり改正しましたので通知します。

つきましては、下記の改正概要に留意の上、引き続き、違反是正の徹底について、より一層の推進を図られますようお願いします。

各都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対して、この旨を周知されますようお願いします。

なお、本通知は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 37 条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

### 記

#### 1 改正概要

##### (1) 「第 1 違反処理要領 3 現場における消防吏員の措置」

屋外における火入れ・たき火等の行為に係る禁止等措置命令について、フローチャートや留意点等を追加したこと（違反処理標準マニュアル P.8）。

なお、林野火災警報の発令は、禁止等措置命令を発令するための判断要素の 1 つであり、これに従わない場合等における捜査機関への告発や、行政代執行の実施にあたっては、これまで同様、本マニュアルを参考のうえ、適切

に対応されたい。

(2) 「第 2 違反処理基準」

法第 3 条第 1 項に規定する措置命令について、適用要件の判断に係る事例として、林野火災に関する記述を追加したこと（違反処理標準マニュアル P. 45）。

(3) その他所要の整備

従前の懲役と禁錮が廃止され、拘禁刑が創設されたことに伴う消防法の一部改正を踏まえ、違反処理標準マニュアル上も、罰則規定に係る記述について整備したこと。

2 その他

改正後の「違反処理標準マニュアル」については、消防庁ホームページに掲載する予定であること。

URL : <https://www.fdma.go.jp/mission/prevention/post-13.html>

消防庁予防課

企画調整・制度・防災管理係

奥田、辻、延安

Tel : 03-5253-7523

E-mail : [fdmayobouka119@soumu.go.jp](mailto:fdmayobouka119@soumu.go.jp)

# 違反処理標準マニュアル

総務省消防庁予防課

# 目 次

## 第 1 違反処理要領

|                     |    |
|---------------------|----|
| 違反処理の手順             | 1  |
| 1 違反の覚知             | 4  |
| (1) 立入検査による違反の覚知    |    |
| (2) 立入検査以外による違反の覚知  |    |
| 2 違反の分類             | 4  |
| (1) 罰則の性格による分類      |    |
| (2) 罰則の種別による分類      |    |
| (3) 違反処理基準の該当の確認    |    |
| (4) 現場における消防吏員の命令要件 |    |
| 3 現場における消防吏員の措置     | 5  |
| (1) 消防吏員の命令         |    |
| (2) 略式の代執行          |    |
| (3) 物件の保管           |    |
| (4) 公示              |    |
| (5) 費用徴収            |    |
| 4 警告・命令のための違反調査     | 9  |
| (1) 違反調査の内容         |    |
| (2) 違反調査の方法         |    |
| (3) 違反調査の結果         |    |
| (4) 違反処理の留保         |    |
| 5 警告                | 11 |
| (1) 警告の意義           |    |
| (2) 警告書の作成          |    |
| (3) 警告の要件の確認        |    |
| (4) 警告書の交付          |    |
| (5) 履行期限の到来         |    |
| (6) 確認調査            |    |
| 6 命令の事前手続           | 13 |
| (1) 聴聞              |    |
| (2) 弁明の機会の付与        |    |
| (3) 聴聞・弁明手続きの省略     |    |
| (4) 命令の中止           |    |
| 7 命令                | 16 |
| (1) 命令の意義           |    |
| (2) 命令書の作成          |    |
| (3) 命令の要件の確認        |    |

- (4) 命令書の交付
- (5) 標識等による公示
- (6) 公示の撤去
- (7) 履行期限の到来
- (8) 確認調査

## 8 告発・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・20

- (1) 告発の意義
- (2) 告発の検討
- (3) 告発のための違反調査
- (4) 捜査機関との協議
- (5) 告発書の作成
- (6) 告発書の提出

## 9 代執行・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・26

- (1) 代執行の可否の確認
- (2) 代執行の要否の検討
- (3) 代執行の主体
- (4) 事前準備
- (5) 戒告
- (6) 代執行令書による通知
- (7) 代執行の実行
- (8) 費用徴収

## (参考) 過料事件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・29

- (1) 過料事件の覚知
- (2) 過料事件の通知

|                                                                   |    |
|-------------------------------------------------------------------|----|
| (参考1) 防火対象物における物件の整理又は除去の措置命令の手順・・・・・・・・                          | 7  |
| (参考2) 法第5条の2第1項第1号に基づく防火対象物の使用禁止等命令への移行・・・・・・・・                   | 7  |
| (参考3) 屋外における火入れ・たき火等の行為に係る禁止等措置命令・・・・・・・・                         | 8  |
| (参考4) 令第50条の規定により準用される災対令第27条第1項・・・・・・・・                          | 8  |
| (参考5) 適正手続・・・・・・・・                                                | 11 |
| (参考6) 関係官公署への照会又は協力について・・・・・・・・                                   | 11 |
| (参考7) 内容証明の作成要領・・・・・・・・                                           | 12 |
| (参考8) 違反処理に伴い予測される争訟事案・・・・・・・・                                    | 18 |
| (参考9) 行政救済法・・・・・・・・                                               | 19 |
| (参考10) 「防火対象物点検報告」又は「消防用設備等（特殊消防用設備等）点検報告」の未報告に<br>対するフロー・・・・・・・・ | 23 |
| (参考11) 「防災管理点検報告」の未報告に対するフロー・・・・・・・・                              | 24 |
| (参考12) 告発後の刑事手続・・・・・・・・                                           | 25 |
| (参考13) 代執行要件の相違点・・・・・・・・                                          | 28 |

|                                                |    |
|------------------------------------------------|----|
| (参考14) 代執行要件該当後、法令違反の程度や代執行を行うべき緊急性等を総合的に判断した例 | 28 |
| (参考15) 教示                                      | 29 |
| (参考16) 過料裁判の流れ                                 | 30 |

|                        |    |
|------------------------|----|
| 資料1 命令の要件一覧            | 31 |
| 資料2 消防法罰則規定一覧（防火対象物関係） | 37 |
| 資料3 告発し罰則が確定等した事例      | 40 |

## 第2 違反処理基準

|                                           |    |
|-------------------------------------------|----|
| ① 屋外における火災予防に危険な行為等（法第3条第1項）              | 44 |
| ② 防火対象物における火災予防に危険な行為等（法第5条第1項）           | 46 |
| ③ 防火対象物における火災予防に危険な行為等（法第5条の2第1項）         | 50 |
| ④ 防火対象物における火災予防に危険な行為等（法第5条の3第1項）         | 54 |
| ⑤ 防火管理関係違反（法第8条第1項）                       | 60 |
| ⑥ 統括防火管理関係違反（法第8条の2）                      | 64 |
| ⑦ 防火対象物点検報告（法第8条の2の2及び法第8条の2の3）           | 66 |
| ⑧ 自衛消防組織の設置に関する違反（法第8条の2の5）               | 66 |
| ⑨ 消防用設備等又は特殊消防用設備等に関する基準違反（法第17条第1項又は第3項） | 68 |
| ⑩ 防災管理関係違反（法第36条第1項において準用する法第8条第1項）       | 70 |
| ⑪ 統括防災管理関係（法第36条第1項において準用する法第8条の2）        | 72 |
| ⑫ 防災管理点検報告（法第36条第1項において準用する法第8条の2の3）      | 72 |
| ⑬ 防災管理点検報告（法第36条第6項において準用する法第8条の2の2）      | 74 |

|               |    |
|---------------|----|
| 資料4 違反処理基準の運用 | 76 |
|---------------|----|

## 第3 違反処理規程の作成例

|                |    |
|----------------|----|
| 1 違反処理の区分      | 80 |
| 2 違反処理の基本的留意事項 | 80 |
| 3 違反処理基準       | 80 |
| 4 違反の調査        | 81 |
| 5 警告           | 81 |
| 6 事前手続         | 81 |
| 7 命令           | 81 |
| 8 認定の取消し       | 82 |
| 9 告発           | 82 |
| 10 過料事件の通知     | 83 |
| 11 代執行         | 83 |
| 12 略式の代執行      | 83 |
| 13 警告書等の送達     | 84 |

|    |          |    |
|----|----------|----|
| 14 | 関係機関との連携 | 84 |
| 15 | 違反処理経過簿  | 84 |
| 16 | 報告及び通知   | 84 |

#### 第4 違反処理関係書式の記入要領等

---

|    |                   |     |
|----|-------------------|-----|
| 1  | 違反事実の確認           | 86  |
| 2  | 違反処理手続に係る書類の作成の原則 | 86  |
| 3  | 実況見分調書の作成         | 86  |
| 4  | 質問調書の作成           | 88  |
| 5  | 違反調査報告書の作成        | 92  |
| 6  | 警告書の作成            | 92  |
| 7  | 命令書の作成            | 93  |
| 8  | 公示に係る標識の作成        | 96  |
| 9  | 情報提供シートの作成        | 96  |
| 10 | 告発書の作成            | 97  |
| 11 | 各種書式作成例           | 100 |

## 用 語

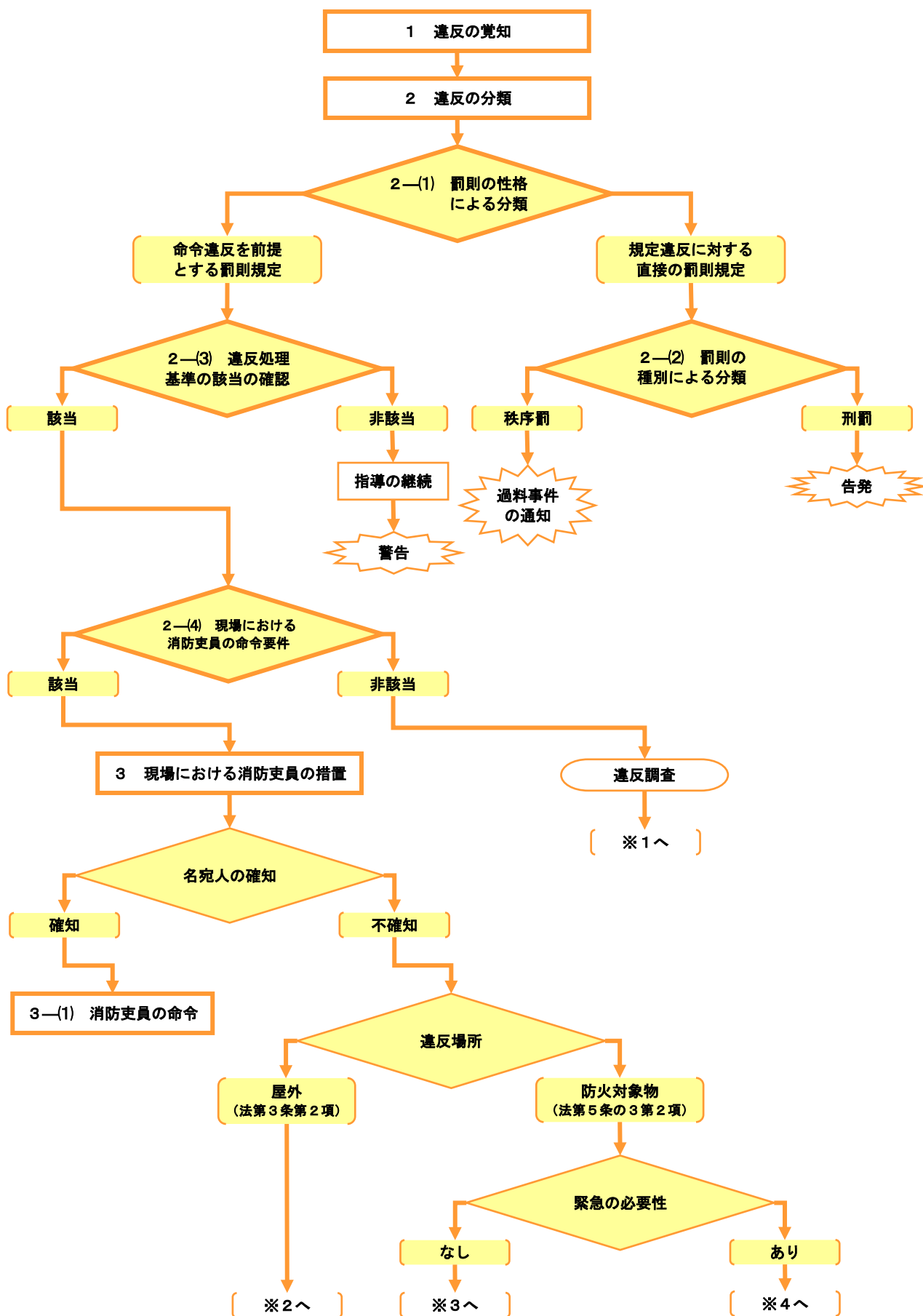
本マニュアルの各用語は、次のとおりとする。

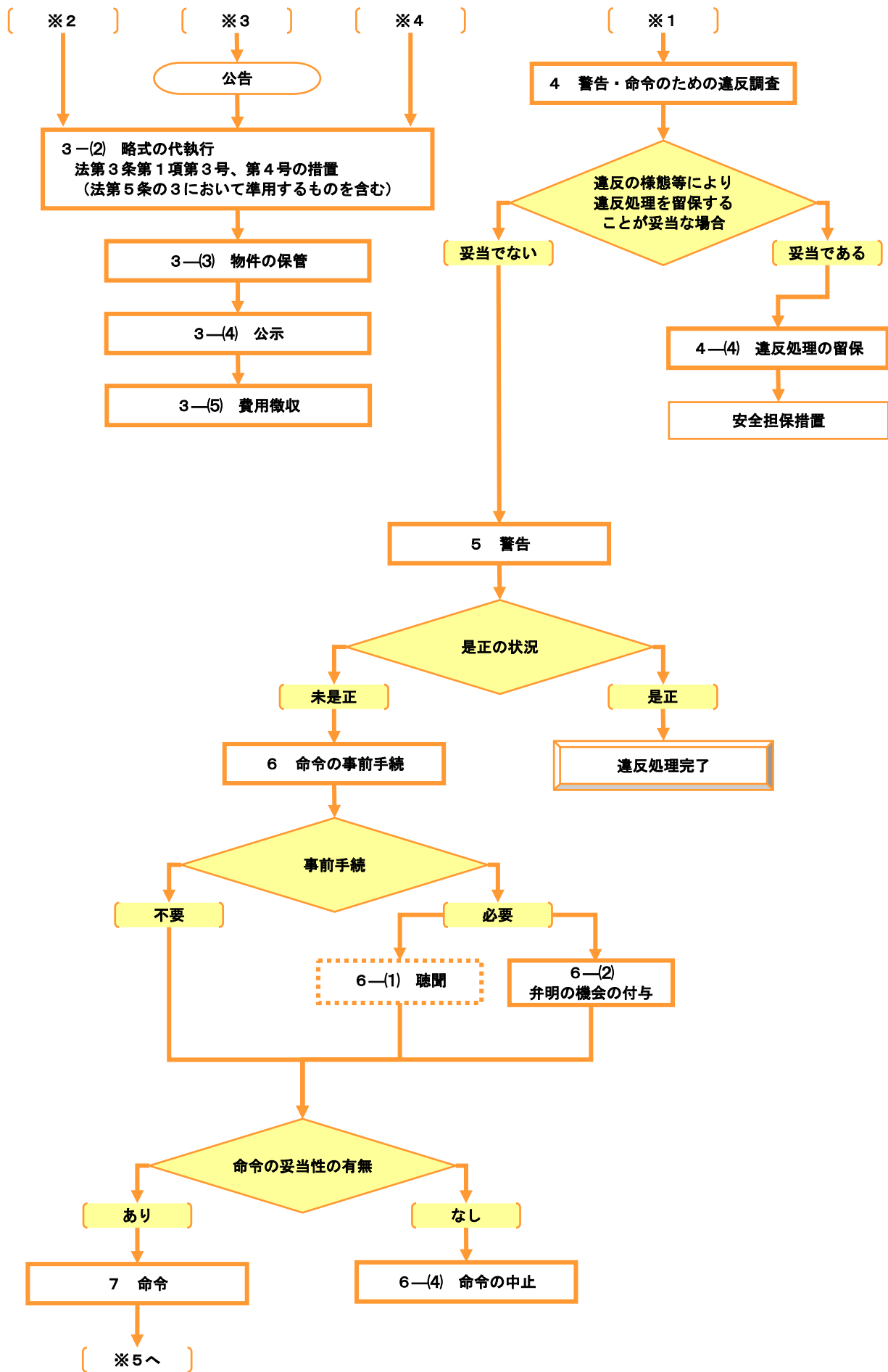
|       |                                                                       |
|-------|-----------------------------------------------------------------------|
| 法     | 消防法（昭和 23 年法律第 186 号）をいう。                                             |
| 令     | 消防法施行令（昭和 36 年政令第 37 号）をいう。                                           |
| 規則    | 消防法施行規則（昭和 36 年自治省令第 6 号）をいう。                                         |
| 刑訴法   | 刑事訴訟法（昭和 23 年法律第 131 号）をいう。                                           |
| 代執行法  | 行政代執行法（昭和 23 年法律第 43 号）をいう。                                           |
| 建基法   | 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）をいう。                                           |
| 建基令   | 建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）をいう。                                        |
| 災対法   | 災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）をいう。                                         |
| 災対令   | 災害対策基本法施行令（昭和 37 年政令第 288 号）をいう。                                      |
| 行訴法   | 行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）をいう。                                         |
| 行手法   | 行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）をいう。                                             |
| 行手令   | 行政手続法施行令（平成 6 年政令第 265 号）をいう。                                         |
| 行審法   | 行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）をいう。                                          |
| 防火対象物 | 山林又は舟車、船きょ若しくはふ頭に繋留された船舶、建築物その他の工作物若しくはこれらに属する物をいう。（消防法第 2 条第 2 項）    |
| 関係者   | 防火対象物又は消防対象物の所有者、管理者又は占有者をいう。（消防法第 2 条第 4 項）                          |
| 危険物   | 消防法別表第 1 の品名欄に掲げる物品で、同表に定める区分に応じ同表の性質欄に掲げる性状を有するものをいう。（消防法第 2 条第 7 項） |

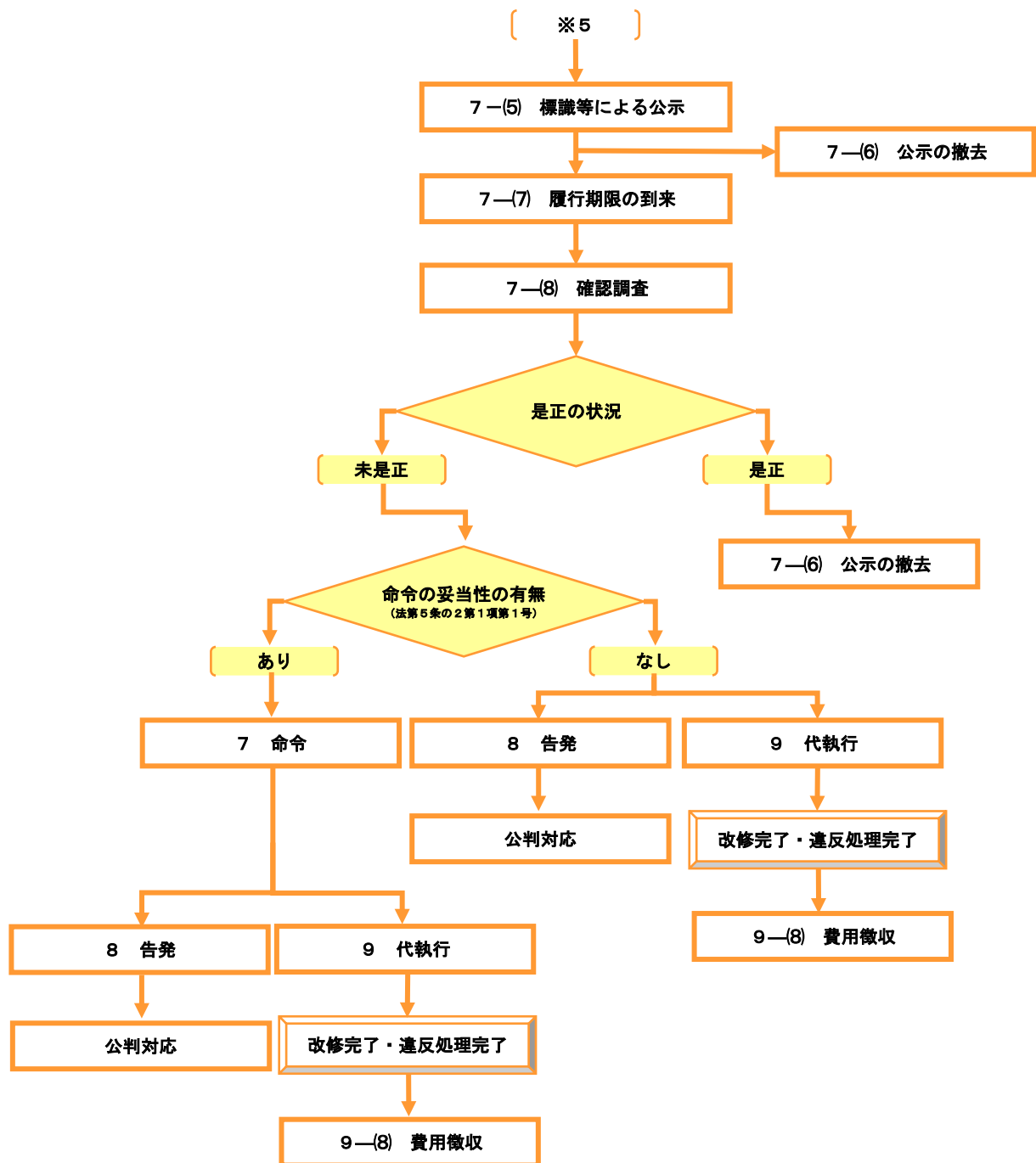
## 第1 違反処理要領

### 違反処理の手順

以下のフローチャートは、違反処理の基本的な手順を示したものである。







下線部の解説及び違反処理に当たっての留意点や法令の解説等については、脚注に記載しています。

## 1 違反の覚知

### (1) 立入検査による違反の覚知

法第4条に基づく立入検査により違反を覚知する。

### (2) 立入検査以外による違反の覚知

「消防用設備等の消防検査」、「火災調査」又は「関係機関等からの情報提供」等により違反を覚知した場合は、法第4条に基づく立入検査を実施して、その事実を確認する。

## 2 違反の分類

### (1) 罰則の性格による分類

ア 命令違反を前提とする罰則規定（「資料1 命令の要件一覧」参照）

命令違反を前提とする罰則規定に係る違反については、原則として、違反処理基準に基づいて警告・命令を実施する。

イ 規定違反に対する直接の罰則規定（「資料2 消防法罰則規定一覧（防火対象物関係）」参照）

規定違反に対する直接の罰則規定に係る違反については、罰則の適用を促すための措置（告発・過料事件の通知）を実施する。

### (2) 罰則の種別による分類

ア 刑罰（拘禁刑、罰金、拘留等）

刑法（明治40年法律第45号）に定めのある刑罰（拘禁刑、罰金、拘留等）を罰則とする違反については、刑事法の適用を受けるため、告発をもって対応する。

イ 秩序罰（過料）

秩序罰（過料）については、行政秩序を維持する目的から科せられる行政法上の罰金であって刑事法の適用を受けず、非訟事件手続法（平成23年法律第51号）の適用を受けることになり、裁判所に対する通知をもって対応する。

### (3) 違反処理基準<sup>1</sup>の該当の確認

ア 違反処理基準の適用要件に該当しているかの確認

イ 該当した場合は、違反対象物台帳等<sup>2</sup>を作成し、違反是正されるまで管理を行う。

ウ 非該当の場合は、指導を継続する。必要に応じて、警告を行うこともできる。

### (4) 現場における消防吏員の命令要件

ア 法第3条第1項又は第5条の3第1項の要件に該当すること。

イ 該当した場合は、「3 現場における消防吏員の措置」による。

ウ 非該当の場合は、「4 警告・命令のための違反調査」による。

---

## 1 違反処理基準

違反処理基準とは、警告、命令、認定の取消しへの移行基準及び時期の判断を示したもの。違反処理は、原則として、違反処理基準の定めるところにより処理する。ただし、違反事項が火災の予防上猶予できないと認められる場合又は特異な違反事案の処理に係る場合は、違反処理基準に定める措置順序によらないことができる。

（参考）「第2 違反処理基準」③2において、使用禁止命令等は、一次措置として警告、二次措置として使用禁止命令等を実施する場合があるが、例えば、「直通階段が一つの雑居ビルにおいて、利用者等がエレベーターのみで移動し、階段が重量物で完全に塞がれ、かつ、避難器具等が設置されていない。」など、消火、避難そ

他の消防の活動の支障になるなど危険が逼迫している場合には、一次措置で使用禁止命令等を実施することができる。

## 2 違反対象物台帳等

違反処理基準に該当する事案については、違反対象物台帳又は違反処理経過簿等の管理簿を作成し、違反処理への移行時期、改修計画の提出の有無・予定期日、違反処理を留保している場合の留保期限、上位措置への移行等の業務管理を行う。

これは、違反処理の進捗状況の確認や指導の停滞の解消、全体業務目標の策定やその達成度の評価等、違反処理事務全体を管理する者が適切な業務管理を行うためにも重要なものである。

これにより、たとえ消防側の担当者が人事異動等で変更となった場合でも一貫した業務管理を行うことができる。

違反対象物台帳等は、警告・命令等違反処理の名宛人となる管理権原者ごとに作成し、防火対象物別にまとめると管理がしやすい。

## 3 現場における消防吏員の措置

### (1) 消防吏員の命令（名宛人を確知することができる場合）

#### ア 命令書の作成

(ア) 命令の客体及び要件を確認する。

(イ) 命令事項及び履行期限を決定する。

(ウ) 現場において、命令の主体たる吏員が命令書を作成する。命令者欄は、自署又は記名、押印する。

#### イ 命令書の交付

(ア) 命令書を名宛人に直接交付し、受領書を求める。

なお、口頭による場合は、原則として事後に命令書を交付し、受領書を求める。（この場合の命令書の日付は、当該命令を実施した日付とする。）

(イ) 標識等による公示等、以後の手続については、「7 命令 (5) 標識等による公示」を参照する。

(参考 1) 防火対象物における物件の整理又は除去の措置命令の手順

(参考 2) 法第 5 条の 2 第 1 項第 1 号に基づく防火対象物の使用禁止等命令への移行

(参考 3) 屋外における火入れ・たき火等の行為に係る禁止等措置命令

### (2) 略式の代執行（名宛人を確知することができない場合）

略式の代執行とは、代執行法に基づく正式の代執行において行われる「戒告及び代執行令書による通知の手続」を省略した手続である。

#### ア 法第 3 条第 2 項に該当する場合

物件の除去等をする。

#### イ 法第 5 条の 3 第 2 項に該当する場合

(ア) 相当の期限を定めて公告<sup>1</sup>を行う。

ただし、緊急の必要があると認めるときは、公告を要しない。

(イ) 期限を過ぎても公告の内容<sup>2</sup>が履行されないときは、消防長又は消防署長は当該消防職員をして物件の除去等をする。

### (3) 物件の保管

物件を除去したときは、適切に保管する。なお、除去した物件を保管する場合は、安全に保管して財産に対する侵害が無いように配慮する必要がある。

### (4) 公示

ア 物件を返還するために公示<sup>3</sup>することとともに、保管物件一覧簿<sup>4</sup>を備え付け、関係者が自由に閲覧できるようにしておくこと。

イ 滅失若しくは破損するおそれがあるとき又はその保管に不相当な費用や手数を要するとき<sup>5</sup>は、

当該物件を売却<sup>6</sup>し、売却した代金を保管することができる。

(参考4) 令第50条の規定により準用される災対令第27条第1項

## (5) 費用徴収

費用徴収<sup>7</sup>とは、物件の除去、運搬、保管、売却、公示等に要した費用を当該物件の返還を受けるべき者から徴収すること。

## 1 相当の期限を定めて公告（民法（明治29年法律第89号）第98条）

公告の方法については、消防法に規定がないため、ここでは、民法第98条を参考とする。

公告による意思表示は、消防機関が物件の所有者、管理者又は占有者で権原を有するもの（以下「物件の所有者等」という。）を知ることができず、又はその所在を知ることができないときに公告による方法によってすることができる。

また、公告は、消防本部（消防本部を置かない市町村については、当該市町村の事務所）又は消防署の掲示場に掲示し、かつ、その掲示があったことを市町村の公報又は新聞紙に少なくとも1回掲載して行う。

なお、公告による意思表示は、最後に市町村の公報又は新聞紙に掲載を始めた日から2週間を経過した時に物件の所有者等に到達したものとみなすことから、公告の相当の期限は、市町村の公報又は新聞紙に掲載してから2週間とすることが妥当である。ただし、消防機関が物件の所有者等を知らないこと又は所在を知らないことについて過失があったときは、到達の効力を生じないことに留意する。

## 2 公告の内容

- ・物件の所有者等が期限までに物件の除去等の措置を実施すること。
- ・物件の所有者等が期限までに措置を実施しない場合は、消防職員が措置を実施すること。

## 3 公示

### ① 公示の内容（令第50条の規定により準用される災対令第25条）

- ・保管した物件の名称又は種類、形状及び数量
- ・保管した物件の所在した場所及び物件を除去した日時
- ・その物件の保管を始めた日時及び保管の場所
- ・その他保管した物件を返還するために必要と認められる事項

### ② 公示の方法（令第50条の規定により準用される災対令第26条）

- ・消防長又は消防署長は、保管を始めた日から起算して14日間、当該消防本部（消防本部を置かない市町村については、当該市町村の事務所）又は消防署に掲示する。
- ・上記の公示期間が満了しても、なおその物件の権原を有する者の氏名及び住所を知ることができない場合は、公示の要旨を市町村の公報又は新聞に掲載すること。

## 4 保管物件一覧簿

- ① 公示の内容と同等のものを記載すること。
- ② 当該消防本部（消防本部を置かない市町村においては、当該市町村の事務所）又は消防署に備え付けること。
- ③ 関係者が自由に閲覧できるようにしておくこと。

## 5 不相当な費用や手数を要するとき

- ① 倉庫料等保管のための費用が物件の価値と比較して高すぎる場合
- ② 当該物件の性質上保管に著しく労力を要し、その労力が物件の価値と比較して不相当な場合  
（例）長期保存に適さない食料品等

## 6 売却

法第3条第3項又は第5条の3第4項の規定により準用される災対法第64条第4項の規定に基づく売却は、令第50条の規定により準用される災対令第27条第1項の規定に基づき売却する。

## 7 費用徴収

### ① 執行費用について

物件の除去、運搬等措置を行うための費用を支出した場合は、本来の義務者である当該物件の所有者、管理者又は占有者で権原を有する者に対して請求する。その根拠としては、公法上の不当利得返還請求権の考え方がある。

### ② 保管費用について（災対法第64条第5項・第6項、代執行法第5条・第6条）

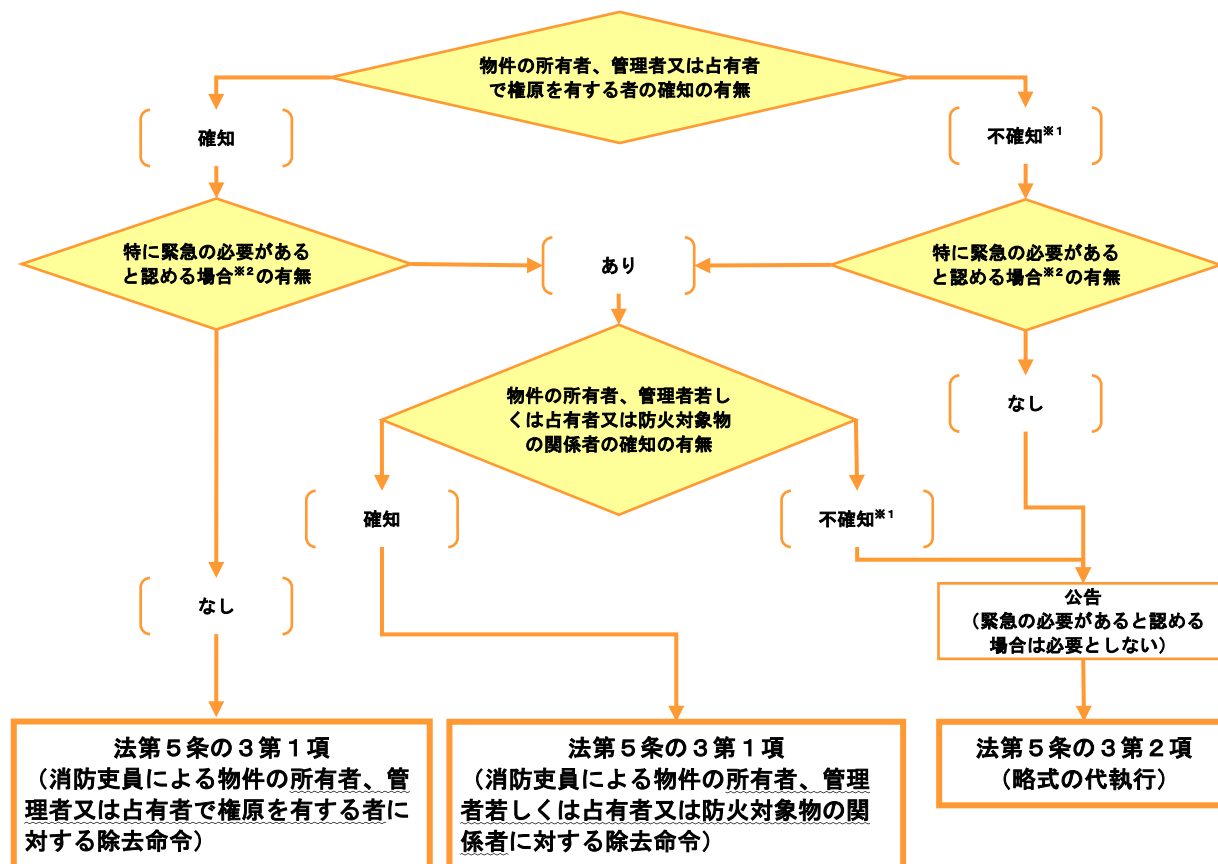
物件を保管した場合の手続きについては、災対法の規定を準用しており、保管そのもののほか返還のための公示、売却等に要した費用は当該物件の所有者、管理者又は占有者で権原を有する者の負担とするものである。

なお、通常尽くすべき手段を尽くしても、当該物件について権原を有する者の氏名及び住所が判明しないため、公示の日から起算して6週間を経過しても返還することができないときは、当該物件又は物件を売却して得た代金

の所有権は、当該消防長等の属する市町村に帰属する。

- ③ 費用の額及びその納期日を定め、当該物件の権原を有する者に対し文書により納付を命じること。

**(参考 1) 防火対象物における物件の整理又は除去の措置命令の手順 (法第 5 条の 3)**



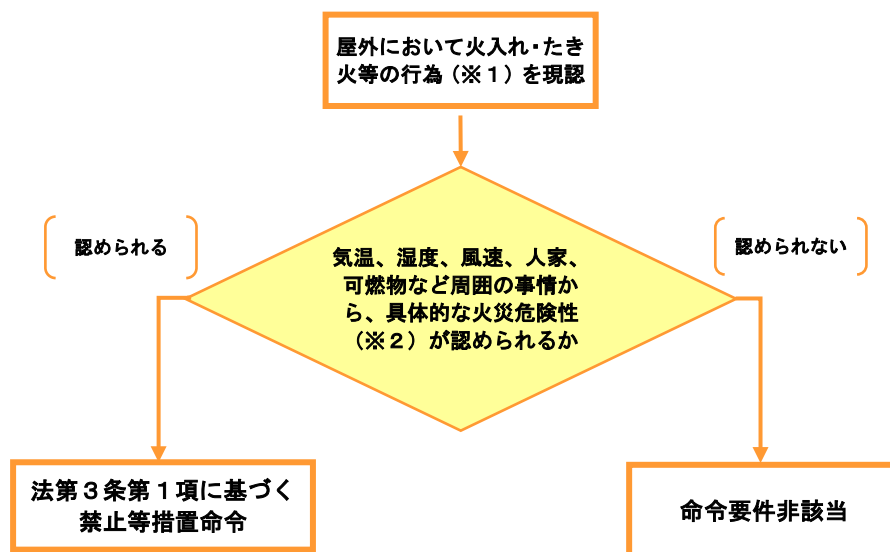
※1 「不確知」とは、物件の所有者等が現場に居合わせず、かつ、氏名、住所等、その者を特定する情報がない場合である。

※2 「特に緊急の必要があると認める場合」とは、権原を有する関係者の住所が現場から遠い等の事情から命令を伝えるまでに日時を要し、かつ、一刻も早く命令を行わないと火災予防上重大な支障を生ずる等の理由がある場合である。

**(参考 2) 法第 5 条の 2 第 1 項第 1 号に基づく防火対象物の使用禁止等命令への移行**

法第 5 条の 3 第 1 項に基づく物件の整理又は除去の措置命令後、命令の相手方が命令内容を履行せず、引き続き火災の予防に危険であると認める場合は、法第 5 条の 2 第 1 項第 1 号の規定に基づく防火対象物の使用禁止等命令への移行を検討する。

(参考 3) 屋外における火入れ・たき火等の行為に係る禁止等措置命令



屋外において火入れ・たき火等の行為（※1）を現認した場合、気温、湿度、風速、人家、可燃物など周囲の事情を勘案して、具体的な火災危険性（※2）があると認められるときは、法第3条第1項に基づく禁止等措置命令を行う。

なお、火災警報発令中に火入れ・たき火等が行われている場合は、措置命令の要件に該当するか否かに関わらず、法第22条第4項により委任された市町村条例で定める火の使用制限に違反している場合がある。

また、火災の危険が切迫している場合には、消防機関が行う消火活動として対処することを考慮する。

※1 火入れ・たき火に限らず、火遊び、喫煙、火を使用する設備若しくは器具又はその使用に際し火災の発生のおそれのある設備若しくは器具の使用のほか、これらに類する行為も含まれる。

※2 林野火災警報は、一定の気象状況を踏まえたものであるため、具体的な火災危険の重要な指標になると考えられる。

(参考 4) 令第50条の規定により準用される災対令第27条第1項

法第3条第3項又は第5条の3第4項の規定により準用される災対法第64条第4項の規定による保管した物件の売却は、競争入札に伏して行わなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するものについては、随意契約により売却することができる。

- ① 速やかに売却しなければ価値が著しく減少するおそれのある物件
- ② 競争入札に付しても入札者がいない物件
- ③ ①②に掲げるもののほか、競争入札に付することが適当でないと認められる物件

## 4 警告・命令のための違反調査

違反調査の目的は、違反処理を適正に執行するため、違反事実、違反者の氏名、違反発生場所、違反対象物の用途・規模・構造・収容人員、違反内容及び適用法条等について確認し、違反の全容を解明するとともに、違反事実を特定することである。

また、違反調査には、法第4条に定める資料提出命令権、報告徴収権又は立入検査権に基づく質問若しくは検査による場合と、法第35条の13に定める関係官公署への照会等による場合がある。

### (1) 違反調査の内容

#### ア 違反調査の内容

(ア) 違反調査の内容は、行政指導である警告を行う場合、行政処分である命令を行う場合、又は告発を行う場合の違反処理区分及び違反事実の実態に応じて決定する。

(イ) 警告及び命令を行う場合の違反調査の内容は、違反の事実を特定することが必要である。

(ウ) 告発を行う場合の違反調査の内容は、構成要件の該当性、違法性及び有責性について特定することが必要である。

#### イ 命令の要件<sup>1</sup>の特定

(参考5) 適正手続

(参考6) 関係官公署への照会又は協力について

### (2) 違反調査の方法

#### ア 実況見分<sup>2</sup>

#### イ 写真資料の作成

写真撮影は、相手方の同意を得た上で違反箇所等を撮影する。

#### ウ 物証・書証の収集<sup>3</sup>

### (3) 違反調査の結果

ア 違反調査担当者が、当該違反の覚知から報告時までの調査結果をまとめ、警告・命令等の措置の検討のため、「違反調査報告書<sup>4</sup>」により消防署長等へ報告する。

イ 火災危険性又は人命危険性が高い等により、緊急を要する場合は、調査結果を口頭で消防署長等へ報告する。

### (4) 違反処理の留保

当該違反の態様、危険性・緊急性、比例原則との均衡などを検討した結果、その時点では、違反処理を留保する場合<sup>5</sup>もある。

違反処理を留保する場合は、安全担保措置<sup>6</sup>を講じることを指導する。

---

## 1 命令の要件

- ① 違反者（違反者の氏名、本籍、住所、商号、本店所在地等は、必要により住民票、戸籍謄（抄）本、建物の登記事項証明書、法人の登記事項証明書で確認する。）
- ② 違反発生日時
- ③ 違反発生場所
- ④ 違反内容
- ⑤ その他命令の要件の特定に必要な事項（「資料1 命令の要件一覧」参照）

## 2 実況見分

### ① 実況見分

- ・実況見分とは、違反事実の確認及び証拠保全のため、違反現場に出向し、直接、違反の状態や物の存在を現認し、調査することを行う。
- ・実況見分の経過及び確認した結果を文書として記載したものが、実況見分調書である。
- ・実況見分調書の作成は、違反事実の確認を明らかにする場合や違反にかかる証拠保全のために必要な場合行う。

## ② 実況見分の事前準備

- ・実況見分は、通常、見分者及び補助者で実施する。  
見分者は、実況見分全体を指揮するため、事前に違反事実について整理し、何に見分の重点をおいたらよいか明確にしておく。
- ・補助者の任務  
見取り図の作成、写真撮影、距離や寸法の測定、証拠資料の収集
- ・主な使用器材  
カメラ、筆記用具、画板、方眼紙、メモ用紙、メジャー、方位磁石、時計、懐中電灯

## ③ 実況見分時の留意事項

- ・実況見分は、法第4条に規定する立入検査権などに基づき行うものとする。
- ・見分者は、現場を客観的に見分し、自己の先入観や過去の経験にとらわれず、ありのままの現場を見分する。
- ・実況見分は、対象物の外周部から始め、次第に建物内部の細部に対して行う。
- ・実況見分の内容をわかりやすく、具体的にするために、図面や写真を有効に活用する。
- ・撮影を拒否された場合は、強行せず違反事実の現認（実況見分）及び質問調書によって補完する。

## ④ 実況見分調書の作成（「第4 違反処理関係書式の記入要領等 3 実況見分調書の作成」参照）

# 3 書証の収集

## ① 住民票、戸籍謄（抄）本の請求

- ・事前に区市町村役場の事務担当者に概要を電話連絡して手続を確認する。
- ・所定の申請用紙又は任意様式の申請書（依頼書）に、公用であること、謄本又は抄本の区別、対象者の氏名・住所（戸籍謄本の場合は本籍地とし、筆頭者が判明している場合は、その者の氏名を併記する。）、必要部数、郵送を希望する場合は送付先を明記し、申請する。

## ② 法人の登記事項証明書の請求

- ・事前に登記所の事務担当者に概要を電話連絡して手続を確認する。
- ・所定の申請用紙又は任意様式の申請書（依頼書）に、公用であること、法人名、本店の所在、必要部数、手数料については「登記手数料令第18条\*により免除」であることを記載し、申請する。

※ 登記手数料令（昭和24年政令第140号）第18条

国又は地方公共団体の職員が、職務上請求する場合には、手数料（第2条第6項から第8項まで、第3条（同条第6項を第10条第3項において準用する場合を含む。）、第4条、第7条、第9条及び第10条第2項に規定する手数料を除く。）を納めることを要しない。

## ③ 建物の登記事項証明書の請求

- ・登記所に行き、備付けの公図又は索引簿で該当する建物の地番を確認する。
- ・事務担当者に公用で登記事項証明書の請求をしたい旨及びその理由を説明し、当該建物の家屋番号を確認する。
- ・所定の申請用紙又は任意の申請書（依頼書）に公用であること、全部事項又は一部事項の区別、建物の所在、家屋番号、手数料については「登記手数料令第18条により免除」であることを記載し、申請する。

# 4 違反調査報告書（「第4 違反処理関係書式の記入要領等 5 違反調査報告書の作成」参照）

違反調査報告書は、次のような目的のために作成されるものである。

- ① 内部的報告資料
- ② 命令に対する不服申立てや行政訴訟又は民事訴訟となった場合の資料
- ③ 告発の立証資料

# 5 違反処理を留保する場合（関係通知：平成27年10月13日付け消防予第396号）

違反処理の留保は、一定期間留保すべき特段の事情があると認める場合であって、防火対象物の位置、構造、設備又は管理の状況から判断して、直ちに違反処理を行わなくとも当該期間において、火災発生又は延焼のおそれが著しく少なく、かつ、火災等の災害による被害を最小限度に止めることが出来ると認められる場合に違反処理を一定期間留保することが考えられるが、その場合には当該留保の理由を明確にすること。なお、留保する場合の例は次のとおりとする。

- ① 都市計画等により、違反建物の取り壊し・移転等の工事が具体化している場合で、違反の程度と比較衡量して、留保が妥当な場合
- ② 違反建物の所有権等の権利関係について係争中であり、違反処理の名宛人が特定できない場合で違反の程度と比較衡量して、留保が妥当な場合
- ③ そのほか社会通念上違反処理を留保することが妥当な場合

# 6 安全担保措置

違反処理を留保した場合は、違反内容の危険性に対応した代替の消防用設備等を設置させるとともに防火管理上の安全対策措置を講じさせ、その事実を記録しておく。

### （参考 5）適正手続

調査行為が憲法の保障する基本的人権に抵触することがあってはならず、また、違反処理は相手方に一定の義務を課すものであり、事案によっては、相手方の義務違反を捜査機関に告発し、訴追を求めるものであるから、その前提として行う違反調査も適正な手続に従って行うことが必要である。

### （参考 6）関係官公署への照会又は協力について（法第 35 条の 13）

消防長又は消防署長は、法律に特別の定めがあるものを除くほか、この法律の規定に基づく事務に関して、関係官公署に照会又は協力を求めることができる。

なお、照会や協力要請を行うに当たっては、いたずらに他の関係官公署の事務に負担をかけ、支障を来たすことないように配慮する必要がある。

照会又は協力の手続については、次の事項に留意するとともに、具体的な手続方法等を事前に関係官公署と協議を行うことが必要である。

- ・照会する時間は、関係官公署の執務時間内とすること。
- ・照会書を関係官公署の窓口を持参し、又は郵送すること。
- ・照会書に照会担当者名及び連絡先を明記すること。
- ・郵送による回答を求める場合など回答に費用を要する場合、その費用を負担すること。
- ・回答書の管理を徹底するなど個人情報の保護に留意すること。
- ・照会書の照会者名義の職印の押印及び文書番号の記載等偽造防止の措置を講ずること。

#### ① 照会を求める内容について

消防機関において、違反処理の名宛人を特定するため、照会することが考えられる事項の例は、次のようなものがある。

- ・都道府県公安委員会の保有する風俗営業者及び店舗型性風俗関連特殊営業の届出者の住所、氏名（法人にあっては、その代表者の氏名）、電話番号
- ・都道府県及び市町村税務所の保有する事業税に関する事業主
- ・保健所の保有する飲食店、旅館、ホテル等の営業許可申請者
- ・裁判所の保有する破産管財人
- ・特定行政庁の保有する建築物の関係者

#### ② 協力を求める内容について

立入検査や違反処理の効果を高めるために、関係官公署へ合同立入検査の協力要請（例：テナントの所有者、管理者又は占有者の特定、用途の判定、違反是正指導方針についての相談）を行うことなどが考えられる。

また、合同立入検査を実施する場合は、消防法令の範囲内での業務執行を実施すること及び関係官公署との相互協力によって得た情報の管理に留意すること。

なお、警察へ協力を求める場合は、「③警察への協力要請について」を参照すること。

#### ③ 警察への協力要請について

警察への協力要請については、消防組織法第 42 条第 1 項に基づく消防と警察の相互協力の規定があり、法第 35 条の 13 に規定する「法律に特別の定めがあるもの」に相当することから、警察への協力要請は、消防組織法第 42 条第 1 項に基づいて行う。ただし、警察への照会については、法第 35 条の 13 に基づき行う。

#### ④ 関係行政機関との情報共有等について

関係行政機関との情報共有や連携体制については、次の通知を参考とすること。

- ・旅館、ホテルに係る防火安全について（昭和 56 年 1 月 24 日付け消防予第 21 号）
- ・風俗営業の用途に供する営業所を含む防火対象物の防火安全対策における風俗営業行政との連携について（平成 13 年 11 月 12 日付け消防予第 393 号）
- ・防火対象物に係る表示制度の実施に伴う「旅館ホテル防火安全対策連絡協議会における了解事項」の運用について（平成 26 年 3 月 7 日付け消防予第 60 号）
- ・認知症高齢者グループホーム等の火災対策の充実のための介護保険部局、消防部局及び建築部局による情報共有・連携体制の構築について（平成 27 年 3 月 31 日付け消防予第 136 号）
- ・建築物への立入検査等に係る関係行政機関による情報共有・連携体制の構築について（平成 27 年 12 月 24 日付け消防予第 480 号）

## 5 警告

### (1) 警告の意義

警告とは、違反事実又は火災危険等が認められる事実について、防火対象物の関係者に対し、当該違反の是正又は火災危険等の排除を促し、これに従わない場合、命令、告発等の法的措置をもって対処することの意思表示である。

警告は、命令の前段的措置として行うのが原則で、性質上行政指導にあたる。したがって、警告自体には法的な強制力はない。

## (2) 警告の要件の確認

警告の要件は、警告が命令の前段措置として行われるものであるため、命令の要件と一致させる。  
〔資料 1 命令の要件一覧〕参照)

## (3) 警告書の作成

警告書の作成（「第 4 違反処理関係書式の記入要領等 6 警告書の作成」参照）

## (4) 警告書の交付

ア 名宛人に直接交付し、受領書（受領者が署名押印したもの）を求める。（「第 4 違反処理関係書式の記入要領等 11 各種書式作成例 ⑩ 作成例⑩「受領書」」参照）

イ 名宛人に直接交付できない場合は、次のいずれかの方法による。

(ア) 名宛人の住所、居所、営業所又は事務所等において名宛人が不在の場合は、名宛人と相当の関係のある者（名宛人の従業員若しくは配偶者又は防火管理者等）が警告書の交付を受けることを拒まないときは、これらの者に警告書を交付することができる。この場合、交付した者に受領書を求める。

(イ) 直接交付ができない場合で、名宛人に異議がないときは、就業場所にその書類を置いておくことでかえることができる。この場合、後日、名宛人から受領書を求める。

(ウ) 配達証明郵便（必要に応じて配達証明付き内容証明郵便<sup>1）</sup>）により送達する。

（参考 7）内容証明の作成要領

## (5) 履行期限の到来

ア 警告を行った後は、履行期限まで静観することなく、受命者の是正意思の後退又は中断のないように終始一貫した追跡指導を行う。

イ 履行期限が到来したら、確認調査を実施する。

## (6) 確認調査

法第 4 条に基づく立入検査等により履行状況を確認する。

---

## 1 配達証明付き内容証明郵便

配達証明は郵便物が配達された事実を証明し、内容証明は郵便物の内容とそれが差し出されたことを証明する。内容証明は、文書に確定日付を与える効力があることから法律的に重要な意思表示をする場合の文書に利用される。不利益処分を前提とした警告等の違反処理に関する文書を発送する場合は、配達証明と内容証明を併用する。

### （参考 7）内容証明の作成要領

- ① 3 部（郵便局保管用謄本、送付用文書、差出人保管用謄本）作成する。
- ② 用紙の大きさに規定はなく、罫線やマス目が引かれている必要もない。
- ③ 用紙 1 枚あたりの文字数には制限があり、縦書きにすることは、1 行 20 字以内、1 枚 26 行以内で作成する。  
また、横書きにすることは、1 行 13 字以内・1 枚 40 行以内、1 行 20 字以内・1 枚 26 行以内又は 1 行 26 字以内・1 枚 20 行以内で作成する。
- ④ 用紙が 2 枚以上になる場合には、1 冊に綴じその綴じ目に契印（3 部すべて）をする。
- ⑤ 公印は、正本（送付用）のみにすればよく、他の 2 部は正本の写しでもよい。
- ⑥ 謄本には、「文書差出人」及び「文書受取人」の住所・氏名を末尾余白に付記するが、その住所・氏名が文書の内容に記載されたものと同一であるときは、これを省略することができる。
- ⑦ 付記については、文字数に算入されない。

## 6 命令の事前手続

行政庁は、法令に基づき、違反調査等の結果を踏まえ、命令（不利益処分）を行うこととなるが、当該命令の公正の確保と行政手続の透明性の向上を図り、当該命令の名宛人に対して「聴聞<sup>1</sup>」の手続又は「弁明の機会の付与<sup>1</sup>」の手続をとる必要がある。

なお、法第4条第1項に基づく資料提出命令及び報告徴収は、行手法第3条第1項第14号に規定する「情報の収集を直接の目的としてされる処分及び行政指導」に該当すると解されるため、行手法第2章（第5条）から第4章の2（第36条の3）までの規定は適用されない。

### (1) 聴聞（行手法第13条第1項第1号）

聴聞は、許認可等<sup>2</sup>の取消しの不利益処分等をする場合に、名宛人に対して口頭による意見陳述・質問等の機会を与え、行政庁とのやり取りを経て事実判断を行う手続をいう。

#### ア 聴聞の主宰

聴聞は、名宛人と直接相対し口頭によりやり取り等が行われるため、公正に進行させその記録を作成する必要がある。このことから、行政庁により指名された職員が主宰する<sup>3</sup>こととし、かつ、主宰者の公正・中立性を明確にするために名宛人の利害関係者等は主宰できない<sup>4</sup>こととしている。

#### イ 聴聞の通知

行政庁は、聴聞を行うに当たっては、聴聞を行うべき期日までに相当な期間<sup>5</sup>において、不利益処分の名あて人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

##### (ア) 聴聞の通知の内容（行手法第15条第1項）

- ・ 予定される不利益処分内容及び根拠となる法令の条項
- ・ 不利益処分の原因となる事実
- ・ 聴聞の期日及び場所
- ・ 聴聞に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地

##### (イ) 教示（行手法第15条第2項）

- ・ 聴聞の期日に出頭して意見を述べ、及び証拠書類又は証拠物（以下「証拠書類等」という。）を提出し、又は聴聞の期日への出頭に代えて陳述書及び証拠書類等を提出することができること。
- ・ 聴聞が終結する時までの間、当該不利益処分の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができること。

##### (ウ) 名宛人の所在不明の場合の送達方法（行手法第15条第3項）

行政庁は、不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合<sup>6</sup>においては、第1項の規定による通知を、その者の氏名、同項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所<sup>7</sup>の掲示場に掲示することによって行うことができる。この場合においては、掲示を始めた日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

#### ウ 当事者等への対応<sup>8</sup>（行手法第16条、第17条、第18条、第20条及び第21条）

聴聞に関する当事者等の権利を保護するため、代理人の選任、当該不利益処分につき利害関係を有する者の参加、証拠資料の閲覧、意見陳述、証拠書類等の提出及び行政庁職員への質問等について規定していることから、適切に対応する必要がある。

#### エ 聴聞の実施（行手法第20条、第22条、第23条及び第25条）

- (ア) 主宰者は、聴聞の期日の冒頭において、行政庁の職員に予定される不利益処分の内容等を説明させなければならない。（行手法第20条第1項）

- (イ) 主宰者は、聴聞において、当事者等に対し質問し、意見陳述若しくは証拠書類等の提出を促し、又は行政庁の職員に対し説明を求めることができる。(行手法第 20 条第 4 項)
- (ウ) 主宰者は、当事者等の一部が出頭しないときでも、聴聞の期日における審理を行うことができる。(行手法第 20 条第 5 項)
- (エ) 主宰者は、聴聞の期日における審理の結果、聴聞を続行する必要があると認めるときは、新たな期日を定めることができる。(行手法第 22 条)
- (オ) 主宰者は、当事者等が聴聞の期日に出頭せず、かつ、聴聞の期日までに陳述書等を提出しない場合には、聴聞を終結することができる。(行手法第 23 条)
- (カ) 行政庁は、聴聞の終結後に必要があるときは、主宰者に対し聴聞の再開を命ずることができる。(行手法第 25 条)

オ 聴聞調書の作成 (行手法第 24 条第 1 項)

- (ア) 聴聞調書は聴聞の主宰者が作成する。
- (イ) 聴聞調書は聴聞の審理の経過を記載した調書であり、不利益処分の原因となる事実に対する当事者及び参加人の陳述の要旨を明らかにしておく。
- (ウ) 当事者等から提出された証拠書類等を添付する。

カ 報告書の作成 (行手法第 24 条第 2 項)

- (ア) 報告書は聴聞の主宰者が作成する。
- (イ) 不利益処分の原因となる事実に対する当事者等の主張に理由があるかどうかについての意見を記載する。
- (ウ) 聴聞調書とともに行政庁に提出する。

キ 不利益処分の決定 (行手法第 26 条)

行政庁は、聴聞調書の内容と報告書に記載された主宰者の意見を十分に参酌して不利益処分を決定する。

**(2) 弁明の機会の付与 (行手法第 13 条第 1 項第 2 号)**

弁明は、聴聞の手续をとる不利益処分に該当しない不利益処分を行う場合に、原則として書面による処分の原因となる事実に関する意見陳述のための機会を与える手続をいう。

なお、行政庁が口頭であることを認めた場合は、口頭による弁明の機会が付与できる。(行手法第 29 条第 1 項)

ア 弁明の機会の付与の通知

行政庁は、弁明書の提出期限（口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、その日時）までに相当な期間において、不利益処分の名宛人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (ア) 通知内容 (行手法第 30 条)
  - ・ 予定される不利益処分内容及び根拠となる法令の条項
  - ・ 不利益処分の原因となる事実
  - ・ 弁明書の提出先及び提出期限（口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、その旨並びに出頭すべき日時及び場所）
- (イ) 弁明書の提出期限までの相当な期間 (行手法第 31 条において準用する第 15 条第 3 項)  
聴聞に関する手続を準用する。
- (ウ) 名宛人の所在不明の場合の送達方法 (行手法第 31 条において準用する第 16 条)

聴聞に関する手続を準用する。

イ 弁明書の受理

ウ 口頭による弁明の機会の付与が行われた場合は、弁明調書を作成する。弁明調書は、署名及び押印を求める。

エ 不利益処分決定

(ア) 弁明手続の終了後、弁明の内容を十分に参酌して不利益処分を決定する。

(イ) 正当な理由なく弁明書が提出されなかった場合には、事務処理を進め不利益処分を決定する。

### (3) 聴聞・弁明手続の省略（行手法第13条第2項）<sup>9</sup>

行手法第13条第2項は、命令の個別具体的な状況又は特殊性により、「聴聞」の手続及び「弁明の機会の付与」の手続をとることを要しないと考えられるものを規定している。

### (4) 命令の中止

聴聞、弁明の結果、命令等を行うことが妥当でない<sup>10</sup>ことが判明した場合は、命令等を中止する。

---

## 1 聴聞・弁明の機会の付与（行手法第13条第1項）

行政庁は、不利益処分をしようとする場合には、次の各号の区分に従い、この章の定めるところにより、当該不利益処分の名あて人となるべき者について、当該各号に定める意見陳述のための手続を執らなければならない。

### (1) 次のいずれかに該当するとき 聴聞

イ 許認可等を取り消す不利益処分をしようとするとき

ロ イに規定するもののほか、名あて人の資格又は地位を直接にはく奪する不利益処分をしようとするとき。

ハ 名あて人が法人である場合におけるその役員の解任を命ずる不利益処分、名あて人の業務に従事する者の解任を命ずる不利益処分又は名あて人の会員である者の除名を命ずる不利益処分をしようとするとき。

ニ イからハまでに掲げる場合以外の場合であって行政庁が相当と認めるとき。

### (2) 前号イからニまでのいずれにも該当しないとき 弁明の機会の付与

## 2 許認可等（行手法第2条第3号）

許認可等とは、法令に基づき、行政庁の許可、認可、免許その他の自己に対し何らかの利益を付与する処分をいう。

## 3 行政庁により指名された職員が主宰する（聴聞の主宰者の指定（行手法第19条第1項））

聴聞は、行政庁が指名する職員その他政令<sup>※</sup>で定める者が主宰する。

※ 行手令第3条

法第19条第1項の政令で定める者は、次に掲げる者とする。

(1) 法令に基づき審議会その他の合議制の機関の答申を受けて行うこととされている処分に係る聴聞にあつては、当該合議制の機関の構成員

(2) 保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第14条第2項の規定による処分に係る聴聞にあつては、准看護師試験委員

(3) 歯科衛生士法（昭和23年法律第204号）第8条第1項の規定による処分に係る聴聞にあつては、歯科衛生士の業務に関する学識経験を有する者

(4) 医療法（昭和23年法律第205号）第23条の2、第24条第1項、第24条の2、第28条又は第29条第1項若しくは第2項の規定による処分に係る聴聞にあつては、診療に関する学識経験を有する者

## 4 名宛人の利害関係者等は主宰できない（除斥事由（行手法第19条第2項））

次の各号のいずれかに該当する者は、聴聞を主宰することができない。

(1) 当該聴聞の当事者又は参加人

(2) 前号に規定する者の配偶者、四親等内の親族又は同居の親族

(3) 第一号に規定する者の代理人又は次条第三項に規定する補佐人

(4) 前三号に規定する者であった者

(5) 第一号に規定する者の後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人

(6) 参加人以外の関係人

## 5 聴聞を行うべき期日までに相当な期間

行政手続法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成5年法律第89号）により改正された一部の個別法において、「聴聞の期日までにおくべき相当な期間は、2週間を下回つてはならない。」旨の規定がおかれたことを参考とする。

## 6 不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合

あらかじめ、不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明していない場合や聴聞の通知を郵送により行ったものの居所が不明である場合などにおいて、必要に応じて追跡調査を行ってもなお相手方の住所及び居所等が不明である場合をいう。

## 7 当該行政庁の事務所

消防本部又は消防署等をいう。

## 8 当事者等への対応（行手法第16条、第17条、第18条、第20条及び第21条）

- ① 代理人の選任について（行手法第16条）
- ② 参加人及び参加人の代理人の選任について（行手法第17条）
- ③ 証拠書類の閲覧について（行手法第18条）
- ④ 意見陳述、証拠書類等の提出及び行政庁の職員への質問等について（行手法第20条第2項）
- ⑤ 補佐人の出頭について（行手法第20条第3項）
- ⑥ 聴聞の期日までの陳述書及び証拠書類等の提出について（行手法第21条）

## 9 聴聞・弁明手続の省略（行手法第13条第2項）

次の各号のいずれかに該当するときは、前項の規定は、適用しない。

- (1) 公益上、緊急に不利益処分をする必要があるため、前項に規定する意見陳述のための手続を執ることができないとき。（省略することが考えられる例：法第5条の3第1項）
- (2) 法令上必要とされる資格がなかったこと又は失われるに至ったことが判明した場合に必ずすることとされている不利益処分であって、その資格の不存在又は喪失の事実が裁判所の判決書又は決定書、一定の職に就いたことを証する当該任命権者の書類その他の客観的な資料により直接証明されたものをしようとするとき。
- (3) 施設若しくは設備の設置、維持若しくは管理又は物の製造、販売その他の取扱いについて遵守すべき事項が法令において技術的な基準をもって明確にされている場合において、専ら当該基準が充足されていないことを理由として当該基準に従うべきことを命ずる不利益処分であってその不充足の事実が計測、実験その他客観的な認定方法によって確認されたものをしようとするとき。（省略することが考えられる例：法第17条の4第1項）
- (4) 納付すべき金銭の額を確定し、一定の額の金銭の納付を命じ、又は金銭の給付決定の取消しその他の金銭の給付を制限する不利益処分をしようとするとき。
- (5) 当該不利益処分の性質上、それによって課される義務の内容が著しく軽微なものであるため名あて人となるべき者の意見をあらかじめ聴くことを要しないものとして政令<sup>\*</sup>で定める処分をしようとするとき。

### ※ 行手令第2条

行手法第13条第2項第5号の政令で定める処分は、次に掲げる処分とする。

- (1) 法令の規定により行政庁が交付する書類であって交付を受けた者の資格又は地位を証明するもの（以下この号において「証明書類」という。）について、法令の規定に従い、既に交付した証明書類の記載事項の訂正（追加を含む。以下この号において同じ。）をするためにその提出を命ずる処分及び訂正に代えて新たな証明書類の交付をする場合に既に交付した証明書類の返納を命ずる処分
- (2) 届出をする場合に提出することが義務付けられている書類について、法令の規定に従い、当該書類が法令に定められた要件に適合することとなるようにその訂正を命ずる処分

## 10 命令等を行うことが妥当でない

警察比例の原則（行政法学上の警察権の実施について、その手段・態様は除去されるべき障害の大きさに比例しなければならない、選択可能な措置のうち必要最小限度にとどまらなくてはならないとする原則）に反した妥当性のない命令をいう。

## 7 命令

### (1) 命令の意義

消防法上の命令は、行政庁としての市町村長、消防長又は消防署長などの命令権者が、消防法上の命令規定に基づき、公権力の行使として、特定の者（主として関係者）に対し、具体的な火災危険の排除や消防法令違反等の是正について、義務を課す意思表示であり、通常、罰則の裏付けによって、間接的にその履行を強制している。

### (2) 命令の要件の確認（「資料1 命令の要件一覧」参照）

### (3) 命令書の作成（「第4 違反処理関係書式の記入要領等 7 命令書の作成」参照）

### (4) 命令書の交付<sup>1</sup>

ア 命令書は、名宛人に直接交付し、受領書を求める。

なお、口頭による命令を行った場合は、事後に命令書又は通知書を交付し、受領書を求めることが望ましい。（この場合の命令書の日付は、当該命令を実施した日付とする。）

イ 命令書を手交できない場合は、次のいずれかの方法による。

- (ア) 名宛人の住所、居所、営業所又は事務所等において名宛人が不在の場合は、名宛人と相当の関係のある者（従業員若しくは配偶者又は防火管理者等）が命令書の交付を受けることを拒まないときは、これらの者に命令書を交付することができる。この場合、交付した者に受領書を求める。

(イ) 直接交付ができない場合で、名宛人に異議がないときは、就業場所にその書類を置いておくことでかえることができる。この場合、後日、名宛人から受領書を求める。

(ウ) 配達証明付き内容証明郵便により送付する。

## (5) 標識等による公示

ア 公示<sup>2</sup>が必要な命令

法第5条第1項、第5条の2第1項、第5条の3第1項、第8条第3項及び第4項、第8条の2第5項及び第6項、第8条の2の5第3項、第17条の4第1項及び第2項並びに法第36条第1項において準用する第8条第3項及び第4項並びに第8条の2第5項及び第6項の規定に基づく命令

イ 公示の期間

命令を行ったときは、速やかに公示し、命令事項が履行された時等、命令が効力を失うまでの間、維持する必要がある。

ウ 公示の方法<sup>3</sup>

公示の方法は、標識の設置、市町村公報への掲載その他総務省令に基づき市町村長が定める方法によるものとし、標識は、当該防火対象物に出入りする人々が見やすい場所に設置<sup>4</sup>する。

(市町村長の定める方法の例)

- ・当該消防機関が属する市町村の事務所での掲示
- ・当該消防本部及び消防署での掲示
- ・当該消防本部又は当該消防本部が属する市町村のホームページへの掲載<sup>5</sup>

※ホームページに掲載する場合は、他の方法と併せて行うものとする。

## (6) 公示の撤去

命令の効力が消滅<sup>6</sup>した場合や火災危険の程度と命令内容が均衡を欠き、当該命令の効力を継続させることが不適切となった場合（命令を解除する場合<sup>7</sup>）等に公示の撤去<sup>8</sup>を行う。

(参考8) 違反処理に伴い予想される争訟事案

(参考9) 行政救済法

## (7) 履行期限の到来

ア 命令を行った後は、履行期限まで静観することなく、受命者の是正意思の後退又は中断のないように終始一貫した追跡指導を行う。

イ 履行期限が到来したら、確認調査を実施する。

## (8) 確認調査

法第4条に基づく立入検査等により履行状況を確認する。

---

## 1 命令書の交付

- ① 消防法上の命令は、要式行為ではないから、法的には口頭（口頭命令）であろうと文書（文書命令）であろうと、その形式は問わない。しかし、実務上は、命令内容を受命者に明確に示すことによって、後日、命令の存否や内容等について無用なトラブルを避けるためにも、また、命令違反を告発する場合の挙証資料とするためにも、緊急やむを得ない場合以外は、文書命令の形をとるべきである。
- ② 口頭命令を行った場合は、後日、同命令と同一日付及び同一内容の命令書又は命令を行った旨の通知書等を交付することが望ましい。口頭命令が有効に成立している以上、あらためて命令書等を交付することは、法律上必要とされているわけではないが、命令の事実や命令違反の事実などの挙証手段として実務上要請されるものである。
- ③ 命令の効力の発生時期は、命令が受領者に到達したときで、社会通念上一般に了知することができる客観的状況に置かれたときである。このことから、直接手交できない場合は、後日の到達の有無の争いを避けるため、配

達証明及び内容証明郵便により送付する。

※ 参考

郵便物が不在を理由に返戻されたときは、受命者が郵便物の内容を推知しうるものであり、郵便物が容易に受領可能であれば、郵便物の留置期間の満了時点をもって到達したときとなる。消防法の命令において、不履行の場合には命令に移行する旨を記載した警告書の交付が先行している場合には、受命者は郵便物の内容が消防署長等による命令であることを推知しうることになり、又、郵便物を受領することは一般的には容易であるから、この留置期間満了時点が命令の効力発生日となる。

## 2 公示

命令を行ったときは、違反状態が継続している間、標識の設置や公報への掲載などにより、措置命令の内容などの周知を図る。

※ 公示制度の法的趣旨

防火対象物について命令を行ったときの公示は、火災予防上の危険があることや、消防法令違反があり、消防機関によって措置命令が発せられて、履行される前の状態にあることを周知することで、当該防火対象物の利用者や近隣の防火対象物の関係者等の第三者が、不測の損害を被ることを防ぐために必要な措置を講じることが可能になるようにするものである。なお、発せられた命令が即時に履行された場合には、公示の必要はない。

## 3 公示の方法

公示方法の選択については、個々の違反の態様と程度に照らし、違反の程度が重大なものなどについては標識を設置するなど、適切な方法を選択する。

## 4 標識の設置

標識の設置に際して、標識を設置する場所について権原を有している当該防火対象物の関係者や当該防火対象物のある場所の所有者、管理者又は占有者が、受命者である当該防火対象物の関係者と異なる場合であっても、受命者と一定の関係が認められることから、標識の設置の受忍義務を負うと考えられる。この場合においても、標識を設置することで公示により周知されるべき第三者が得られる利益と、標識の設置により当該標識の設置場所について権原を有している者が被る損害を比較衡量したうえで、妥当な場所に設置されることが必要である。

※ 標識を損壊した場合等

設置された標識を損壊した者には、器物損壊罪又は軽犯罪法が、暴行又は脅迫を加えて標識の設置を拒み又は妨げた者には公務執行妨害罪が適用される可能性があるので、行為者に対しては告訴・告発で対応する。

## 5 ホームページへの掲載

標識の設置等に併せて、当該防火対象物を利用しようとする者等にもその情報を周知するため、必要に応じ、消防本部のホームページを活用した情報公開を行うものとする。

## 6 命令の効力が消滅

命令の効力は、命令事項の履行、命令期間の終了又はその取消し、撤回、若しくは命令対象の消滅などの事由により消滅する。

## 7 命令を解除する場合

公報への掲載により公示した場合は、命令を解除する旨の文書を受命者に対して交付してもよい。

## 8 公示の撤去

公示は、命令の効力が消滅した場合、又は一部の違反事項が是正され、若しくは代替措置等が講じられ、火災危険の程度と命令内容が均衡を欠き当該命令の効力を継続させることが不適切となり命令を解除した場合に撤去する。

### (参考 8) 違反処理に伴い予測される争訟事案

#### ① 消防機関側の権限不行使を理由とする損害賠償請求について

建物火災によって死傷者が発生し、当該建物に消防用設備等未設置や防火管理業務不適正などの消防法令違反若しくは防火区画未設置などの建築基準法令違反が、存在若しくは併存しており、死傷者の発生と当該違反とに因果関係があるとされるときは、消防機関が使用停止命令等の行政処分を実施しなかったという不作為について、国家賠償法第1条第1項に基づく損害賠償請求訴訟が提起される可能性がある。

この場合、火災発生の時点における火災予防上の知見の下において、消防法令の目的及び消防機関に付与された権限の性質等に照らし、その許容される限度を逸脱して著しく合理性を欠くと認められるときは、当該権限の不行使は、裁判所によって国家賠償法第1条第1項の適用上違法と判断されることがあると思われる。

#### ② 命令に瑕疵がある場合の行政争訟について

命令は、行政処分であるから、欠陥のある命令で受命者が命令に不服がある場合には、不服申立てや取消訴訟によって事前に（履行前に）その法的効果（命令によって受命者に課せられた義務）を否定することができる。

瑕疵ある命令は、欠陥の種類や程度により無効の命令と取り消すことができる命令とに区別される。

通説・判例は、行政処分の瑕疵が、重大、かつ、明白である場合にのみ無効になるとする「重大明白説」を採用している。（最判昭和34年9月22日民集13巻11号1426頁）

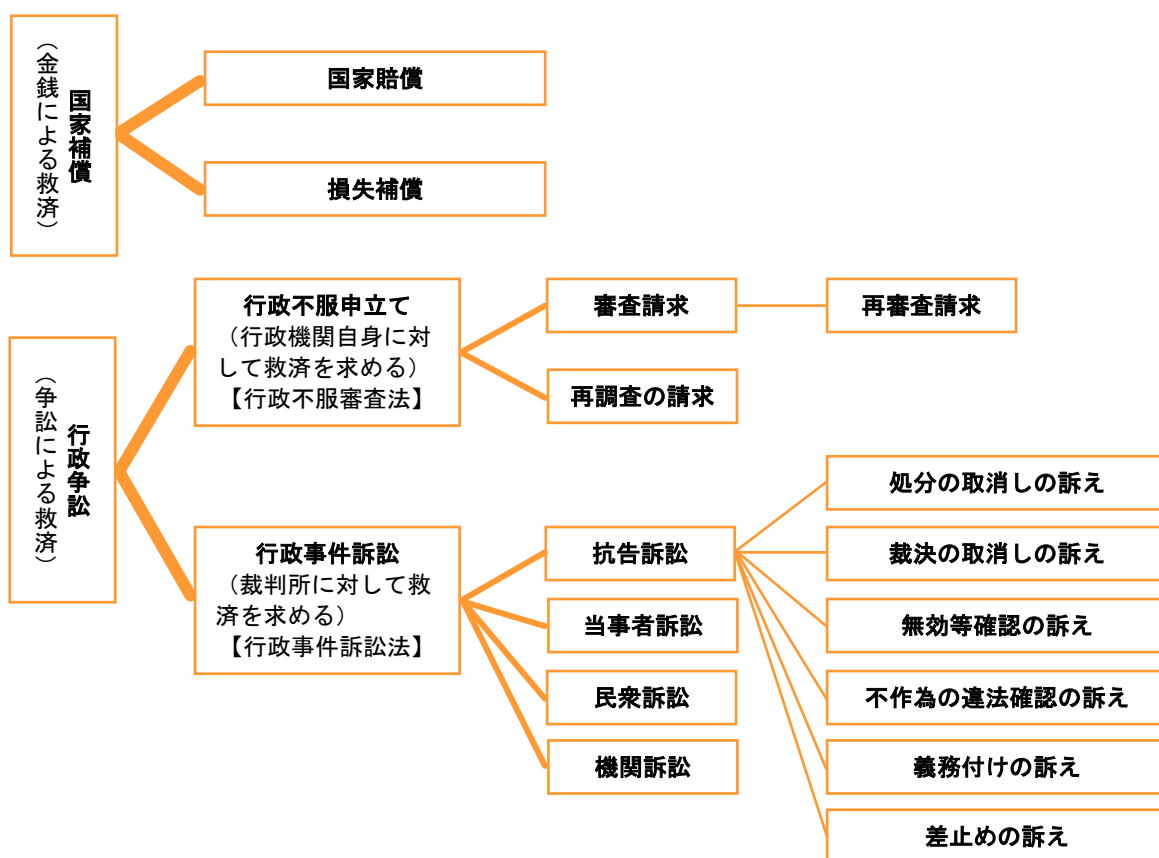
一般に、命令が無効又は取消しとなる原因としては、次のような事項が挙げられる。

- ・主体に関する瑕疵  
命令権者の権限外の行為である場合
- ・客体に関する瑕疵  
履行義務者でない者を名宛人とした場合
- ・内容に関する瑕疵  
命令の内容が法律上又は事実上実現不可能な場合  
命令の内容が不明確であるため、受命者が当該命令を履行し得ない場合
- ・形式に関する瑕疵  
名宛人の氏名・名称、命令権者の記名押印など、命令に必要な一定の形式を欠く場合
- ・手続きに関する瑕疵  
命令を行う場合、その前提として聴聞、弁明等一定の手続きをとることが必要とされているのに、怠った場合  
したがって、以上のような瑕疵が生じないよう留意し、適切に対応する必要がある。

### （参考9）行政救済法

消防機関の行う違反処理に伴う行政処分等（以下「行政作用」という。）に対する救済を図る方法には、行政作用によって生じた損害を金銭で償う方法と行政作用そのものについて争い、その行政作用の取消しを求める争訟による方法があり、前者を「国家補償」、後者を「行政争訟」という。

- ① 「国家補償」には、違法な行政作用によって生じた損害を金銭で償う国家賠償と適法な行政作用によって生じた損失を金銭で償う損失補償という2つの制度がある。
- ② 「行政争訟」は、行政機関自身に対して救済を求める「行政不服申立て」と裁判所に対して救済を求める「行政事件訴訟」という2つの制度があり、行政不服申立ての手続については「行政不服審査法」に、行政事件訴訟の手続については「行政事件訴訟法」にそれぞれ規定されている。



## 8 告発

### (1) 告発の意義

告発は、告訴権者（犯罪による被害者等）及び違反者（犯人）以外の第三者が、捜査機関（警察又は検察）に対し、違反事実（消防法令違反）を申告して、処罰を求める意思表示である。告発は、消防機関が自らの責任と裁量に基づき、人命危険、延焼拡大危険、悪質性等を総合的に検討して判断するものであるが、円滑に告発が受理されるために捜査機関と事前協議することが望ましい。

### (2) 告発の検討<sup>1</sup>

ア 告発要件に該当するか検討する。

イ 命令違反等の罰則規定に該当した事実があり、告発をもって措置すべきと認められる事案<sup>2</sup>については、告発を前提とした違反調査を開始する。

（参考 10）「防火対象物点検報告」又は「消防用設備等（特殊消防用設備等）点検報告」の未報告に対するフロー

（参考 11）「防災管理点検報告」の未報告に対するフロー

### (3) 告発のための違反調査<sup>3</sup>

ア 違反事実の特定

（ア）違反者の氏名、本籍、住所、職業、生年月日（法人の場合は、商号、本店所在地、代表者の職名・住所・氏名）

（イ）違反発生日時

（ロ）違反発生場所

（エ）違反対象物の用途、規模、構造等

（オ）違反内容

（カ）適用法条（両罰規定の適用の有無<sup>4</sup>）

（キ）指導経過

（ク）共犯者の有無<sup>5</sup>

（ケ）その他違反事実の特定に必要な事項

イ 違反の情状の認定

（ア）違反の目的、動機

（イ）繰り返し違反の状況

（ロ）違法性の認識

（エ）危険性の認識

（オ）災害の発生状況

（カ）業務経歴等

（キ）その他違反の情状の認定に必要な事項

ウ 社会、公共への影響（違反調査の方法）

（ア）違反者等からの違反事実にかかわる事情の聴取及び録取<sup>6</sup>

（イ）違反事案にかかわる実況見分及び写真撮影

（ロ）物証、書証の収集

（エ）その他

### (4) 捜査機関との協議<sup>7</sup>

ア 違反の立証内容などについて告発先と十分協議し、法的問題を検討しておく。

イ 初動調査の着手段階から必要な協議を進めることが望ましい。

ウ 捜査機関との事前協議においては情報提供シート（「第4 違反処理関係書式の記入要領等 9 情報提供シートの作成」参照）を活用する等して、違反の事実を端的に説明できるようにしておく。

エ 告発書の内容や添付書類（違反調査報告書、実況見分調書、質問調書等）の可否についてあらかじめ捜査機関と協議すること。

## (5) 告発書の作成

告発書に証拠資料（違反調査報告書、実況見分調書、質問調書等）を添付する。

## (6) 告発書の提出

告発は、違反地を管轄する司法警察員<sup>8</sup>又は検察官に告発書を提出することにより行う。

(参考 12) 告発後の刑事手続

---

## 1 告発の検討

刑訴法第 239 条第 2 項は「官吏又は公吏は、その職務を行うことにより犯罪があると思料するときは、告発をしなければならない。」と規定し、公務員の告発義務について定めている。

ただし、この告発義務については、当該公務員の職務上正当と考えられる程度の裁量まで禁止するものではないとされる。

## 2 告発をもって措置すべきと認められる事案

### ① 命令違反を前提とする罰則規定に関する事案

- ・防火対象物使用禁止等命令違反（法第 5 条の 2 第 1 項違反）
- ・防火管理者選任命令違反（法第 8 条第 3 項違反）
- ・屋内消火栓設備設置維持命令違反（法第 17 条の 4 第 1 項違反）
- ・スプリンクラー設備設置維持命令違反（法第 17 条の 4 第 1 項違反）
- ・自動火災報知設備設置維持命令違反（法第 17 条の 4 第 1 項違反）
- ・その他命令違反の内容が重大なもの

### ② 規定違反に対する直接の罰則規定に関する事案

- ・立入検査の拒否（法第 4 条第 1 項違反）の繰り返し
- ・防火対象物点検報告の未報告（法第 8 条の 2 の 2 第 1 項違反）の繰り返し※
- ・消防用設備等又は特殊消防用設備等点検報告の未報告（法第 17 条の 3 の 3）の繰り返し※
- ・無資格者による消防用設備等工事（法第 17 条の 5 第 1 号違反）
- ・防災管理点検報告未報告（法第 36 条第 1 項において準用する法第 8 条の 2 の 2 第 1 項）の繰り返し※
- ・その他違反内容が悪質なもの

※ の事案について度重なる指導にもかかわらず改善が見られない場合には、勧告により対応し、悪質性があり、火災発生時の人命危険が大である場合は、告発により対応する。（「(参考 9、参考 10) フロー」参照）

## 3 告発のための違反調査

「4 警告・命令のための違反調査」の項目における違反調査は刑罰を科すことも前提として要領を示したもので、ここでいう違反については刑法総則の適用を考慮する必要がある。

刑法上、犯罪（違反）とは構成要件に該当する、違法、有責の行為であり、成立には、行為が構成要件に該当しているだけでなく、違法であること（違法性）と有責であること（有責性）が必要である。

なお、立入検査の際の違反指摘等は、構成要件に該当すれば足りると考えられる。

### ① 構成要件

法条文には、犯罪（違反）を構成する要件である主体、行為、客体等が明確に記されており、これを構成要件という。

構成要件に該当すると、違法性と有責性の存在が推定され違反の成立が推定される。

違反調査においては、適用違反条項の構成要件を充足しているかの確認と、命令を実施する場合の当該命令条項の構成要件についても確認する。

### ② 違法性

違法性とは、行為が法律上許されないものであることを意味する。

構成要件に該当する行為でも、その行為が正当行為（刑法第 35 条）、正当防衛（刑法第 36 条）、緊急避難（刑法第 37 条）等の違法性阻却事由に該当すれば、違法性が否定され犯罪は成立しない。

### ③ 有責性

有責性とは、構成要件に該当する違法な行為をしたことについてその行為者が非難を受けるに値することをいう。

構成要件に該当する違法な行為をしたとしても、その行為者が善悪を弁別する能力（責任能力）を持たない場合、有責性は否定若しくは軽減されることとなる。

- ・心神喪失者、心神耗弱者（刑法第 39 条）
- ・刑事未成年者（刑法第 41 条）

14 歳未満の者をいい、この者の行為は罰せられない。

#### ④ 故意・過失について

故意・過失は、構成要件、有責性両方の要素で、違反者の質問調書等の録取において明らかにすべき核心的要素である。

- ・故意とは、行為者が犯罪事実を認識することをいい、故意のない行為は罰することができない。

故意があるというためには、事実の認識のほかに、違法性の認識（意識）（法で禁止されていることの認識）を必要とするかについては学説、判例等により見解が分かれるところであるが、告発等においては、違法性の認識の立証を目指し、これができない場合でも、行為者が違反行為自体の危険性を認識していたことの立証に配慮する。

- ・過失とは、行為者の不注意（一般普通人としての）によって犯罪の事実の発生を認識しなかったことを意味する。

過失は、例外的に過失犯を処罰する規定のあった場合に限り罰せられる。（刑法第 38 条第 1 項ただし書き）

#### 4 両罰規定の適用の有無（法第 45 条）

両罰規定を適用し、法人等事業主の監督責任を問う場合には、法人等の事業に関して違反行為が行われたことを供述等により特定する。

#### 5 共犯者の有無

違反者が上司の指示によって違反行為を行ったなど、違反について複数の者が関与している場合、意思の連絡や行為の分担の内容によって共犯が成立するか確認する。

#### 6 事情の聴取及び録取

- ① 質問調書の作成（「第 4 違反処理関係書式の記入要領等 4 質問調書の作成」参照）

- ② 留意事項

- ・基本的人権の保障（憲法第 11 条）
- ・不利益な供述の強要の禁止、自白の証拠能力の制限（憲法第 38 条）

何人も自己に不利益な供述を強要されない。

強制、拷問若しくは脅迫による自白又は不当に長く拘留若しくは拘禁された後の自白は、これを証拠とすることができない。

- ・何人も自己に不利益な唯一の証拠が自白である場合には、有罪とされ、又は、刑罰を科せられない。
- ・証拠裁判主義（刑訴法第 317 条＝事実の認定は、証拠による。）
- ・自由心証主義（刑訴法第 318 条＝証拠の証明力は、裁判官の自由な判断に委ねる。）

#### 7 捜査機関との協議

告発は、法的には司法警察員又は検察官に行うこととされている。

告発書の作成と証拠資料等の整備を完了した場合には、これら捜査機関に対し、告発書を提出することになる。

捜査機関との事前打合わせは、特に、犯罪事実の構成要件とこれに対応する証拠資料、情状にかかわる事項等を中心として行い、指摘があった場合には、これらを補完して後日、正式に告発書を提出するものとする。

なお、過去の指導経過等から告発に移行する可能性が高いと判断できるものについては、円滑に告発が受理されるよう速やかに捜査機関へ事前相談することが望ましい。事前相談の時期については、措置命令前とすることも考えられる。

#### 8 司法警察員

司法警察員は、捜査の主宰者であり、司法巡査は司法警察員を補助して個々の捜査活動に従事する者である。刑訴法上、司法警察員にあって、司法巡査にない権限の主なもの、逮捕された被疑者を釈放又は送致する権限、告訴、告発、自首の受理権限等である。

（参考）一般司法警察職員

警察庁及び都道府県警察の警察官を総称して、一般司法警察職員という。捜査について主要な役割を担うのがこの一般司法警察職員である。

一般司法警察職員の司法警察員及び司法巡査の範囲は、各公安委員会の定めるところによる（刑訴法第 189 条第 1 項）が、大体、巡査部長以上の階級にある警察官が司法警察員、巡査の階級にある警察官が司法巡査とされ、特に必要があるときは巡査の階級にある警察官も司法警察員に指定されることがある。

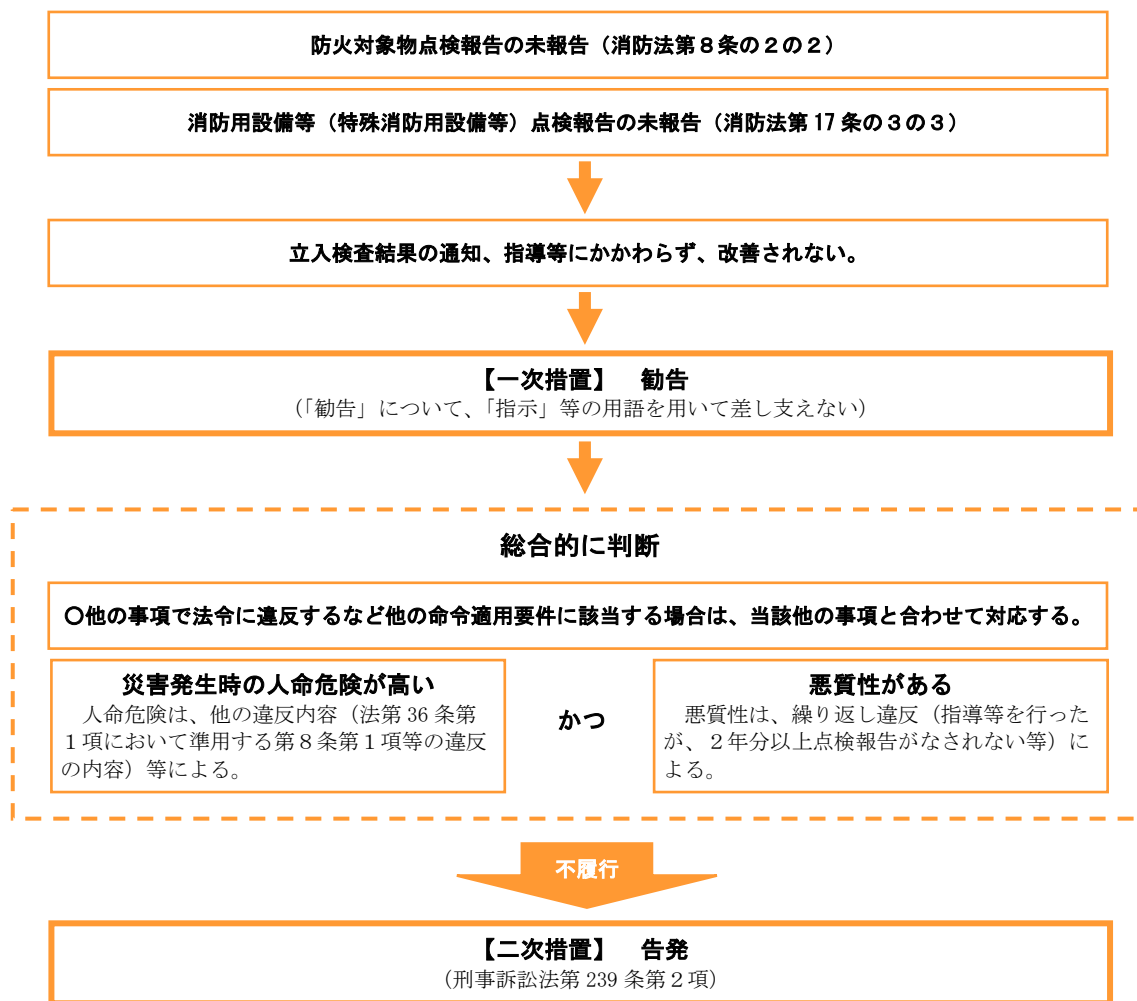
（参考）特別司法警察職員

一般司法警察職員以外の者で、特別の事項について司法警察職員として捜査の職務を行う特定の行政庁の職員を総称して特別司法警察職員という。

(参考 10)「防火対象物点検報告」又は「消防用設備等（特殊消防用設備等）点検報告」の未報告に対するフロー

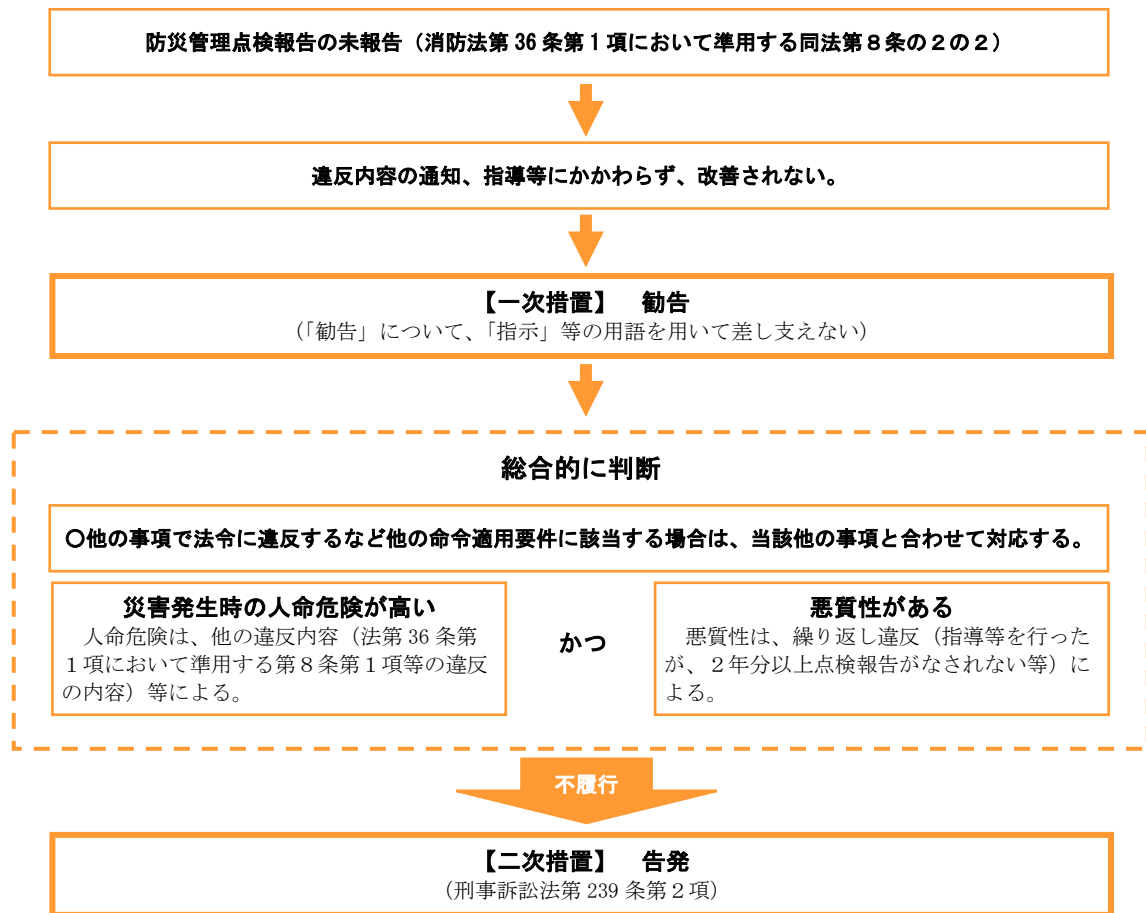
防火対象物点検報告及び消防用設備等又は特殊消防用設備等点検報告の未報告に対しては、次のフローにより処理する。

なお、このフローは、事案の情状に応じこれによらないで処理することを妨げるものではない。



(参考 11) 「防災管理点検報告」の未報告に対するフロー

防災管理点検報告の未報告に対しては、次のフローにより処理する。  
なお、このフローは、事案の情状に応じこれによらないで処理することを妨げるものではない。



## (参考 12) 告発後の刑事手続

### ① 捜査機関による被告発人の取調べ

捜査機関に告発後、通常捜査機関は被告発者の取調べ等必要な捜査を行うこととなるが、この過程において、捜査機関より消防法令違反の状況、危険性等について担当者が説明を求められることもある。消防法令に関する照会を受けた際には、速やかに回答するよう努めるほか、消防法令の技術的、専門的な事項に関する積極的な情報提供を行うなど適宜協力するものとする。なお、警察機関に告発した場合、警察機関は告発書に記載された犯罪事実について捜査を行い書類及び証拠物を検察官に送致又は送付することとなる。

### ② 処分の決定

検察官による取調べが終了した場合は、起訴、不起訴のいずれかの処分決定を行い、処分を決定した場合は速やかにその旨を告発人に通知しなければならない。(刑訴法第 260 条)

検察官の行う起訴処分には、公判請求と略式起訴の 2 種類があり、不起訴処分には「起訴猶予」「罪とならず」「嫌疑なし」「嫌疑不十分」「その他」の区分がある。

処分の通知方法については、法令上の規定はないが、通常、処分通知書により通知される。

また、検察官は、告発のあった事件について不起訴処分を行ったときは、告発人の請求により速やかにその理由を告げなければならないことになっており(刑訴法第 261 条)、告知の方法は、通常「不起訴処分理由告知書」により行われる。

### ③ 略式手続

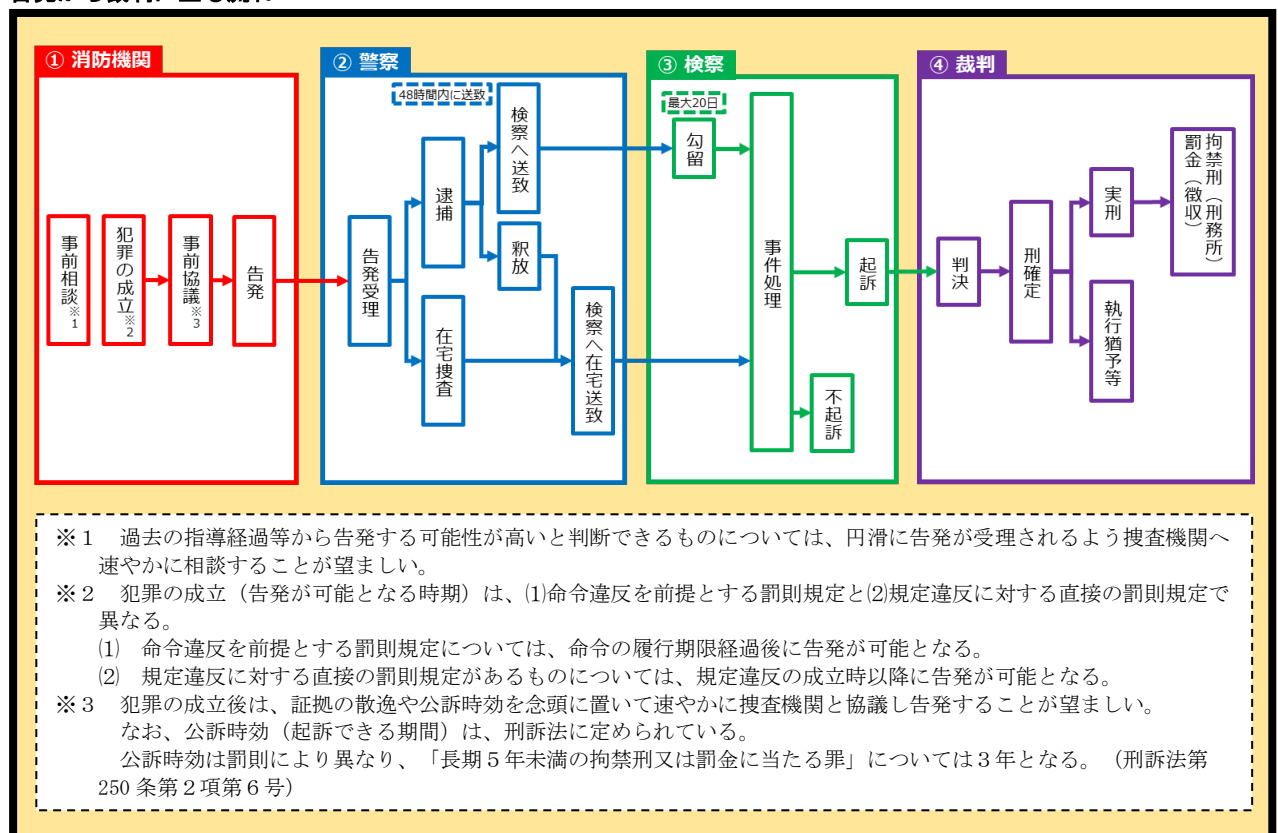
略式手続とは、簡易裁判所が、公判前、検察官提出書類・証拠物のみで審判し、財産刑を科す手続である。争いのない少額の罰金刑事件には簡易な略式手続が合理的であり、かつ、被告人も非公開で、かつ、出頭の煩いのない手続を望むことから設けられた制度である。

なお、略式手続の要件は次のとおりである。

- ・簡易裁判所の管轄に関する事件であること。
- ・100 万円以下の罰金又は科料を科すのを相当とする事件であること。
- ・略式手続によることにつき被疑者に異議がないこと。

略式手続によらない場合、又は、略式命令を受けた者若しくは検察官がその告知を受けた日から 14 日以内に正式裁判の請求を行った場合は、通常の方法による正式裁判が行われる。

## 告発から裁判に至る流れ



## 9 代執行

代執行とは、法令又は行政処分に基づく作為義務のうち、他人が代わって行うことのできる作為義務を義務者が履行しない或いは履行遅滞や見込みがないときに、不履行状態を放置することが著しく公益に反すると認められ、かつ、他人が代わって履行する以外にその履行を実現することが困難である場合に、行政庁自ら又は第三者が義務者のなすべき行為を行い、これに要した費用を義務者から徴収することをいう。

なお、代執行をなすには、相当の履行期限を定め、その期限までに履行がなされないときは、代執行をなすべき旨をあらかじめ文書で戒告しなければならない。

行政庁が自ら行うとは、行政庁がその所属職員の手で行わしめるか、又は、所属職員に命じ、雇い入れられた人夫を非独立的な補助力として用い、それを指揮して行わしめることである。第三者が行うとは、独立の地位にある土建業者などと請負契約を締結して作業の完成を委託することである。

### (1) 代執行の可否の確認

ア 命令違反の内容等が、代執行の要件に該当するか否かを確認する。

イ 法第3条第1項、法第5条第1項及び法第5条の3第1項命令<sup>1</sup>違反の代執行要件

次のいずれかの要件に該当するとき。

- ・措置を履行しないとき。
- ・履行しても十分でないとき。
- ・措置の履行について期限が付されている場合にあっては履行しても当該期限までに完了する見込みがないとき。

ウ イ以外の命令<sup>2</sup>違反等の代執行要件は、上記の要件に加えて次のすべての要件に該当するとき。

- ・他の手段によってその履行を確保することが困難であること。
- ・その不履行を放置することが著しく公益に反すると認められること。

(参考 13) 代執行要件の相違点

### (2) 代執行の要否の検討

代執行要件に該当し代執行が可能となったら、法令違反の程度や代執行を行うべき緊急性等を総合的に判断し、代執行の要否<sup>3</sup>を決定する。

(参考 14) 代執行要件該当後、法令違反の程度や代執行を行うべき緊急性等を総合的に判断した例

### (3) 代執行の主体

代執行権を有する者は、具体的事案について義務の履行を強制し得る権限、すなわち命令権を有する行政庁である。ただし、代執行権を有するのは消防長又は消防署長のみであるため、法第3条第4項、法第5条の3第5項に基づく代執行について、消防吏員は命令権を有する行政庁ではあるが、代執行権は有していない。

### (4) 事前準備

ア 組織体制をつくること。

イ 代執行に伴う作業、警戒、経費等の計画を樹立し、タイムスケジュール等の企画調整を行うこと。

ウ 関係行政機関・マスコミへの情報提供を行うこと。

エ 行政不服審査又は行政事件訴訟の提起に対する対応策の検討をすること。

オ 命令違反に対する告発の検討をすること。

### (5) 戒告（代執行法第3条第1項）

代執行を行うには、相当の履行期限を定め、その期限までに履行されないときは代執行を行う旨をあらかじめ文書で戒告しなければならない。 (参考 15) 教示

## (6) 代執行令書による通知（代執行法第3条第2項）

戒告を受けて、指定の期限までにその義務を履行しないときは、「代執行令書」により、代執行を行う日時、代執行のために派遣する執行責任者の氏名、代執行のための費用の概算見積額を義務者に通知する。

## (7) 代執行の実行<sup>4</sup>

ア 執行責任者の指揮により、代執行を実行する。

イ 執行責任者は、代執行権者が発行する「代執行執行責任者証」を携帯する。

ウ 捜査機関への告発後代執行により消防法令違反が是正された場合は、速やかに当該捜査機関に連絡すること

## (8) 費用徴収

ア 「代執行費用納付命令書」により、実際に要した費用<sup>5</sup>の額及びその納付期日を定め、義務者に納付を命ずる。（代執行法第5条）

イ 義務者が費用を納付しないときは、国税滞納処分の例（差押え）によりこれを徴収する。（代執行法第6条）

---

### 1 法第3条第1項、第5条第1項及び第5条の3第1項命令

これらの命令に基づく代替的作為義務の例は次のとおり。

- ・屋外の駐車場に存置されたガソリン入りのポリタンクの除去命令（法第3条第1項第3号）
- ・防火対象物の避難階段踊り場部分に設置された物置の除去命令（法第5条第1項）
- ・防火対象物の避難階段に存置されたビールケース、ダンボール箱等の物件の除去命令（法第5条の3第1項）

### 2 イ以外の命令

イ以外の命令又は法律に基づく代替的作為義務の例は次のとおり。

- ・虚偽の防火対象物点検済表示の除去命令（法第8条の2の2第4項）
- ・虚偽の特例認定表示の除去命令（法第8条の2の3第8項）
- ・廊下・階段の避難障害となっている商品の整理命令（法第8条第4項）

### 3 代執行の要否

代執行要件に該当すれば代執行の実行は可能であるが、改めて代執行の要否を検討するのは、代執行はあくまでも行政強制として行われる最終的な措置であるためである。

### 4 代執行の実行（代執行法第4条）

行政庁は自ら義務者のなすべき行為をなし、（行政庁の所属職員の手で行わしめるか、又は、所属職員に命じ、雇い入れられた作業員を、指揮して行わしめる。）又は、第三者をしてこれを行わしめる（土建業者などと請負契約を締結してそれに行わしめる。）。いずれの場合においても、執行責任者は、代執行の事実行為についての責任者として、作業の実施にあたる者に対して必要な指示を行い、執行責任者証を携帯し、相手方や関係人の要求があるときはこれを呈示しなければならない。

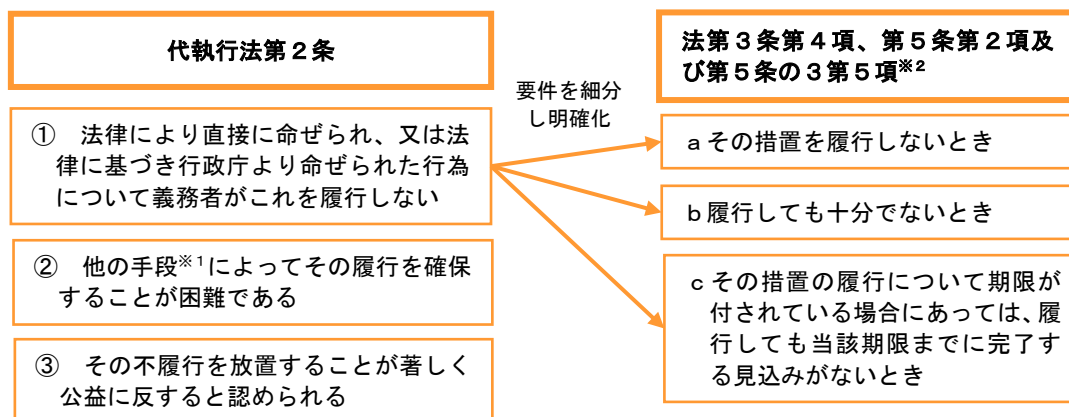
なお、執行責任者は、突発の事故に備えて複数選任することが望ましい。

### 5 実際に要した費用

実際に要した費用というのは、作業員の賃金、請負人に対する報酬、資材費、第三者に支払うべき補償費をいい、代執行に伴う物件の運搬及び保管に要した費用はこれに含まれない。

なお、代執行によって生じた解体材や搬出動産等については、代執行実施作業の開始前又は終了後に、所有者に引き取るべき旨を通知し、かつ、所有者の占有、管理できる状態におけば、行政庁は、原則としてその保管義務を免れるものと解すべきであろうとされている。

(参考 13) 代執行要件の相違点



※1 「他の手段」とは、自主的履行の勧告などの行政指導及び説得等である。

※2 法第3条等の措置命令は、火災予防上の具体的又は現実的な危険が要件であるため、その不履行を放置することが著しく公益に反すると認められること、及び他の行政指導等の手段が尽くされた後に発せられるものであることから、②③の要件を判断することなく代執行できるものである。

(参考 14) 代執行要件該当後、法令違反の程度や代執行を行うべき緊急性等を総合的に判断した例

① 事案の概要

建基法違反の木造2階建ての共同住宅（延べ面積314平方メートル）を新築した。

② 違反内容

建基法第6条第1項及び第5項（無確認建築）、第43条（接道の長さ不足）、第53条（建ぺい率超過）、第58条（高さ制限超過）

③ 命令違反の経過

・工事施工停止命令

当該建基法違反の共同住宅を施工したため、建基法第9条第10項に基づき命令した。

・使用禁止命令

命令に従わず工事を完了させ、入居を始めたため、建基法第9条第7項に基づき命令した。

・是正措置命令

命令に従わず建築物の使用を継続したため、建築物の全部を除却するよう建築主に建基法第9条第1項に基づき命令した。

・代執行要件の可否

建築主が履行期限までに命令内容を履行しなかった。

※ 建基法第9条第12項

特定行政庁は、第1項の規定により必要な措置を命じた場合において、その措置を命ぜられた者が措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき、又は履行しても同項の期限までに完了する見込みがないときは、代執行法の定めるところに従い、自ら義務者のなすべき行為をし、又は第三者をしてこれをさせることができる。

④ 代執行の可否

次の理由により、営利のみを追求した極めて危険、かつ、悪質な本建築物を見逃すことはできないと判断し、代執行の実行を決定した。

・建築主の態度から見て、今後も改善が期待できない。

・近隣環境に対し悪影響を及ぼす。

・入居者の安全が保障されない。

・建築主は建築業を営んでおり、再び悪質な違反建築物が現出しかねない。

※ 非常の場合又は危険切迫の場合、戒告及び代執行令書による通知をする暇がない時は、その手続を経ないで代執行することができる。

### （参考 15）教示

代執行の戒告、代執行令書による通知及び代執行費用納付命令は行政庁の処分であるから、行審法に定める審査請求の対象となる。

したがって、戒告書等には、審査請求ができる旨並びに審査請求をすべき行政庁名及び審査請求期間を教示しなければならない。

なお、審査請求期間は、戒告等の処分のあったことを知った日の翌日から起算して **3 月** 以内である。

また、これらの代執行に係る処分については、取消訴訟の対象となる処分であることから、被告とすべき者（市町村、事務組合等）及び出訴期間（処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内）を教示しなければならない。

### （参考） 過料事件

過料とは、金銭罰の一種であり、刑罰である罰金及び科料と区別して科せられる。その性質から、①秩序罰としての過料、②執行罰としての過料、③懲戒罰としての過料に大別されるが、法第 46 条の 2 から法第 46 条の 5 までに規定する過料は、秩序罰としての過料にあたる。

過料は刑罰ではないから、故意・過失の有無などの刑法総則の適用はなく、また、科刑手続について、告発などの、刑訴法の適用もない。一般手続として非訟事件手続法の定めがある。（非訟事件手続法第 119 条～第 122 条）

#### （1） 過料事件の覚知

立入検査等において、法第 8 条の 2 の 3 第 5 項、法第 36 条第 1 項において準用する法第 8 条の 2 の 3 第 5 項又は法第 17 条の 2 の 3 第 4 項の規定による届出を怠った事実を覚知し、過料についての裁判の手続を行う。

#### （2） 過料事件の通知

ア 過料事件は、管轄地方裁判所<sup>1</sup>に通知<sup>2</sup>する。

イ 通知の際には、違反事実を証する資料<sup>3</sup>を添付する。

（参考 16） 過料裁判の流れ

---

#### 1 管轄地方裁判所

過料に処せられるべき者の住所地を管轄する地方裁判所である。（非訟事件手続法第 119 条）

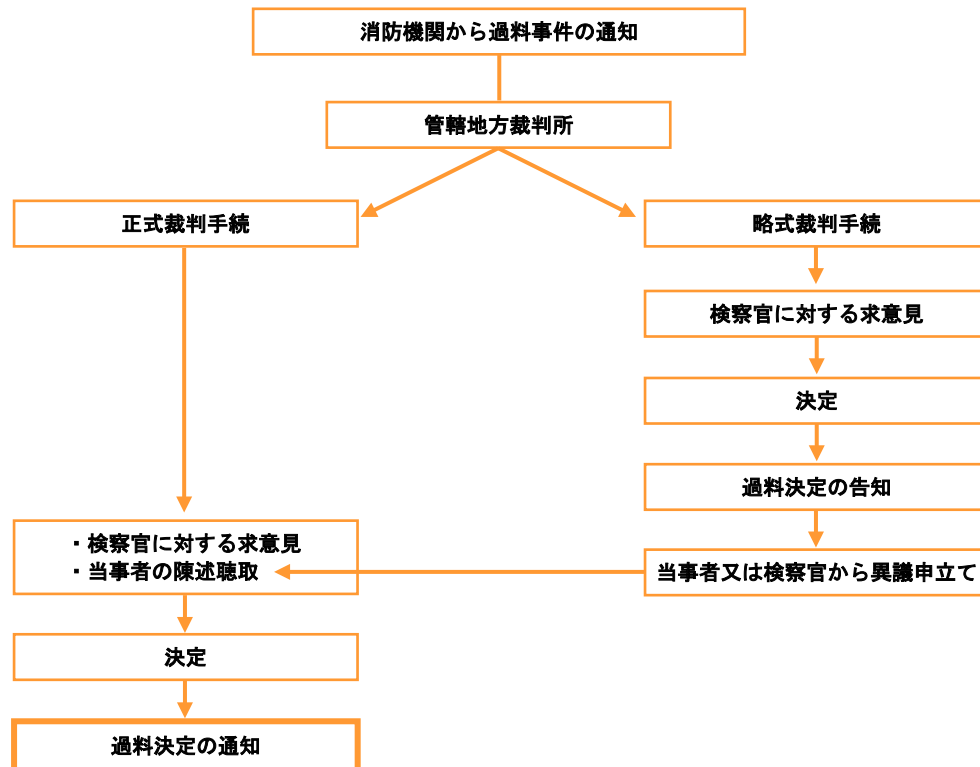
#### 2 通知

通知は、郵送により行うものとする。消防機関の通知により裁判所のその職権の発動（過料の裁判の実施）を促すためのものである。また、通知に関しては、告発（刑訴法第 239 条第 2 項）のような義務はない。なお、違反後、3 年を経過した場合は通知しないものとする。

#### 3 違反事実を証する資料

- ① 特例認定防火対象物の管理権原者であったことを証する資料  
（例）特例認定申請書、同認定通知書
- ② 特例認定防火対象物の管理権原者に変更があったことを証する資料  
（例）賃貸借契約書、譲渡証明書
- ③ 過料に処せられるべき者の住所地を証する資料  
（例）住民票、法人の登記事項証明書等の法人の所在地を確認できるもの
- ④ 違反時点において特例認定防火対象物であったことを証する資料  
（例）違反調査報告書、実況見分調書、立入検査結果通知書

(参考 16) 過料裁判の流れ



※ 裁判結果（過料処分の有無、過料額等）については本人に告知（郵送）されることとなり、消防機関への情報提供は行われない。  
なお、処分がなされない場合には本人にも通知されない。

## 資料1 命令の要件一覧

| 命令条文<br>(命令の主体)                                            | 命令の要件                                                                                                                                       |                                                                            |                                                                                     | 名宛人                         | 命令違反に<br>対する罰則                                                                                       |
|------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 法第3条第1項<br>「屋外における火災予<br>防措置命令」<br><br>(消防長・消防署長・<br>消防吏員) | 屋<br>外<br>に<br>お<br>い<br>て                                                                                                                  | 火災の予防に危険であると<br>認める場合                                                      | 行為                                                                                  | 行為者                         | 30 万円以下の罰金・<br>拘留<br><br>(法第 44 条第 1 号)<br><br>両罰：本条の罰金<br>(法第 45 条第 3 号)                            |
|                                                            |                                                                                                                                             | 消火、避難その他の消防の<br>活動に支障になると認める<br>場合                                         | 物件                                                                                  | 所有者、管理者、<br>占有者で権原を有<br>する者 |                                                                                                      |
|                                                            |                                                                                                                                             |                                                                            |                                                                                     |                             |                                                                                                      |
| 法第4条第1項<br>「資料提出命令」<br>「報告徴収」<br><br>(消防長・消防署長)            | 火災予防のために必要があるとき。                                                                                                                            |                                                                            |                                                                                     | 関係者                         | 30 万円以下の罰金・<br>拘留<br><br>(法第 44 条第 2 号)                                                              |
| 法第5条第1項<br>「防火対象物に対する<br>措置命令」<br><br>(消防長・消防署長)           | は 防 火 対 象 物 の 状 況 に つ い て<br>管 理 の 状 況 に つ い て<br>防 火 対 象 物 の 位 置 、 構 造 、<br>設 備 又                                                          | 火災の予防に危険であると認める<br>場合（a）                                                   | 権原を有する関係<br>者<br><br>（特に緊急の必要<br>があると認める場<br>合においては、関<br>係者及び工事の請<br>負人又は現場管理<br>者） |                             | 2 年以下の拘禁刑・<br>200 万円以下の罰金<br><br>(法第 39 条の 3 の 2<br>第 1 項)<br><br>両罰：1 億円以下の<br>罰金<br>(法第 45 条第 1 号) |
|                                                            |                                                                                                                                             | 消火、避難その他の消防の活動に支<br>障になると認める場合（b）                                          |                                                                                     |                             |                                                                                                      |
|                                                            |                                                                                                                                             | 火災が発生したならば人命に危険<br>であると認める場合（c）                                            |                                                                                     |                             |                                                                                                      |
|                                                            |                                                                                                                                             | その他火災の予防上必要があると<br>認める場合                                                   |                                                                                     |                             |                                                                                                      |
| 法第5条の2第1項<br>第1号<br>「防火対象物に対する<br>措置命令」<br><br>(消防長・消防署長)  | 法第5条第1項、第<br>5条の3第1項、第<br>8条第3項若しくは<br>第4項、第8条の2<br>第5項若しくは第6<br>項、第8条の2の5<br>第3項又は第17条<br>の4第1項若しくは<br>第2項の規定により<br>必要な措置が命ぜら<br>れたにもかかわらず | 措置が履行されず、<br>引き続き（a）、<br>（b）又は（c）で<br>ある場合                                 | 権原を有する関係<br>者                                                                       |                             | 3 年以下の拘禁刑・<br>300 万円以下の罰金<br><br>(法第 39 条の 2 の 2<br>第 1 項)<br><br>両罰：1 億円以下の<br>罰金<br>(法第 45 条第 1 号) |
|                                                            |                                                                                                                                             | 措置が履行されても<br>十分でなく、引き続<br>き（a）、（b）又は<br>（c）である場合                           |                                                                                     |                             |                                                                                                      |
|                                                            |                                                                                                                                             | 履行期限が付されて<br>いる場合は、当該期<br>限までに完了する見<br>込みがなく、引き続<br>き（a）、（b）又は<br>（c）である場合 |                                                                                     |                             |                                                                                                      |

| 命令条文<br>(命令の主体)                                           | 命令の要件                                                                                                                                                     |                            |    | 名宛人                                                                              | 命令違反に<br>対する罰則                                                         |
|-----------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------|----|----------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------|
| <b>法第5条の2第1項<br/>第2号</b><br>「防火対象物に対する措置命令」<br>(消防長・消防署長) | 法第5条第1項、第5条の3第1項、第8条第3項若しくは第4項、第8条の2第5項若しくは第6項、第8条の2の5第3項又は第17条の4第1項若しくは第2項の規定による命令によっては、火災の予防の危険、消火、避難その他の消防の活動の支障又は火災が発生した場合における人命の危険を除去することができないと認める場合 |                            |    | 権原を有する関係者                                                                        | 3年以下の拘禁刑・<br>300万円以下の罰金<br>(法第39条の2の2第1項)<br>両罰：1億円以下の罰金<br>(法第45条第1号) |
| <b>法第5条の3第1項</b><br>「防火対象物における火災予防措置命令」(消防長・消防署長・消防吏員)    | 防火対象物において                                                                                                                                                 | 火災の予防に危険であると認める場合          | 行為 | 行為者                                                                              | 1年以下の拘禁刑・<br>100万円以下の罰金<br>(法第41条第1項第1号)<br>両罰：本条の罰金<br>(法第45条第3号)     |
|                                                           |                                                                                                                                                           | 消火、避難その他の消防の活動に支障になると認める場合 | 物件 | 物件の所有者、管理者、占有者で権原を有するもの<br>(特に緊急の必要があると認める場合においては、当該物件の所有者、管理者、占有者又は当該防火対象物の関係者) |                                                                        |
| <b>法第8条第3項</b><br>「防火管理者選任命令」<br>(消防長・消防署長)               | ①防火管理者を選任すべき防火対象物であること。<br>②防火管理者が定められていないこと。                                                                                                             |                            |    | 防火対象物の管理について権原を有する者                                                              | 6月以下の拘禁刑・<br>50万円以下の罰金<br>(法第42条第1項第1号)<br>両罰：本条の罰金<br>(法第45条第3号)      |
| <b>法第8条第4項</b><br>「防火管理業務適正執行命令」<br>(消防長・消防署長)            | ①防火管理者を選任すべき防火対象物であること。<br>②防火管理者の行うべき防火管理上必要な業務(法第8条第1項の業務)が、法令の規定又は消防計画に従って行われていないこと。                                                                   |                            |    | 防火対象物の管理について権原を有する者                                                              | 1年以下の拘禁刑・<br>100万円以下の罰金<br>(法第41条第1項第2号)<br>両罰：本条の罰金<br>(法第45条第3号)     |
| <b>法第8条の2第5項</b><br>「統括防火管理者選任命令」<br>(消防長・消防署長)           | ①統括防火管理者を選任すべき防火対象物であること。<br>②統括防火管理者が定められていないこと。                                                                                                         |                            |    | 防火対象物の管理について権原を有する者                                                              |                                                                        |

| 命令条文<br>(命令の主体)                                                                                         | 命令の要件                                                                                                                                                                                                                                                  | 名宛人                         | 命令違反に<br>対する罰則                                                                                                                                                   |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <b>法第8条の2第6項</b><br>「統括防火管理業務適正<br>執行命令」<br>(消防長・消防署長)                                                  | ①統括防火管理者を選任すべき防火対象物<br>であること。<br>②統括防火管理者の行うべき防火管理上必<br>要な業務(法第8条の2第1項の業務)が、<br>法令の規定又は全体についての消防計画<br>に従って行われていないこと。                                                                                                                                   | 防火対象物の管理<br>について権原を有<br>する者 |                                                                                                                                                                  |
| <b>法第8条の2の2第4項</b><br>「防火対象物点検の表示<br>に係る虚偽表示除去・消<br>印命令」<br>(消防長・消防署長)                                  | ①防火対象物点検報告義務対象物であるこ<br>と。<br>②防火対象物点検資格者により点検対象事<br>項が点検基準に適合していると認められ<br>ていないにもかかわらず、法第8条の2の<br>2第2項の表示がされている、又は、当該<br>表示と紛らわしい表示がされていること。                                                                                                            | 防火対象物の関係<br>者で権原を有する<br>者   | 30万円以下の罰金・<br>拘留<br>(法第44条第17号)                                                                                                                                  |
| <b>法第8条の2の3第8項<br/>において準用する第8条<br/>の2の2第4項</b><br>「防火対象物点検の特例<br>認定の表示に係る虚偽表<br>示除去・消印命令」<br>(消防長・消防署長) | ①防火対象物点検報告義務対象物であるこ<br>と。<br>②防火対象物点検の特例認定を受けていな<br>いにもかかわらず、法第8条の2の3第7<br>項の表示がされている、又は、当該表示と<br>紛らわしい表示がされていること。                                                                                                                                     | 防火対象物の関係<br>者で権原を有する<br>者   | 30万円以下の罰金・<br>拘留<br>(法第44条第17号)                                                                                                                                  |
| <b>法第8条の2の5第3項</b><br>「自衛消防組織設置命<br>令」<br>(消防長・消防署長)                                                    | ①自衛消防組織を置くべき防火対象物であ<br>ること。<br>②前①の自衛消防組織が置かれていないこ<br>と。                                                                                                                                                                                               | 防火対象物の管理<br>について権原を有<br>する者 |                                                                                                                                                                  |
| <b>法第17条の4第1項又<br/>は第2項</b><br>「消防用設備等又は特殊<br>消防用設備等の設置維持<br>命令」<br>(消防長・消防署長)                          | ①学校、病院、工場、事業場、興行場、百貨<br>店、旅館、飲食店、地下街、複合用途防火<br>対象物その他の防火対象物で政令で定め<br>るものであること。<br>②前①の防火対象物の関係者が、政令第3節<br>の設置及び維持の技術上の基準若しくは<br>法第17条第2項に基づく条例で定める技<br>術上の基準又は法第17条第3項に規定す<br>る特殊消防用設備等の設置及び維持に関<br>する計画に従って、消防用設備等又は特殊<br>消防用設備等を設置し、又は維持していな<br>いこと。 | 防火対象物の関係<br>者で権原を有する<br>者   | ・設置命令違反1年<br>以下の拘禁刑・100<br>万円以下の罰金<br>(法第41条第1項第<br>5号)<br>両罰：3,000万円以<br>下の罰金<br>(法第45条第2号)<br>・維持命令違反30万<br>円以下の罰金・拘留<br>(法第44条第12号)<br>両罰：本条の罰金<br>(法第45条第3号) |

| 命令条文<br>(命令の主体)                                                                                  | 命令の要件                                                                                                                                                                | 名宛人                           | 命令違反に<br>対する罰則                                                                    |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------|
| <b>法第 36 条第 1 項において準用する第 8 条第 3 項</b><br>「防災管理者選任命令」<br>(消防長・消防署長)                               | ①防災管理者を選任すべき建築物その他の<br>工作物であること。<br>②防災管理者が定められていないこと。                                                                                                               | 防災管理対象物の<br>管理について権原<br>を有する者 | 6 月以下の拘禁刑・<br>50 万円以下の罰金<br>(法第 42 条第 1 項第<br>1 号)<br>両罰：本条の罰金<br>(法第 45 条第 3 号)  |
| <b>法第 36 条第 1 項において準用する第 8 条第 4 項</b><br>「防災管理業務適正執行<br>命令」<br>(消防長・消防署長)                        | ①防災管理者を選任すべき建築物その他の<br>工作物であること。<br>②防災管理者の行うべき防災管理上必要な<br>業務（法第 36 条において準用する法第 8<br>条第 1 項の業務）が、法令の規定又は防災<br>管理に係る消防計画に従って行われてい<br>ないこと。                            | 防災管理対象物の<br>管理について権原<br>を有する者 | 1 年以下の拘禁刑・<br>100 万円以下の罰金<br>(法第 41 条第 1 項第<br>2 号)<br>両罰：本条の罰金<br>(法第 45 条第 3 号) |
| <b>法第 36 条第 1 項において準用する第 8 条の 2 第 5 項</b><br>「統括防災管理者選任命<br>令」<br>(消防長・消防署長)                     | ①統括防災管理者を選任すべき建築物その<br>他の工作物であること。<br>②統括防災管理者が定められていないこと。                                                                                                           | 防災管理対象物の<br>管理について権原<br>を有する者 |                                                                                   |
| <b>法第 36 条第 1 項において準用する第 8 条の 2 第 6 項</b><br>「統括防災管理業務適正<br>執行命令」<br>(消防長・消防署長)                  | ①統括防災管理者を選任すべき建築物その<br>他の工作物であること。<br>②統括防災管理者の行うべき防災管理上必<br>要な業務（法第 36 条において準用する第<br>8 条の 2 第 1 項の業務）が、法令の規定又<br>は防災管理に係る全体についての消防計<br>画に従って行われていないこと。              | 防災管理対象物の<br>管理について権原<br>を有する者 |                                                                                   |
| <b>法第 36 条第 1 項において準用する第 8 条の 2 の 2 第 4 項</b><br>「防災管理点検の表示に<br>係る虚偽表示除去・消印<br>命令」<br>(消防長・消防署長) | ①防災管理点検報告義務対象物であること。<br>②防災管理点検資格者により点検対象事項<br>が点検基準に適合していると認められて<br>いないにもかかわらず、法第 36 条第 1 項<br>において準用する法第 8 条の 2 の 2 第 2<br>項の表示がされている、又は、当該表示と<br>紛らわしい表示がされていること。 | 防災管理対象物の<br>関係者で権原を有<br>する者   | 30 万円以下の罰金・<br>拘留<br>(法第 44 条第 17 号)                                              |

| 命令条文<br>(命令の主体)                                                                                                         | 命令の要件                                                                                                                                          | 名宛人                        | 命令違反に<br>対する罰則                   |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------|----------------------------------|
| <b>法第 36 条第 1 項において準用する第 8 条の 2 の 3 第 8 項において準用する第 8 条の 2 の 2 第 4 項</b><br>「防災管理点検の特例認定の表示に係る虚偽表示除去・消印命令」<br>(消防長・消防署長) | ①防災管理点検報告義務対象物であること。<br>②防災管理点検の特例認定を受けていないにもかかわらず、法第 36 条第 1 項において準用する法第 8 条の 2 の 3 第 7 項の表示がされている、又は、当該表示と紛らわしい表示が付されていること。                  | 防災管理対象物の関係者で権原を有する者        | 30 万円以下の罰金・拘留<br>(法第 44 条第 17 号) |
| <b>法第 36 条第 5 項において準用する第 8 条の 2 の 2 第 4 項</b><br>「防火対象物点検及び防災管理点検の表示に係る虚偽表示除去・消印命令」<br>(消防長・消防署長)                       | ①防火対象物点検報告及び防災管理点検報告の義務対象物であること。<br>②防火対象物点検及び防災管理点検のうち、いずれか一方又はともに点検基準を満たしていないにもかかわらず、法第 36 条第 3 項の表示が付されている、又は、当該表示と紛らわしい表示が付されていること。        | 防火対象物（防災管理対象物）の関係者で権原を有する者 | 30 万円以下の罰金・拘留<br>(法第 44 条第 17 号) |
| <b>法第 36 条第 5 項において準用する第 8 条の 2 の 2 第 4 項</b><br>「防火対象物点検の特例認定及び防災管理点検の特例認定の表示に係る虚偽表示除去・消印命令」<br>(消防長・消防署長)             | ①防火対象物点検報告及び防災管理点検報告の義務対象物であること。<br>②防火対象物点検の特例認定又は防災管理点検の特例認定のうち、いずれか一方又はともに認定を受けていないにもかかわらず、法第 36 条第 4 項の表示が付されている、又は、当該表示と紛らわしい表示が付されていること。 | 防火対象物（防災管理対象物）の関係者で権原を有する者 | 30 万円以下の罰金・拘留<br>(法第 44 条第 17 号) |

## 資料 2 消防法罰則規定一覧（防火対象物関係）

下線は、直罰規定（規定違反に対する直接の罰則規定）を示す。

表内の「処罰される者」欄の※1、※2及び※3は、法第45条の「罰則」欄の※1、※2及び※3を参照すること。

| 法条文       | 処罰される者                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 罰則                       |
|-----------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------|
| 法第39条の2の2 | 防火対象物に対する措置命令（使用禁止・停止・制限等）に違反した者<br>【法第5条の2第1項】※1                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 3年以下の拘禁刑<br>又は300万円以下の罰金 |
| 法第39条の3の2 | 防火対象物に対する措置命令（改修・移転・除去等）に違反した者【法第5条第1項】※1                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 2年以下の拘禁刑<br>又は200万円以下の罰金 |
| 法第41条     | ①防火対象物に対する措置命令に違反した者【法第5条の3第1項】※3<br>②防火管理業務適正執行命令に違反した者【法第8条第4項】※3<br>③消防用設備等又は特殊消防用設備等の設置維持命令に違反した者【法第17条の4第1項又は第2項】※2<br>④防災管理業務適正執行命令に違反した者【法第36条第1項において準用する法第8条第4項】                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 1年以下の拘禁刑<br>又は100万円以下の罰金 |
| 法第42条     | ①防火管理者選任命令に違反した者【法第8条第3項】※3<br>②防災管理者選任命令に違反した者【法第36条第1項において準用する法第8条第3項】※3                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 6月以下の拘禁刑<br>又は50万円以下の罰金  |
| 法第44条     | ①屋外の火災予防措置命令に違反した者【法第3条第1項】※3<br>②立入検査を拒否等した者【法第4条第1項】<br>③資料提出命令、報告徴収命令に違反した者【法第4条第1項】<br>④防火対象物点検の表示に係る虚偽表示をした者【法第8条の2の2第3項】※3<br>⑤防災管理点検の表示に係る虚偽表示をした者【法第36条第1項において準用する法第8条の2の2第3項】※3<br>⑥防火対象物点検及び防災管理点検の表示に係る虚偽表示をした者【法第36条第5項において準用する法第8条の2の2第3項】※3<br>⑦防火対象物点検の特例認定の表示に係る虚偽表示をした者【法第8条の2の3第8項において準用する法第8条の2の2第3項】※3<br>⑧防災管理点検の特例認定の表示に係る虚偽表示をした者【法第36条第1項において準用する法第8条の2の3第8項において準用する法第8条の2の2第3項】※3<br>⑨防火対象物点検の特例認定及び防災管理点検の特例認定の表示に係る虚偽表示をした者【法第36条第6項において準用する法第8条の2の2第3項】※3<br>⑩防災対象物品の表示違反【法第8条の3第3項】※3 | 30万円以下の罰金<br>又は拘留        |

| 法条文     | 処罰される者                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 罰則                    |
|---------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------|
| 法第 44 条 | <p>①消防用設備等又は特殊消防用設備等の検査受忍義務に違反した者【法第 17 条の 3 の 2】</p> <p>②防火管理者選解任届出義務に違反した者【法第 8 条第 2 項】</p> <p>③防災管理者選解任届出義務に違反した者【法第 36 条第 1 項において準用する法第 8 条第 2 項】</p> <p>④圧縮アセチレンガス等の貯蔵又は取扱届出義務に違反した者【法第 9 条の 3 第 1 項（第 2 項において準用）】</p> <p>⑤消防設備士の工事整備対象設備等の着工届出義務に違反した者【法第 17 条の 14】</p> <p>⑥防火対象物点検報告義務に違反した者【法第 8 条の 2 の 2 第 1 項】※<sup>3</sup></p> <p>⑦防災管理点検報告義務に違反した者【法第 36 条第 1 項において準用する法第 8 条の 2 の 2 第 1 項】※<sup>3</sup></p> <p>⑧消防用設備等又は特殊消防用設備等設置届出義務に違反した者【法第 17 条の 3 の 2】</p> <p>⑨消防用設備等又は特殊消防用設備等点検報告義務に違反した者【法第 17 条の 3 の 3】※<sup>3</sup></p> <p>⑩消防用設備等又は特殊消防用設備等の維持命令に違反した者【法第 17 条の 4 第 1 項又は第 2 項】※<sup>3</sup></p> <p>⑪防火対象物点検の表示に係る虚偽表示除去・消印命令に違反した者【法第 8 条の 2 の 2 第 4 項】</p> <p>⑫防災管理点検の表示に係る虚偽表示除去・消印命令に違反した者【法第 36 条第 1 項において準用する法第 8 条の 2 の 2 第 4 項】</p> <p>⑬防火対象物点検の表示及び防災管理点検の表示に係る虚偽表示除去・消印命令に違反した者【法第 36 条第 6 項において準用する法第 8 条の 2 の 2 第 4 項】</p> <p>⑭防火対象物点検の特例認定の表示に係る虚偽表示除去・消印命令に違反した者【法第 8 条の 2 の 3 第 8 項において準用する第 8 条の 2 の 2 第 4 項】</p> <p>⑮防災管理点検の特例認定の表示に係る虚偽表示除去・消印命令に違反した者【第 36 条第 1 項において準用する第 8 条の 2 の 2 第 4 項】</p> <p>⑯防火対象物点検の特例認定及び防災管理点検の特例認定の表示に係る虚偽表示除去・消印命令に違反した者【第 36 条第 6 項において準用する第 8 条の 2 の 2 第 4 項】</p> | 30 万円以下の罰金<br>又は拘留    |
| 法第 45 条 | <p>法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関し、法第 45 条各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | ※ 1<br>1 号 1 億円以下の罰金刑 |

| 法条文        | 処罰される者                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 罰則                                                   |
|------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------|
| 法第 45 条    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | ※ 2<br>2 号 3 千万円以<br>下の罰金刑<br>※ 3<br>3 号 各本条の罰<br>金刑 |
| 法第 46 条の 5 | ①防火対象物点検の特例認定を受けた防火対象物の管理について、権原を有する者に変更があった場合の法第 8 条の 2 の 3 第 5 項による届出を怠った、当該変更前の権原を有する者<br>②防災管理点検の特例認定を受けた防災管理対象物の管理について、権原を有する者に変更があった場合の法第 36 条第 1 項において準用する法第 8 条の 2 の 3 第 5 項による届出を怠った、当該変更前の権原を有する者<br>③総務大臣の認定を受けた特殊消防用設備等又は設備等設置維持計画について軽微な変更をした場合の法第 17 条の 2 の 3 第 4 項による届出を怠った、当該認定を受けた者 | 5 万円以下の過料                                            |

### 資料3 告発し罰則が確定等した事例

#### 1 使用禁止命令違反（山梨県）

##### (1) 概要

新築された鉄骨造地上8階建て延べ面積1,664平方メートルの物品販売店舗で、消防法違反及び建築基準法違反により、昭和50年8月29日に法第5条第1項の規定に基づく使用禁止命令を行ったが、命令に従わず防火対象物の使用を開始したため、昭和50年9月1日に告発を行った。

##### (2) 違反の内容

法第8条第1項（防火管理者未選任及び消防計画未作成）及び法第17条第1項（自動火災報知設備、非常警報設備、避難器具、誘導灯、誘導標識及び連結送水管の全部未設置）、建築基準法第27条（主要構造部の構造不適）、建築基準法施行令第112条（防火区画未設置）、同令第121条（直通階段不足）、同令第126条の2（排煙設備の未設置）、同令第126条の4（非常用の照明装置の未設置）及び同令第126条の6（非常用の進入口の未設置）

##### (3) 告発の結果

昭和50年12月26日 判決 経営者：懲役6月（執行猶予3年）

#### 2 防火管理者選任命令違反及び消防用設備等設置維持命令違反（奈良県）

##### (1) 概要

鉄骨造瓦棒葺一部陸屋根地上2階建て延べ1,676平方メートルの複合用途（特定用途）防火対象物の消防法違反に対し、昭和63年11月11日に法第8条第3項の規定に基づく防火管理者選任命令及び法第17条の4の規定に基づく消防用設備等設置維持命令（履行期限：昭和63年12月15日）を行ったが、命令に従わなかったため、平成元年4月17日に告発を行った。

##### (2) 違反の内容

法第8条第1項（防火管理者未選任）及び同法第17条第1項（屋内消火栓設備の全部未設置、消火器及び誘導灯の一部未設置並びに自動火災報知設備の維持管理不適正）

##### (3) 告発の結果

平成2年8月23日 略式命令 経営者：罰金8万円

#### 3 消防用設備等設置維持命令違反（大阪府）

##### (1) 概要

鉄骨造一部木造地上7階建て延べ面積523平方メートルの簡易宿泊所の消防法違反に対し、平成3年1月29日に法第17条の4の規定に基づく消防用設備等設置維持命令（履行期限：平成3年3月31日）を行ったが、命令に従わなかったため、平成3年5月22日に告発を行った。

##### (2) 違反の内容

法第17条第1項（屋内消火栓設備、避難器具及び連結送水管の全部未設置並びに自動火災報知設備及び誘導灯の維持不適正）

##### (3) 告発の結果

平成3年10月21日 略式命令 経営者：罰金20万円

#### 4 消防用設備等設置命令違反（京都府）

##### (1) 概要

鉄筋コンクリート造地上9階地下1階塔屋3層延べ面積2,028平方メートルの飲食店で、塔屋3層を増築し、鉄筋コンクリート一部鉄骨造地上12階地下1階延べ面積2,091平方メートルとなったことで消防法違反となり、平成9年3月21日に法第17条の4の規定に基づく消防用設備等設置命令（履行期限：平成9年6月20日）を行なったが、命令に従わなかったため、平成9年11月7日に告発を行なった。

##### (2) 違反の内容

法第17条第1項（スプリンクラー設備の全部未設置並びに屋内消火栓設備、自動火災報知設備、放送設備、誘導灯、連結送水管及び非常コンセント設備の一部未設置）

##### (3) 告発の結果

平成11年2月5日 略式命令 法人：罰金20万円、経営者：罰金20万円

#### 5 消防用設備等設置維持命令違反（東京都）

##### (1) 概要

耐火造地上5階建て地下1階延べ面積699平方メートルの特定用途の複合用途防火対象物の消防法違反に対し、平成20年8月21日に法第17条の4の規定に基づく消防用設備等設置命令（履行期限：平成20年12月15日）を行なったが、命令に従わなかったため、平成21年5月14日に告発を行なった。

##### (2) 違反の内容

法第17条第1項（自動火災報知設備及び誘導灯未設置）

##### (3) 告発の結果

平成21年7月9日 略式命令 所有者：罰金50万円

#### 6 消防用設備等設置維持命令違反（東京都）

##### (1) 概要

耐火造（一部非耐火構造）地上7階建て地下1階延べ面積273平方メートルの特定用途の複合用途防火対象物（屋内階段一系統）の消防法違反に対し、平成20年10月16日に法第17条の4の規定に基づく消防用設備等設置命令（履行期限：平成20年12月17日）を行なったが、命令に従わなかったため、平成21年8月7日に告発を行なった。

##### (2) 違反の内容

法第17条第1項（自動火災報知設備未設置）

##### (3) 告発の結果

平成21年12月25日 地方裁判所判決 所有者：罰金30万円

平成22年6月2日 高等裁判所判決控訴棄却

平成22年10月5日 最高裁判所決定上告棄却

平成22年10月13日 判決確定

## 7 物件除去命令違反及び消防用設備等設置維持命令違反（東京都）

### (1) 概要

耐火造地上7階建て延べ面積351平方メートルの特定用途の複合用途防火対象物の消防法違反に対し、平成21年11月19日法第5条の3の規定に基づく物件除去命令（履行期限平成21年11月26日）を行い、平成22年4月5日に法第17条の4の規定に基づく消防用設備等設置命令（履行期限：平成22年7月6日）を行なったが、命令に従わなかったため、平成24年1月6日に告発を行った。

### (2) 違反の内容

法第8条の2の4（屋内階段への物件存置による避難障害）

法第17条第1項（自動火災報知設備未設置）

### (3) 告発の結果

平成24年4月25日 略式命令 所有者：罰金20万円

## 8 消防用設備等設置維持命令違反及び立入検査拒否（東京都）

### (1) 概要

ア 耐火造地上5階建て延べ面積318平方メートルの特定用途の複合用途防火対象物の消防法違反に対し、平成25年11月30日に法第17条の4の規定に基づく消防用設備等設置命令（履行期限：平成26年2月28日）を行なったが命令に従わなかったため、平成27年9月24日に告発を行った。

イ 本件建物の飲食店経営者（所有者の夫）は、消防職員による法第4条に基づく立入検査を複数回拒んだことから、立入検査受忍義務違反として、平成27年7月10日に告発を行った。

### (2) 違反の内容

ア 法第17条第1項（自動火災報知設備未設置）

イ 法第4条第1項（立入検査受忍義務違反）

### (3) 告発の結果

ア 消防用設備等設置命令違反 平成27年10月20日 略式命令 所有者：罰金60万円

イ 立入検査受忍義務違反 平成28年1月13日 判決 飲食店経営者：罰金30万円  
(平成28年1月29日 判決確定)

## 9 消防用設備等設置維持命令違反及び防火対象物の使用禁止命令違反（宮崎県）

### (1) 概要

木造一部鉄骨造瓦葺地上2階建て延べ面積783平方メートルの特定用途の複合用途防火対象物の消防法違反に対し、平成27年10月7日に法第17条の4の規定に基づく消防用設備等設置命令（履行期限：平成27年10月20日）を行い、平成27年10月26日に法第5条の2第1項の規定に基づく防火対象物（旅館及び飲食店部分）の使用禁止命令（命令期間：自動火災報知設備及び誘導灯を消防法令の基準に従い設置するまでの間）を行なったが、平成28年8月12日に使用禁止部分の使用を確認したため、平成28年8月30日に告発を行った。

### (2) 違反の内容

法第17条第1項（自動火災報知設備及び誘導灯の未設置）

法第5条の2第1項（防火対象物の使用禁止命令）

### (3) 告発の結果

平成28年12月28日 略式命令 所有者：罰金20万円

## 10 消防用設備等設置維持命令違反（東京都）

### (1) 概要

耐火造地上4階地下1階建て延べ面積457平方メートルの特定用途の複合用途防火対象物の消防法違反に対し、平成28年7月8日に法第17条の4の規定に基づく消防用設備等設置維持命令（履行期限：平成28年9月30日）を行ったが命令に従わなかったため、平成30年8月30日に告発を行った。

### (2) 違反の内容

法第17条第1項（自動火災報知設備一部未設置並びに受信機型式失効及び電源遮断）

### (3) 告発の結果

平成30年10月30日 略式命令 所有者：罰金10万円

## 11 消防用設備等設置維持命令違反（茨城県）

### (1) 概要

木造2階建て延べ面積480平方メートルの飲食店の消防法違反に対し、令和2年1月8日に法第17条の4の規定に基づく消防用設備等設置命令（履行期限：令和2年4月8日）を行ったが、命令に従わなかったため、令和2年6月25日に告発を行った。

### (2) 違反の内容

法第17条第1項（自動火災報知設備の未設置）

### (3) 告発の結果

令和3年1月26日 略式命令 法人：罰金10万円 経営者：罰金10万円

## 12 消防用設備等設置維持命令違反（千葉県）

### (1) 概要

鉄筋コンクリート造地上2階地下1階建て、延べ面積351平方メートルの特定用途の複合用途防火対象物の消防法違反に対し、令和5年1月23日に法第17条の4の規定に基づく消防用設備等設置命令（履行期限：令和5年4月23日）を行ったが、命令に従わなかったため、令和5年6月21日に告発を行った。

### (2) 違反の内容

法17条第1項（自動火災報知設備の未設置）

### (3) 告発の結果

令和6年2月6日 略式命令 法人：罰金10万円：個人：罰金10万円

## 第2 違反処理基準

「第2 違反処理基準」は、違反処理を厳正公平に実施するために、違反者等に対する警告、命令、認定の取消しへの移行基準及び履行期限の判断について具体的事例を挙げて示したものである。

なお、適用要件への該当性及び履行期限の設定等については、下表を参考にしつつ、具体的な事例に並び適切に判断する。

また、立入検査で見つかった違反対象物のうち、火災が発生した場合の危険性や悪質性の高いものは、徹底的に改善させていく対応が必要である。その中でも特に、人命の危険の高い対象物には、使用禁止命令等を含めた厳格な措置を行い、命令・公示を行っていく必要があり、消防機関による防火対象物の違反処理における危険性・悪質性の判断基準については、次のような事項を勘案し、判断していくものとする。

- ・火災が発生した場合に、初期消火、避難等において特に重要である消防用設備等（屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備）が設置、維持されていないもの。
- ・建築基準法令（特に建築構造、防火区画及び階段に係る基準）に適合していない対象物における消防法令の継続違反があるなど危険性・悪質性が高いもの

|                              | 一次措置                                                   |                                                                                         | 二次措置 |      | 三次措置 |      |
|------------------------------|--------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------|------|------|------|------|
|                              | 適用要件                                                   | 措置内容                                                                                    | 適用要件 | 措置内容 | 適用要件 | 措置内容 |
| ① 屋外における火災予防に危険な行為等（法第三条第一項） | 次の行為又は物件で火災の予防に危険であると認めるもの又は消火、避難その他の消防の活動に支障になると認めるもの | 1 火遊び、喫煙、たき火、火を使用する設備若しくは器具（物件に限る。）又はその使用に際し火災の発生のおそれのある設備若しくは器具（物件に限る。）の使用その他これらに類する行為 |      |      |      |      |
|                              |                                                        | 禁止、停止若しくは制限又は消火の準備（法第3条）                                                                |      |      |      |      |
|                              |                                                        | 2 残火、取灰又は火粉                                                                             |      |      |      |      |
|                              |                                                        | 残火、取灰又は火粉の始末（法第3条）                                                                      |      |      |      |      |

## 事例／履行期限等

### ◎事例

#### ・行為の禁止

火花を発する行為を、可燃性蒸気（ペーパー）が発生又は滞留している場所（塗装工場、自動車修理工場、ゴム工場等の屋外、新築工事中の建物の敷地内等）で行っているもの

#### ・禁止、消火の準備

工事現場などで、不燃シート等で建築物の木（造）部分を養生せずに火花を発する行為を行っているもの

#### ・たき火の禁止

ア たき火の炎が、木造家屋の壁体等に接し、その部分が炭化しているもの

※ たき火の禁止を命じる「炭化」の判断について

・炭化部分の剥離、灰化し始めた状態 ・継続的なたき火による炭化

イ 林野火災警報発令中を含む火災予防上危険な気象環境下で屋外においてたき火を行い、周囲の林野に燃え移るおそれがあるもの

#### ・行為の禁止、消火の準備

危険物又は可燃物の付近で花火をしているもの

### ◎履行期限

原則、即時

### ◎事例

#### ・残火の始末

神社の境内において実施したどんど焼き後、後始末が不完全のまま行為者がその場を離れたもの

### ◎履行期限

原則、即時

|                                 | 一次措置                                                   |                                      | 二次措置              |            | 三次措置                                |                            |                   |
|---------------------------------|--------------------------------------------------------|--------------------------------------|-------------------|------------|-------------------------------------|----------------------------|-------------------|
|                                 | 適用要件                                                   | 措置内容                                 | 適用要件              | 措置内容       | 適用要件                                | 措置内容                       |                   |
| ① 屋外における火災予防に危険な行為等（法第三条第一項）    | 次の行為又は物件で火災の予防に危険であると認めるもの又は消火、避難その他の消防の活動に支障になると認めるもの | 3 危険物又は放置され、若しくはみだりに存置された燃焼のおそれのある物件 | 物件の除去その他の処理（法第3条） |            |                                     |                            |                   |
|                                 |                                                        | 4 放置され、若しくはみだりに存置された物件               | 物件の整理又は除去（法第3条）   |            |                                     |                            |                   |
| ② 防火対象物における火災予防に危険な行為等（法第五条第一項） | 防火対象物の位置、構造、設備又は管理について次の状況が認められるもの                     | 1 火災の予防に危険であると認める場合                  | 警告                | 警告事項不履行のもの | 改修、移転、除去、工事の停止又は中止その他の必要な措置命令（法第5条） | 二次措置が不履行で、かつ、③の適用要件に該当する場合 | ③の一次措置による（法第5条の2） |

## 事例／履行期限等

### ◎事例

#### ・危険物の除去

屋外において、オートバイ（廃車）のタンクからガソリンが漏れベーパーが発生しているもの

#### ・物件の除去

焼却炉に接して可燃物が大量に放置されているもの

少量危険物が無届、かつ、条例の基準に適合せず貯蔵されているもの

※ 法第3条における「みだりに存置」とは、その物件の所有者、管理者又は占有者にそれをその場所に置いておく意思が現在ともあり、また、その物件について多少の管理もなされていると認められるものの、それを置くことに何ら正当な理由が認められず、ほぼ放置と同様の状態にあることをいう。

### ◎履行期限

原則、即時

### ◎事例

#### ・物件の除去、整理

ア 避難器具が設置されている建物において、避難空地から道路等に通ずる避難通路が通行不能となる物件が存置されている場合

イ 敷地内の店舗出入口前に置かれた避難上通行不能となる大量の物品の放置

### ◎履行期限

原則、即時

### ◎事例

#### ・改修命令

ア 厨房設備等の燃料配管に老化、劣化又は接続部のゆるみがあり、燃料漏れのおそれがあるもの

イ 変電室等を区画している壁、柱、床又は天井が可燃材で造られているもの

ウ 配分電盤の開閉器、配線用遮断器、電線、機器等の絶縁不良、漏電又は異常過熱等があるもの

エ ネオン管灯設備の高電圧部分が漏電しており、周囲の可燃材に着火危険のあるもの

オ 厨房設備の排気用ダクトに自動消火装置の設置義務があるが設置されておらず、かつ、油が滴り落ちているもの

#### ・工事の停止又は中止命令

塗装工事中（シンナー使用）において溶接作業を行っているもので、法第5条の3に基づく吏員の措置命令に従わないもの

### ◎履行期限

・改修、移転、除去その他必要な措置を行うために必要な合理的な期間とする。

・工事の停止又は中止は、直ちに行うことを命じる。

|                                 | 一次措置                               |                              | 二次措置 |            | 三次措置                       |                            |                   |
|---------------------------------|------------------------------------|------------------------------|------|------------|----------------------------|----------------------------|-------------------|
|                                 | 適用要件                               | 措置内容                         | 適用要件 | 措置内容       | 適用要件                       | 措置内容                       |                   |
| ② 防火対象物における火災予防に危険な行為等（法第五条第一項） | 防火対象物の位置、構造、設備又は管理について次の状況が認められるもの | 2 消火、避難その他の消防の活動に支障になると認める場合 | 警告   | 警告事項不履行のもの | 改修、移転、除去、その他の必要な措置命令（法第5条） | 二次措置が不履行で、かつ、③の適用要件に該当する場合 | ③の一次措置による（法第5条の2） |
|                                 |                                    | 3 火災が発生したならば人命に危険であると認める場合   | 警告   | 警告事項不履行のもの | 改修、移転、除去、その他の必要な措置命令（法第5条） | 二次措置が不履行で、かつ、③の適用要件に該当する場合 | ③の一次措置による（法第5条の2） |
|                                 |                                    | 4 その他火災予防上必要があると認める場合        | 警告   | 警告事項不履行のもの | 改修、移転、除去その他の必要な措置命令（法第5条）  | 二次措置が不履行で、かつ、③の適用要件に該当する場合 | ③の一次措置による（法第5条の2） |

## 事例／履行期限等

### ◎事例

- ・防火設備が設置されていないもの又は構造不適若しくは機能不良となっているもの

ア 堅穴区画に設けられた防火戸若しくは防火シャッター（以下「防火戸等」という。）又は防火ダンパー等が撤去され又は全く機能を失っているもの

イ 機能不良（自火報連動防火戸等の連動不良、ドアチェックの取り外し）

ウ 鉄製の防火戸等を木製等の扉に変更しているもの

エ 防火戸等をボルト等で固定し閉鎖できないもの

- ・堅穴区画の壁が撤去され若しくは破損しているもの

- ・配管貫通部等の埋め戻しが不完全なもの

- ・避難施設が設置されていないもの又は構造不適若しくは機能不良となっているもので、避難に重大な支障をきたしているもの

ア 階段の出入口の防火シャッターが破損変形等により機能不良となっているもの

イ 階段室等を他目的に使用するため、改装、その他構造等を変更して構造不適となったもの

ウ 階段の改変、破損又は腐食により構造耐力が保持されていないもの

エ 階段部分に扉等を設置し施錠することにより当該階段が通行不能となっているもの

オ 階段、出入口、廊下、通路等の避難上障害となる工作物が設置されているもの

カ 非常用進入口や排煙設備である窓等の開口部が塞がれ使用不能となっているもの

※1 改修を伴わない管理についての措置を命じるものは、「⑤ 防火管理関係違反」で処理する。

※2 令別表第1(六)項に掲げる防火対象物等、使用停止命令によっては当該対象物の入院患者等に多大な負担を強いおそれのあるものは、法第5条の除去命令が不履行の場合、使用停止命令でなく代執行を行う。

### ◎履行期限

改修、移転、除去その他必要な措置を行うために必要な合理的な期間とする。

### ◎事例

- ・防災性能を有する防災対象物品を使用していないもので、火災が発生した場合延焼拡大のおそれがあるもの。ただし、次に示すものについて適用除外とする。

ア スプリンクラー設備により有効に警戒されているもの

イ 内装、区画等から判断して延焼拡大危険が少ないと認められるもの

- ・内装の制限を受ける調理室等において、その壁及び天井の室内に面する部分の仕上げが広範囲にわたり建築基準法令に適合していないもの。

### ◎履行期限

改修、移転、除去その他必要な措置を行うために必要な合理的な期間とする。

### ◎履行期限

改修、移転、除去その他必要な措置を行うために必要な合理的な期間とする。

|                                   | 一次措置                                                                                                                                                                                      |                           | 二次措置 |      | 三次措置 |      |
|-----------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------|------|------|------|------|
|                                   | 適用要件                                                                                                                                                                                      | 措置内容                      | 適用要件 | 措置内容 | 適用要件 | 措置内容 |
| ③ 防火対象物における火災予防に危険な行為等（法第五条の二第一項） | 1 法第5条等の規定により必要な措置が命ぜられたにもかかわらず、その措置が履行されず、履行されても十分でなく、又はその措置の履行について期限が付されている場合にあっては、履行されても当該期限までに完了する見込みがないため、引き続き、火災の予防に危険であると認める場合、消火、避難その他の消防活動に支障になると認める場合又は火災が発生したならば人命に危険であると認める場合 | 使用禁止命令等<br>（法第5条の2第1項第1号） |      |      |      |      |
|                                   | 2 法第5条等の規定による命令によっては、火災の予防の危険、消火、避難その他の消防の活動の支障又は火災が発生した場合における人命の危険を除去することができないと認める場合                                                                                                     | 使用禁止命令等<br>（法第5条の2第1項第2号） |      |      |      |      |

## 事例／履行期限等

### ◎適用要件の意義

事例については、法第5条第1項、第5条の3第1項、第8条第3項、第8条第4項、第8条の2第5項、第8条の2第6項、第8条の2の5第3項、第17条の4第1項の規定の事例欄によるが、これらの規定に基づいて必要な措置が命じられたにもかかわらず、次のア～ウの場合で営業活動を継続、火気使用器具等の使用又は工事を継続している場合など火災予防危険、人命危険等が引き続き存する場合に措置する。

#### ア 履行されない

避難障害となる物件の除去を命じたが、何も措置をしていないもの

#### イ 履行が十分でない

複数の設備の改修命令に対して履行期限内に全ての設備についての改修が完了していないもの

#### ウ 履行期限までに完了していない

改修工事、消防用設備の設置工事の工事発注が完了しているが、未だ工事に着手しておらず、履行期限までに工事が完了する見込みがない

### ◎履行期限

原則、即時

### ◎事例

・火気使用設備等の使用に際して壁体等に炭化が広範囲に発生しており、その出火危険が著しく高いもの（炭化の判断は、木材等の可燃物であれば火、熱により変色しているもの）

・直通階段が一つの雑居ビルで、次のアからウのいずれかに該当するもの

ア 階段内にビニール、プラスチック系の可燃物が大量にあり、上階の防火戸等が撤去され、かつ、避難器具が設置されていないもの

イ 火気使用場所の存する階の防火戸等が撤去され、かつ、当該階より上階で複数の無窓階の防火戸等が撤去されているもの

ウ 利用者がエレベーターのみで移動する建物で、階段が重量物で塞がれ、かつ、避難器具等が設置されていないもの

|                                   | 一次措置 |      | 二次措置       |                           | 三次措置 |      |
|-----------------------------------|------|------|------------|---------------------------|------|------|
|                                   | 適用要件 | 措置内容 | 適用要件       | 措置内容                      | 適用要件 | 措置内容 |
| ③ 防火対象物における火災予防に危険な行為等（法第五条の二第一項） |      |      |            |                           |      |      |
|                                   |      | 警告   | 警告事項不履行のもの | 使用禁止命令等<br>（法第五条の二第1項第2号） |      |      |

| 事例／履行期限等                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>・個室型店舗で、次のいずれかに該当するもの</p> <p>ア 非常用進入口や排煙設備である窓等の開口部が塞がれ使用不能となっており、かつ、排煙設備及び非常用照明装置が設置されていないもの</p> <p>イ スプリンクラー設備（スプリンクラー設備の設置義務のないものは自動火災報知設備）が大部分に設置されていないもの又はその機能が失われているもの</p> <p>◎履行期限</p> <p>原則、即時</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| <p>◎事例</p> <p>次に掲げるいずれかの違反又は事実が併存していて消防活動の支障又は人命の危険が大きいもの</p> <p>ア 防火管理業務が適正に行われていないと認められるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・厨房設備の燃料配管等に老化、劣化又は接続部のゆるみがあり、燃料もれのおそれがあるもの <ul style="list-style-type: none"> <li>※ 火気使用設備等自体の火災危険により、使用停止命令の措置を行う場合は、火災発生危険を考慮して、当該設備のみを使用停止の対象とする。</li> </ul> </li> <li>・火気設備や排気ダクトの内部に油かす等の堆積物があり、継続使用することで堆積物が熱を受けるなどして火災が発生するおそれがあるもの。</li> <li>・排熱筒が木部に接近しており、継続使用すれば火災が発生するおそれがあるもの</li> <li>・配分電盤の開閉器、配線用遮断器、電線、機器等の絶縁不良、漏電又は異常過熱等があるもの</li> <li>・劇場・百貨店等において、大売り出し等の催物により混雑が予想されるとき、避難誘導等に対応する係員が適正配置されていないもの</li> <li>・定員を著しく超過しているにもかかわらず入場制限等の必要な措置を行っていないもの<br/>（入場者の滞留により、避難通路から出入口に容易に到達できない場合等）</li> </ul> <p>イ 防火対象物全般に設置義務のあるスプリンクラー設備（スプリンクラー設備の設置義務がないものは設置義務のある屋内消火栓設備及び自動火災報知設備）が大部分に設置されていないもの又はその機能を失っているもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>※ 「機能を失っているもの」とは、機能不良の程度が著しく、ほとんど未設置と同様の状態にあるものをいう。</li> </ul> <p>ウ 主要構造部、防火区画・内装の構造・材料が不適なもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・主要構造部が構造不適となっているもの</li> <li>・防火区画が設置されていないもの又は過半にわたり構造不適若しくは機能不良となっており、延焼拡大するおそれがあるもの</li> <li>・避難施設等（廊下、避難階段、出入口、排煙設備、非常用照明装置）が設置されていないもの又は過半にわたり構造不適若しくは機能不良となっており、火災時に避難困難となるおそれがあるもの</li> <li>・内装の制限を受ける調理室等において、その壁及び天井の室内に面する部分の仕上げの材料が広範囲にわたり不適であり、延焼拡大や火災時に避難困難となるおそれがあるもの <ul style="list-style-type: none"> <li>※ 「過半にわたり」とは、防火対象物の階ごとの過半や全体での過半を考慮し判断するものとする。</li> </ul> </li> </ul> <p>なお、措置の適用範囲については、不適部分の規模や内容から「警察比例の原則」を考慮した範囲とする。</p> <p>◎履行期限</p> <p>原則、即時</p> |

|                                   | 一次措置                                                   |                                                                                         | 二次措置                       |                            | 三次措置              |      |
|-----------------------------------|--------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------|----------------------------|-------------------|------|
|                                   | 適用要件                                                   | 措置内容                                                                                    | 適用要件                       | 措置内容                       | 適用要件              | 措置内容 |
| ④ 防火対象物における火災予防に危険な行為等（法第五条の三第一項） | 次の行為又は物件で火災の予防に危険であると認めるもの又は消火、避難その他の消防の活動に支障となると認めるもの | 1 火遊び、喫煙、たき火、火を使用する設備若しくは器具（物件に限る。）又はその使用に際し火災の発生のおそれのある設備若しくは器具（物件に限る。）の使用その他これらに類する行為 | 禁止、停止若しくは制限又は消火の準備（法第5条の3） | 一次措置が不履行で、かつ、③の適用要件に該当する場合 | ③の一次措置による（法第5条の2） |      |
|                                   |                                                        | 2 残火、取灰又は火粉                                                                             | 残火、取灰又は火粉の始末（法第5条の3）       | 一次措置が不履行で、かつ、③の適用要件に該当する場合 | ③の一次措置による（法第5条の2） |      |
|                                   |                                                        | 3 危険物又は放置され、若しくはみだりに存置された燃焼のおそれのある物件                                                    | 物件の除去その他の処理（法第5条の3）        | 一次措置が不履行で、かつ、③の適用要件に該当する場合 | ③の一次措置による（法第5条の2） |      |

## 事例／履行期限等

### ◎事例

#### ・行為の禁止

防火対象物の塗装中（シンナー使用）において喫煙行為をしているもの

#### ・物件の使用禁止

可燃性ガスが滞留する場所でガスコンロ等を使用しているもの

#### ・行為の禁止

修繕工事を行うため、少量危険物取扱所等において、火花を発する機器を用いているもの

#### ・物件の使用停止

ガスコンロの炎が壁体に接し、その部分が炭化しているもの

### ◎履行期限

原則、即時

### ◎事例

#### ・残火の始末

炭火焼きを行う飲食店で、赤熱部が露出した炭を可燃物の直近に放置しているもの

### ◎履行期限

原則、即時

### ◎事例

#### ・物件の除去

ア 防火対象物内において少量危険物が無届、かつ、条例の基準に適合せず貯蔵されているもの

イ 階段室、廊下、通路等避難施設内を倉庫代わりに使用し、次の物件のいずれかが存置されているもの

(ア) ガソリン、シンナー、火薬類等の危険物品

(イ) 大量な化繊の衣装

(ウ) ボンベが装填された状態で大量の携帯コンロ又は大量のボンベ本体

(エ) 本、雑誌、古新聞、ダンボール、ビールケース等の大量の可燃物

ウ 使用中の火気使用設備等の上方の棚にボンベが装填された状態の携帯コンロが存置されているもの

※1 事例に該当しないが繰り返し違反等管理上不備があるものは、「⑤防火管理関係違反6」において処理する。（「資料4 違反処理基準の運用」参照）

※2 法第5条の3における「みだりに存置」とは、その物件を置くことが法令に違反している状態、又はその物件を置くことに正当な理由（荷物の搬出入、工事中又は作業中であって、その作業等に関係ある者がその場におり、その者により直ちに移動、除去等が行える等）があると認められない状態にあることをいう。

### ◎履行期限

原則、即時

|                                   | 一次措置 |                                   |                   | 二次措置                       |                   | 三次措置 |      |
|-----------------------------------|------|-----------------------------------|-------------------|----------------------------|-------------------|------|------|
|                                   | 適用要件 |                                   | 措置内容              | 適用要件                       | 措置内容              | 適用要件 | 措置内容 |
| ④ 防火対象物における火災予防に危険な行為等（法第五条の三第一項） |      | 4 放置され、若しくはみだりに存置された物件（上記3の物件を除く） | 物件の整理又は除去（法第5条の3） | 一次措置が不履行で、かつ、③の適用要件に該当する場合 | ③の一次措置による（法第5条の2） |      |      |

## 事例／履行期限等

### ◎事例

#### ・物件の整理、除去（「資料4 違反処理基準の運用4(1)」参照）

- ア 物件が存置されていることにより、容易に通行することが困難なもの
- イ 物件が存置されていることにより、消火、避難その他の消防活動に支障となるもの
- ウ 防火戸等の閉鎖障害となる物件存置
- エ 特別避難階段附室、非常用エレベーター附室の消防活動の障害となる物件存置
- オ 非常用進入口の障害となる物件存置
- カ 屋内消火栓設備の使用障害となる物件存置

※ 事例に該当しないが繰り返し違反等管理上不備があるものは、「⑤防火管理関係違反」において処理する。（「資料4 違反処理基準の運用6」参照）

### ◎履行期限

原則、即時とするが、物件の状況により「〇〇年〇月〇日〇時〇分まで」のように具体的な期限を設定する。

### ◎争訟事例

本争訟事例は、消防法第5条の3第1項に基づき火災の予防に危険である物件又は消防の活動に支障となる物件を除去することを命じた処分取消請求事件で、火災の予防に危険である物件又は消防の活動に支障となる物件の判断基準を示し、その適用例を判示した争訟事例である。

#### （事例概要）

本事例は、消防署長が防火対象物（建築面積 66 m<sup>2</sup>、延べ床面積約 406 m<sup>2</sup>、鉄骨造陸屋根 7 階建て。以下「本件建物」という。）の 5 階通路部分に設置された木製本棚 2 台及び同本棚に収納された書籍等並びに 7 階塔屋部分に設置されたスチール製ロッカー 2 台及び同ロッカー 2 台に収納された冊子等を除去することを命じた処分に対し、占有者が当該処分の取消しを求めたもの。

#### （裁判要旨）

#### ・消防法第5条の3第1項の要件の判断基準

次のア～ウの事情等を勘案した上で、物件が存在することにより、火災の発生ないし延焼・拡大に至る危険や避難、消火などの消防活動上の支障が具体的に認められるときに、当該物件が消防法第5条の3第1項の措置命令の対象となり得る。

- ア 当該物件の性状及びその設置状況（形状・性質、可燃物の量、設置場所の状況等）
- イ 当該防火対象物の状況（構造、規模、用途、避難経路の状況、消防用設備等の設置状況等）
- ウ 当該防火対象物の防火上の管理の状況

#### ・「5 階通路部分に設置された木製本棚 2 台及び同本棚に収納された書籍等」の除去命令は適法

##### ア 火災予防の危険性について

本件建物が、守衛による入退場の管理は行われておらず、不特定の第三者による侵入が可能な構造にある小規模な雑居ビルであり、共用部分である通路に可燃物である木製本棚及び約 300 冊という大量の可燃物である書籍等が扉もなくすぐ手が届く状態で収納されている状況であることから、放火等による火災発生の可能性が具体的に認められ、「火災の予防に危険である物件」にあたる。

|                                   | 一次措置 |  |      | 二次措置 |      | 三次措置 |      |
|-----------------------------------|------|--|------|------|------|------|------|
|                                   | 適用要件 |  | 措置内容 | 適用要件 | 措置内容 | 適用要件 | 措置内容 |
| ④ 防火対象物における火災予防に危険な行為等（法第五条の三第一項） |      |  |      |      |      |      |      |

## 事例／履行期限等

### イ 避難の支障について

放火により木製本棚及び書籍等が燃焼した場合、比較的狭い5階の通路部分のほか、その上方階の階段室に熱と煙が充満することで、本件建物の唯一の避難経路である屋内階段の通行が困難となることから、避難の支障が具体的にあると認められ、「消火、避難その他の消防の活動に支障になる物件」にあたる。

ウ ア及びイのとおり、消防法第5条の3第1項の要件を満たすことから、「5階通路部分に設置された木製本棚2台及び同本棚に収納された書籍等」の除去命令は適法である。

### ・「7階塔屋部分に設置されたスチール製ロッカー2台及び同ロッカー2台に収納された冊子等」の除去命令は違法

#### ア 火災予防の危険性について

各スチール製ロッカーは、上段にガラス製引き戸、下段にスチール製引き戸が付いており、常時施錠されていることから、同ロッカー内の冊子等への放火の具体的な可能性が認められないため、「火災の予防に危険である物件」に該当しない。

#### イ 避難の支障について

アのとおり、冊子等に放火されることや他の居室から発生した火災が塔屋階まで到達し冊子等に延焼する具体的な危険が認められないため、「消火、避難その他の消防の活動に支障になる物件」に該当しない。

また、スチール製ロッカーは、設置状況から本件建物において火災が発生した際に7階塔屋階を通り屋上へ避難する場合に通常人が容易に通行することが可能な程度の空間が確保されていることから、「消火、避難その他の消防の活動に支障になる物件」に該当しない。

ウ ア及びイのとおり、消防法第5条の3第1項の要件を欠き、「7階塔屋部分に設置されたスチール製ロッカー2台及び同ロッカー2台に収納された冊子等」の除去命令は違法であるとして当該処分を取消す。

#### エ 消防法第8条の2の4及び条例に基づく避難施設の管理について

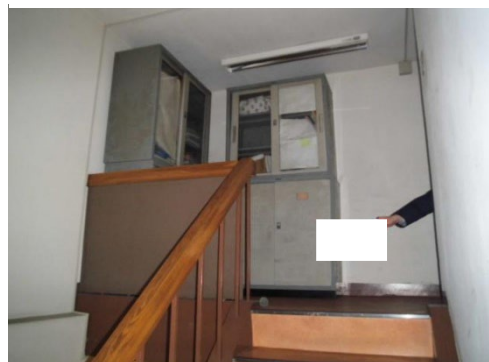
スチール製ロッカー1台及び同ロッカー内の冊子等については、消防法第5条の3第1項の要件に該当する物件にあたらないとしても、火災の予防上の危険性や避難の支障となる可能性が一般的・抽象的に認められないとまではいえないことから、避難施設上必要な施設に避難の支障となる物件をみだりに存置されないように管理している状態にあるとはいえず、消防法第8条の2の4及び条例（避難施設の管理）違反の状態にあることから、当該違反状態の解消をするため、是正措置をとるべき立場にあるとされた。

5階通路部分の木製本棚及び書類等の状況



(提供：東京消防庁)

7階塔屋部分のスチール製ロッカー及び冊子等の状況



(提供：東京消防庁)

|                     | 一次措置                           |      | 二次措置       |                 | 三次措置                       |                   |
|---------------------|--------------------------------|------|------------|-----------------|----------------------------|-------------------|
|                     | 適用要件                           | 措置内容 | 適用要件       | 措置内容            | 適用要件                       | 措置内容              |
| ⑤ 防火管理関係違反（法第八条第一項） | 1 防火管理者未選任                     | 警告   | 警告事項不履行のもの | 選任命令（法第8条第3項）   | 二次措置が不履行で、かつ、③の適用要件に該当する場合 | ③の一次措置による（法第5条の2） |
|                     | 2 防火管理業務不適正                    |      |            |                 |                            |                   |
|                     | (1) 消防計画未作成                    | 警告   | 警告事項不履行のもの | 作成命令（法第8条第4項）   | 二次措置が不履行で、かつ、③の適用要件に該当する場合 | ③の一次措置による（法第5条の2） |
|                     | (2) 消防計画が不適正なもの                | 警告   | 警告事項不履行のもの | 適正執行命令（法第8条第4項） | 二次措置が不履行で、かつ、③の適用要件に該当する場合 | ③の一次措置による（法第5条の2） |
|                     | (3) 消火、通報及び避難訓練未実施             | 警告   | 警告事項不履行のもの | 適正執行命令（法第8条第4項） | 二次措置が不履行で、かつ、③の適用要件に該当する場合 | ③の一次措置による（法第5条の2） |
|                     | (4) 消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検、整備未実施等 | 警告   | 警告事項不履行のもの | 適正執行命令（法第8条第4項） | 二次措置が不履行で、かつ、③の適用要件に該当する場合 | ③の一次措置による（法第5条の2） |

| 事例／履行期限等                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p><b>◎留意事項</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・防火管理者として届出されていないが、選任され実質的に防火管理業務が行われていることが明らかな場合は、適用要件に該当しないものとみなし指導を継続することができる。</li> <li>・防火管理者再講習の課程を修了しなければならない期間において、既に防火管理者として選任されている者が、再講習の課程を修了していない場合は、防火管理者未選任の状態となるため、速やかに再講習を受講させ、防火管理者として再度選任し、又は別に甲種防火管理者の資格を有する者を防火管理者として選任し、消防長又は消防署長に届出させる必要がある。</li> </ul> <p><b>◎履行期限</b></p> <p>2週間から1か月程度を目安とするが、防火管理者講習及び防火管理者再講習を考慮しなければならない場合は、直近の講習日を考慮した期限とする。</p> |
| <p><b>◎履行期限</b></p> <p>2週間以内</p> <p>(防火管理者未選任と併存する場合には、防火管理者未選任の履行期限に2週間を加えた期間以内とする。)</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| <p><b>◎事例</b></p> <p>自衛消防隊の編成等計画の内容が実態と著しく異なるもの</p> <p><b>◎履行期限</b></p> <p>2週間以内</p> <p>(防火管理者未選任と併存する場合には、防火管理者未選任の履行期限に1週間を加えた期間以内とする。)</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| <p><b>◎事例</b></p> <p>消火・避難訓練を1年以上実施していないもの</p> <p><b>◎履行期限</b></p> <p>1か月以内（規模、用途に応じて設定する。)</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| <p><b>◎留意事項</b></p> <p>音響装置停止、電源遮断、操作障害等の維持管理が不適正なもので、違反を指摘したにもかかわらず関係者が即是正の意思を示さないもの若しくは是正してもすぐに繰り返す違反を行うものなど悪質なものは一次措置の適用要件とする。</p> <p><b>◎事例</b></p> <p>消防計画に定める消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検及び整備が未実施のもの。</p> <p>※1 点検により重大な機能不良箇所が指摘され、報告時までには是正されていない場合は、「⑨消防用設備等に関する基準違反」により処理する。</p> <p>※2 自動火災報知設備、スプリンクラー設備、屋内消火栓設備又は2種類以上の設備の点検未実施がある場合は、二次措置を行う。</p> <p><b>◎履行期限</b></p> <p>点検及び整備未実施については、点検及び整備内容により期限を設定する。</p>                     |

|                     | 一次措置                       |                 |      | 二次措置       |                 | 三次措置                       |                   |
|---------------------|----------------------------|-----------------|------|------------|-----------------|----------------------------|-------------------|
|                     | 適用要件                       |                 | 措置内容 | 適用要件       | 措置内容            | 適用要件                       | 措置内容              |
| ⑤ 防火管理関係違反（法第八条第一項） | (5) 火気の使用又は取扱いに関する監督不適正    | 火気使用器具、電気器具等の管理 | 警告   | 警告事項不履行のもの | 適正執行命令（法第8条第4項） | 二次措置が不履行で、かつ、③の適用要件に該当する場合 | ③の一次措置による（法第5条の2） |
|                     |                            | 指定場所における喫煙等の制限  | 警告   | 警告事項不履行のもの | 適正執行命令（法第8条第4項） | 二次措置が不履行で、かつ、③の適用要件に該当する場合 | ③の一次措置による（法第5条の2） |
|                     | (6) 避難又は防火上必要な構造及び設備の管理不適正 |                 | 警告   | 警告事項不履行のもの | 適正執行命令（法第8条第4項） | 二次措置が不履行で、かつ、③の適用要件に該当する場合 | ③の一次措置による（法第5条の2） |
|                     | (7) 劇場等の定員管理不適正            |                 | 警告   | 警告事項不履行のもの | 適正執行命令（法第8条第4項） | 二次措置が不履行で、かつ、③の適用要件に該当する場合 | ③の一次措置による（法第5条の2） |

## 事例／履行期限等

### ◎事例

- ・火気使用器具等の周囲の可燃材からの距離が基準値未満のもの
- ・天蓋に設けられているグリスフィルターから油が滴り落ちているもの

※ 消防法令違反の有無を問わず、適法な防火対象物に対しても、可燃材の炭化等が認められる場合は、「④防火対象物における火災予防に危険な行為等（法第5条の3第1項）」の措置による。

### ◎履行期限

1か月以内

### ◎事例

劇場等その他消防長（消防署長）が指定する場所で、解除承認を受けずに、又は解除承認後に承認内容に違反して裸火等の使用、若しくは危険物品の持込みを行っているもの

※ 使用禁止命令を行う場合は、解除承認を撤回してから措置する。

### ◎履行期限

原則、即時

### ◎事例

- ・防火設備、避難施設の維持管理に係る基準違反に該当するもの

ア 堅穴区画に設けられた防火戸等に何らかの処置（くさび等）をし、閉鎖できなくしているもの

イ 階段、出入口、廊下又は通路に物件が存置されているもの

ウ 出入口の内外に近接して椅子、テーブル等の物件が存置されているもの

※1 火災の予防に危険又は避難障害となっているもので、改修を要するものは、「②防火対象物における火災予防危険行為（その1）」により処理する。

※2 再三の繰り返し違反等がある場合は、二次措置を行う。（「資料4 違反処理基準の運用6」参照）

### ◎履行期限

2週間以内

### ◎事例

劇場、百貨店等において、定員を超えて入場させ入場制限等の必要な措置をとっていないもの。又は、可動椅子により興業等を行う場合において避難通路が有効に確保されていないもの。

なお、発災時における初動措置を行い得る体制をとっていないもので他に違反が存する場合は、「③防火対象物における火災予防危険行為等（その2）」により処理する。

### ◎履行期限

原則、即時

|                      | 一次措置                       |      | 二次措置       |                   | 三次措置                       |                |
|----------------------|----------------------------|------|------------|-------------------|----------------------------|----------------|
|                      | 適用要件                       | 措置内容 | 適用要件       | 措置内容              | 適用要件                       | 措置内容           |
| ⑥ 統括防火管理関係違反（法第八条の二） | 1 統括防火管理者未選任               | 警告   | 警告事項不履行のもの | 選任命令（法第8条の2第5項）   | 二次措置が不履行で、かつ、③の適用要件に該当する場合 | ③の一次措置（法第5条の2） |
|                      | 2 統括防火管理業務不適正              |      |            |                   |                            |                |
|                      | (1) 全体についての消防計画未作成         | 警告   | 警告事項不履行のもの | 作成命令（法第8条の2第6項）   | 二次措置が不履行で、かつ、③の適用要件に該当する場合 | ③の一次措置（法第5条の2） |
|                      | (2) 全体についての消防計画が不適正なもの     | 警告   | 警告事項不履行のもの | 適正執行命令（法第8条の2第6項） | 二次措置が不履行で、かつ、③の適用要件に該当する場合 | ③の一次措置（法第5条の2） |
|                      | (3) 避難又は防火上必要な構造及び設備の管理不適正 | 警告   | 警告事項不履行のもの | 適正執行命令（法第8条の2第6項） | 二次措置が不履行で、かつ、③の適用要件に該当する場合 | ③の一次措置（法第5条の2） |

## 事例／履行期限等

### ◎留意事項

統括防火管理者として届出されていないが、選任され実質的に防火管理業務が行われていることが明らかな場合は、適用要件に該当しないものとみなし指導を継続することができる。

### ◎履行期限

2 週間から 1 か月程度を目安とする。

### ◎履行期限

2 週間から 1 か月程度を目安とする。

（統括防火管理者未選任と併存する場合には、統括防火管理者未選任の履行期限に 2 週間から 1 か月程度を加えた期間以内とする。）

### ◎事例

自衛消防の組織の編成等計画の内容が実態と著しく異なるもの

### ◎履行期限

2 週間から 1 か月程度を目安とする。

（統括防火管理者未選任と併存する場合には、統括防火管理者未選任の履行期限に 2 週間から 1 か月程度を加えた期間以内とする。）

### ◎事例

#### ・共用部分の防火設備、避難施設の維持管理に係る基準違反に該当するもの

ア 堅穴区画に設けられた防火戸等に何らかの処置（くさび等）をし、閉鎖できなくしているもの

イ 階段、出入口、廊下、通路に物件が存置されているもの

ウ 出入口の内外に近接して椅子、テーブル等の物件が存置されているもの

※1 火災の予防に危険又は避難障害となっているもので、改修を要するものは、「②防火対象物における火災予防危険行為（その1）」により処理する。

※2 再三の繰り返し違反等がある場合は、二次措置を行う。（「資料4 違反処理基準の運用6」参照）

### ◎履行期限

2 週間以内

|                                 | 一次措置                                                                               |                                    | 二次措置       |                   | 三次措置                       |                |
|---------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------|------------|-------------------|----------------------------|----------------|
|                                 | 適用要件                                                                               | 措置内容                               | 適用要件       | 措置内容              | 適用要件                       | 措置内容           |
| ⑦ 防火対象物点検報告（法第八条の二の二及び法第八条の二の三） | 1 防火対象物点検報告未実施での表示又は紛らわしい表示をしたもの                                                   | 表示の除去又は消印を付すことの命令（法第8条の2の2第4項）     |            |                   |                            |                |
|                                 | 2 防火対象物点検の特例認定を受けていないにもかかわらず、法第8条の2の3第7項の表示がされている、又は、当該表示と紛らわしい表示がされているもの          | 表示の除去又は消印を付すことの命令（法第8条の2の3第8項）     |            |                   |                            |                |
|                                 | 3 偽りその他不正な手段により当該認定を受けたことが判明したもの                                                   | 法第8条の2の3第1項による認定の取り消し（法第8条の2の3第6項） |            |                   |                            |                |
|                                 | 4 法第5条第1項、第5条の2第1項、第5条の3第1項、第8条第3項若しくは第4項、第8条の2の5第3項又は第17条の4第1項若しくは第2項の規定の命令がされたもの |                                    |            |                   |                            |                |
|                                 | 5 法第8条の2の3第1項第3号に該当しなくなったもの                                                        |                                    |            |                   |                            |                |
| ⑧ 自衛消防組織の設置に関する違反（法第八条の二の五）     | 自衛消防組織が未設置であるもの                                                                    | 警告                                 | 警告事項不履行のもの | 措置命令（法第8条の2の5第3項） | 二次措置が不履行で、かつ、③の適用要件に該当する場合 | ③の一次措置（法第5条の2） |

| 事例／履行期限等                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>◎事例</p> <p>点検基準に適合せずに適合する旨の表示をしているもの</p> <p>◎履行期限</p> <p>原則、即時</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| <p>◎適用要件の意義</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・防火対象物点検報告義務対象物であるもの</li> <li>・防火対象物点検の特例認定を受けていないにもかかわらず、法第8条の2の3第7項の表示がされている、又は、当該表示と紛らわしい表示がされているもの</li> </ul> <p>◎履行期限</p> <p>原則、即時</p>                                                                                                                                                                                                                                                                |
| <p>◎適用要件の意義</p> <p>形式的に適用要件に該当すれば、直ちに処理する。</p> <p>◎履行期限</p> <p>なし</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| <p>◎留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自衛消防組織として届出されていないが、設置され実質的に自衛消防組織として必要な活動を行うことができる<br/>と認められる場合は、適用要件に該当しないものとみなし指導を継続することができる。</li> <li>・自衛消防業務再講習の課程を修了しなければならない期間において、既に自衛消防組織の統括管理者として置かれ届出されている者が、再講習の課程を修了していない場合は、自衛消防組織の設置基準に従って設置されていない状態となるため、速やかに再講習を受講させ、又は別に自衛消防組織の統括管理者の資格を有する者を統括管理者として置いて自衛消防組織変更届出書を消防長又は消防署長に届出させる必要がある。</li> </ul> <p>◎履行期限</p> <p>2週間から1か月程度を目安とするが、自衛消防業務新規講習及び再講習を考慮しなければならない場合は、直近の講習日を考慮した期限とする。</p> |

|                                              | 一次措置                              |      | 二次措置       |                                  | 三次措置                       |                   |
|----------------------------------------------|-----------------------------------|------|------------|----------------------------------|----------------------------|-------------------|
|                                              | 適用要件                              | 措置内容 | 適用要件       | 措置内容                             | 適用要件                       | 措置内容              |
| ⑨<br>消防用設備等又は特殊消防用設備等に関する基準違反（法第十七条第一項又は第三項） | 消防用設備等又は特殊消防用設備等が未設置又は維持管理が不適正のもの | 警告   | 警告事項不履行のもの | 設置命令、改修命令又は維持命令（法第17条の4第1項又は第2項） | 二次措置が不履行で、かつ、③の適用要件に該当する場合 | ③の一次措置による（法第5条の2） |

## 事例／履行期限等

### ◎措置対象（例示）

#### ・技術基準に従って設置されていないと認めるもの

- ア 全体に未設置
- イ 一部未設置のうち、階又は防火対象物の過半にわたるもの

#### ・技術基準に従って維持されていないと認めるもの

- ア 自動火災報知設備の受信機が作動しないもの
- イ 自動火災報知設備の感知器回路の断線等により、防火対象物の全体又はその部分が未警戒となっている場合
- ウ 一の階のすべての避難器具が使用不能の場合
- エ 非常電源が設置されていないもの

※１ 音響装置停止、電源遮断等改修を伴わない維持管理違反については、二次措置として法第８条第４項による防火管理業務適正執行命令を発する。

※２ 法第１７条第２項の基準に違反し消防用設備等が設置・維持されていない場合も措置命令の対象となる。

### ◎履行期限（例示）

履行期限は、次の工事日数を参考にして検討する。

#### ・自動火災報知設備の設置工事における着工届から設置届までの日数調査の結果

全部未設置違反のうち設備を設置して改修されたもの 100 件について、着工届出から設置届出までの日数を調査した結果は次のとおりであった。

- ア 延べ面積 500 ㎡未満の対象物では、94%が 60 日以内
- イ 延べ面積 500 ㎡以上 1,000 ㎡未満の対象物では、87%が 90 日以内
- ウ 延べ面積 1,000 ㎡以上の対象物では、95%が 120 日以内

#### ・業者が試算した工事日数例

例１：RC 造、地上 3 階地下 1 階、延べ面積 500 ㎡の既存ビルに消防用設備等を新規に設置する場合

|           | 見積り日数 | 着工届から設置届までの日数 |
|-----------|-------|---------------|
| 屋内消火栓設備   | 30 日  | 60 日          |
| スプリンクラー設備 | 30 日  | 120 日         |
| 自動火災報知設備  | 30 日  | 60 日          |

例２：RC 造、地上 5 階地下 1 階、延べ面積 1,000 ㎡の既存ビルに消防用設備等を新規に設置する場合

|           | 見積り日数 | 着工届から設置届までの日数 |
|-----------|-------|---------------|
| 屋内消火栓設備   | 30 日  | 90 日          |
| スプリンクラー設備 | 30 日  | 150 日         |
| 自動火災報知設備  | 30 日  | 90 日          |

例３：RC 造、地上 10 階地下 1 階、延べ面積 3,000 ㎡の既存ビルに消防用設備等を新規に設置する場合

|           | 見積り日数 | 着工届から設置届までの日数 |
|-----------|-------|---------------|
| 屋内消火栓設備   | 40 日  | 120 日         |
| スプリンクラー設備 | 40 日  | 240 日         |
| 自動火災報知設備  | 40 日  | 150 日         |

例４：RC 造、地上 3 階地下 1 階、建築面積約 650 ㎡、延べ面積 1,800 ㎡の既存遊技場ビル全館に屋内消火栓設備を新規に設置する場合の工事日数は 100 日

|                                      | 一次措置                   |      | 二次措置       |                                    | 三次措置 |      |
|--------------------------------------|------------------------|------|------------|------------------------------------|------|------|
|                                      | 適用要件                   | 措置内容 | 適用要件       | 措置内容                               | 適用要件 | 措置内容 |
| ⑩ 防災管理関係違反（法第三十六条第一項において準用する法第八条第一項） | 1 防災管理者未選任             | 警告   | 警告事項不履行のもの | 選任命令<br>(法第36条第1項において準用する第8条第3項)   |      |      |
|                                      | 2 防災管理業務不適正            |      |            |                                    |      |      |
|                                      | (1) 防災管理に係る消防計画未作成     | 警告   | 警告事項不履行のもの | 作成命令<br>(法第36条第1項において準用する法第8条第4項)  |      |      |
|                                      | (2) 防災管理に係る消防計画が不適正なもの | 警告   | 警告事項不履行のもの | 適正執行命令<br>(法第36条第1項において準用する第8条第4項) |      |      |
|                                      | (3) 避難訓練未実施            | 警告   | 警告事項不履行のもの | 適正執行命令<br>(法第36条第1項において準用する第8条第4項) |      |      |

## 事例／履行期限等

### ◎留意事項

・防災管理者として届出されていないが、選任され実質的に防災管理業務が行われていることが明らかな場合は、適用要件に該当しないものとみなし指導を継続することができる。

・甲種防火管理再講習又は防災管理再講習の課程を修了しなければならない期間において、既に防災管理者として選任されている者が、再講習の課程を修了していない場合は、防災管理者未選任の状態となるため、速やかに再講習を受講させ、防災管理者として再度選任し、又は別に防災管理者の資格を有する者を防災管理者として選任し、消防長又は消防署長に届出させる必要がある。

### ◎履行期限

2週間から1か月程度を目安とするが、防災管理講習、防災管理再講習、甲種防火管理再講習を考慮しなければならない場合は、直近の講習日を考慮した期限とする。

### ◎履行期限

2週間以内

（防災管理者未選任と併存する場合には、防災管理者未選任の履行期限に2週間を加えた期間以内とする。）

### ◎事例

防災管理上必要な教育等計画の内容が実態と著しく異なるもの

### ◎履行期限

2週間以内

（防災管理者未選任と併存する場合には、防災管理者未選任の履行期限に1週間を加えた期間以内とする。）

### ◎事例

避難訓練を1年以上実施していないもの

### ◎履行期限

1か月以内（規模、用途に応じて設定する。）

|                                       | 一次措置                                                                                                               |                                                                    | 二次措置       |                                  | 三次措置 |      |
|---------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------|------------|----------------------------------|------|------|
|                                       | 適用要件                                                                                                               | 措置内容                                                               | 適用要件       | 措置内容                             | 適用要件 | 措置内容 |
| ⑪ 統括防災管理関係（法第三十六条第一項において準用する法第八条の二）   | 1 統括防災管理者未選任                                                                                                       | 警告                                                                 | 警告事項不履行のもの | 選任命令（法第36条第1項において準用する第8条の2第5項）   |      |      |
|                                       | 2 統括防災管理業務不適正                                                                                                      | 警告                                                                 | 警告事項不履行のもの | 作成命令（法第36条第1項において準用する第8条の2第6項）   |      |      |
|                                       | (1) 防災管理に係る全体についての消防計画未作成<br>(2) 防災管理に係る全体についての消防計画が不適正なもの                                                         | 警告                                                                 | 警告事項不履行のもの | 適正執行命令（法第36条第1項において準用する第8条の2第6項） |      |      |
| ⑫ 防災管理点検報告（法第三十六条第一項において準用する法第八条の二の三） | 1 防災管理点検報告未実施での表示又は紛らわしい表示をしたもの                                                                                    | 表示の除去又は消印を付すことの命令（法第36条第1項において準用する第8条の2の2第4項）                      |            |                                  |      |      |
|                                       | 2 偽りその他不正な手段により当該認定を受けたことが判明したもの                                                                                   | 法第36条第1項において準用する法第8条の2の3第1項による認定の取り消し（法第36条第1項において準用する法第8条の2の3第6項） |            |                                  |      |      |
|                                       | 3 法第5条第1項、第5条の2第1項、第5条の3第1項、第8条第3項若しくは第4項、第8条の2の5第3項、第17条の4第1項若しくは第2項又は第36条第1項において準用する法第8条第3項若しくは第4項の規定による命令がされたもの |                                                                    |            |                                  |      |      |
|                                       | 4 法第36条第1項において準用する法第8条の2の3第1項第3号に該当しなくなったもの                                                                        |                                                                    |            |                                  |      |      |

## 事例／履行期限等

### ◎留意事項

統括防災管理者として届出されていないが、選任され実質的に防災管理業務が行われていることが明らかな場合は、適用要件に該当しないものとみなし指導を継続することができる。

### ◎履行期限

2週間から1か月程度を目安とする。

### ◎履行期限

2週間から1か月程度を目安とする。

（統括防災管理者未選任と併存する場合には、統括防災管理者未選任の履行期限に2週間から1か月程度を加えた期間以内とする。）

### ◎事例

防災管理に係る全体についての消防計画の内容が実態と著しく異なるもの

### ◎履行期限

2週間から1か月程度を目安とする。

（統括防災管理者未選任と併存する場合には、統括防災管理者未選任の履行期限に2週間から1か月程度を加えた期間以内とする。）

### ◎適用要件の意義

形式的に適用要件に該当すれば、直ちに処理する。

### ◎履行期限

なし

|                                                    | 一次措置                                                                                                |                                                    | 二次措置 |      | 三次措置 |      |
|----------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------|------|------|------|------|
|                                                    | 適用要件                                                                                                | 措置内容                                               | 適用要件 | 措置内容 | 適用要件 | 措置内容 |
| ⑫<br>防災管理点検報告（法第三十六条第一項において準用する法第八條の二の二及び法第八條の二の三） | 5 防災管理点検の特例認定を受けていないにもかかわらず、防災管理点検の特例認定の表示がされている、又は、当該表示と紛らわしい表示がされているもの                            | 表示の除去又は消印を付すことの命令<br>(法第36条第6項において準用する法第8条の2の2第4項) |      |      |      |      |
|                                                    |                                                                                                     |                                                    |      |      |      |      |
| ⑬<br>防災管理点検報告（法第三十六条第六項において準用する法第八條の二の二）           | 1 防火対象物点検報告及び防災管理点検報告のうち、いずれか一方又はともに点検基準を満たしていないにもかかわらず、法第36条第4項の表示が付されている、又は、当該表示と紛らわしい表示が付されているもの | 表示の除去又は消印を付すことの命令<br>(法第36条第6項において準用する法第8条の2の2第4項) |      |      |      |      |
|                                                    | 2 防火対象物点検又は防災管理点検の特例認定のうち、いずれか一方又はともに認定を受けていないにもかかわらず、法第36条第5項の表示が付されている、又は、当該表示と紛らわしい表示が付されているもの   | 表示の除去又は消印を付すことの命令<br>(法第36条第6項において準用する法第8条の2の2第4項) |      |      |      |      |

## 事例／履行期限等

### ◎適用要件の意義

- ・防災管理対象物であるもの
- ・防災管理点検資格者により点検対象事項が点検基準に適合していると認められていないにもかかわらず、法第 36 条第 1 項において準用する法第 8 条の 2 の 2 第 2 項の表示がされている、又は、当該表示と紛らわしい表示がされているもの

### ◎履行期限

原則、即時

### ◎適用要件の意義

- ・防火対象物点検報告及び防災管理点検報告の義務対象物であるもの
- ・防火対象物点検報告及び防災管理点検報告のうち、いずれか一方又はともに点検基準を満たしていないにもかかわらず、法第 36 条第 3 項の表示が付されている、又は、当該表示と紛らわしい表示が付されているもの

### ◎履行期限

原則、即時

### ◎適用要件の意義

- ・防火対象物点検報告及び防災管理点検報告の義務対象物であるもの
- ・法第 8 条の 2 の 3 第 1 項又は第 36 条第 1 項において準用する法第 8 条の 2 の 3 第 1 項の特例認定のうち、いずれか一方又はともに認定を受けていないにもかかわらず、法第 36 条第 4 項の表示が付されている、又は、当該表示と紛らわしい表示が付されているもの

### ◎履行期限

原則、即時

## 資料 4 違反処理基準の運用

- 1 「違反処理基準①から④」は、措置命令ごとに、「違反処理基準⑤から⑬」は、技術的基準に違反しているもので措置命令を発する場合を取り上げている。  
なお、①から⑬は、「第 2 違反処理基準」の番号を指す。
- 2 「事例」は、違反処理すべき事案の基準となる事案として代表的な事例を示す。
- 3 履行期限が到来したものは、速やかに次の段階の措置へ移行する。
- 4 事象ごとに措置命令に係る規定の趣旨に照らして適切な措置を選択する必要がある、次の例を参考にして処理する。

### (1) 階段の管理

#### 【事例 1】防火設備の維持管理不備

防火戸等をくさびで閉鎖できなくしているもの

→防火管理業務適正執行命令（違反処理基準⑤・2 法第 8 条第 4 項）

→統括防火管理業務適正執行命令（違反処理基準⑥・2 法第 8 条の 2 第 6 項）

#### 【事例 2】避難施設の維持管理不備

階段の出入口に近接して椅子、テーブル等の物件が存置され避難に支障があるもの

→防火管理業務適正執行命令（違反処理基準⑤・2 法第 8 条第 4 項）

#### 【事例 3】階段での避難に支障となる物件の存置

階段に物件が存置されていることにより、容易に通行することが困難なもの

→物件の整理又は除去の措置命令（違反処理基準④・4 法第 5 条の 3 第 1 項）

#### 【事例 4】階段での延焼媒体となる可燃物の存置

階段室を倉庫代わりに使用し、古新聞、ダンボール、ビールケース等の大量の可燃物が存置されているもの

→物件の整理又は除去の措置命令（違反処理基準④・3 法第 5 条の 3 第 1 項）

#### 【事例 5】階段での延焼媒体となる可燃物の存置＋竪穴区画の防火戸等撤去＋避難器具未設置

直通階段が一つの雑居ビルで階段内にビニール、プラスチック系の可燃物が大量にあり上階の防火戸等が撤去され、かつ、避難器具が設置されていないもの

→防火対象物の使用禁止命令等（違反処理基準③・2 法第 5 条の 2 第 1 項第 2 号）

### (2) 火を使用する設備、器具等の管理

#### 【事例 1】条例の基準不適（管理）

火気使用器具等の周囲の可燃材からの距離が基準値未満のもの

→防火管理業務適正執行命令（違反処理基準⑤・2 法第 8 条第 4 項）

#### 【事例 2】条例の基準不適（構造）

厨房設備等の燃料配管に老化、劣化又は接続部のゆるみがあり、燃料漏れのおそれがあるもの

→防火対象物の改修命令（違反処理基準②・1 法第 5 条第 1 項）

#### 【事例 3】火気設備等の使用に際し、火災の予防に危険であると認めるもの

可燃性ガスが滞留する場所でガスコンロ等を使用しているもの

→使用の禁止（違反処理基準④・１ 法第５条の３第１項）

**【事例４】炭化が発生しているもの**

火気使用設備等の炎が壁体に接し、その部分が炭化しているもの

→使用の停止（違反処理基準④・１ 法第５条の３第１項）

火気使用設備等の使用に際して壁体等に炭化が広範囲に発生しており、その出火危険が著しく高いもの

→火気設備使用停止命令（違反処理基準③・２ 法第５条の２第１項第２号）

**【事例５】内装の基準不適**

内装の制限を受ける調理室等において、その壁及び天井の室内に面する部分の仕上げが広範囲にわたり建築基準法令に適合していないもの

→防火対象物の改修命令（違反処理基準②・３ 法第５条第１項）

**(3) 消防用設備等の維持管理**

**【事例１】点検未実施**

自動火災報知設備、スプリンクラー設備、屋内消火栓設備又は２種類以上の消防計画に定める消防用設備又は特殊消防用設備の点検が実施されていないもの

→防火管理業務適正執行命令（違反処理基準⑤・２ 法第８条第４項）

**【事例２】未設置**

自動火災報知設備が階の全般に未設置のもの

→消防用設備等の設置命令（違反処理基準⑨ 法第１７条の４第１項）

**【事例３】消防用設備等が未設置であり他の法令違反が併存するもの**

階段が複数ある防火対象物の一の階段において、自動火災報知設備が未設置（未警戒）であり、一部防火戸等が撤去されているもの

→防火戸等の改修命令及び消防用設備等の設置命令

（違反処理基準②・２及び⑨ 法第５条第１項及び法第１７条の４第１項）

**【事例４】消防用設備等が未設置であり他の法令違反が併存するもの**

百貨店において、自動火災報知設備が機能不良により大部分が未警戒となっており、階段の区画が全く機能しておらず、かつ、著しく定員を超えているもの

→防火対象物の使用禁止命令等（違反処理基準③・２ 法第５条の２第１項第２号）

**(4) その他**

**【事例１】開口部の閉塞＋排煙設備・非常用照明装置の未設置**

個室型店舗等で改装等により開口部が塞がれ、排煙設備及び非常用の照明装置が設置されていないもの

→防火対象物の使用禁止命令等（違反処理基準③・２ 法第５条の２第１項第２号）

**【事例２】火気設備の維持管理の不適＋内装の基準不適**

壁等の室内に面する部分の仕上げの材料が広範囲にわたり不適となっている場所において内部に油かす等の堆積物があり継続使用することで火災が発生するおそれがある火気設備を使用しているもの

→防火対象物の使用禁止命令等（違反処理基準③・２ 法第５条の２第１項第２号）

- 5 法第5条等の命令の履行期限までに、命ぜられた措置が履行されず、履行されても十分でなく、又はその措置の履行について期限が付されている場合にあっては履行されても上記期限までに完了する見込みがないため、引き続き、火災の予防に危険であると認める場合、消火、避難その他の消防の活動に支障になると認める場合又は火災が発生したならば人命に危険であると認める場合は、法第5条の2第1項第1号命令に移行する。特に、過去に消防法令や建築基準法令違反に起因して火災による甚大な人的被害があった火災建物等と類似した違反が引き続きある防火対象物（以下の事例1から3）については、優先的に法第5条の2第1項第1号の適用を検討する。

#### **(5) 使用禁止等の命令**

##### **【事例1】**

法第17条の4第1項による屋内消火栓設備の設置維持命令後、履行期限を過ぎても改修されることなく（改修されても十分ではなく、又は履行期限までに完了する見込みがなく）、かつ、当該防火対象物の主要構造部、防火区画若しくは階段の構造が不適切又は機能不良で、消火、避難その他の活動に支障になる場合及び火災が発生すれば逃げ遅れによる人命危険が予想される場合

（違反処理基準③・1 法第5条の2第1項第1号）

##### **【事例2】**

多量の火気を使用する調理室等の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げが広範囲にわたり建築基準法令に適合していない防火対象物において、法第5条第1項による防火対象物の改修命令後、履行期限を過ぎても改修されることなく（改修されても十分ではなく、又は履行期限までに完了する見込みがなく）、ひとたび火災が発生すれば逃げ遅れによる人命危険が予想される場合

（違反処理基準③・1 法第5条の2第1項第1号）

##### **【事例3】**

自動火災報知設備未設置又はスプリンクラー設備未設置及びこれらの設備の過半に渡る不作動に係る違反がある宿泊施設、社会福祉施設及び大型物品販売店舗において、法第17条の4第1項による設置維持命令後、履行期限を過ぎても改修されることがなく（改修されても十分ではなく、又は履行期限までに完了する見込みがなく）、消火、避難その他の活動に支障になる場合及び火災が発生すれば逃げ遅れによる人命危険が予想される場合

（違反処理基準③・1 法第5条の2第1項第1号）

- 6 再三の繰り返し違反等、適切な防火管理業務が継続して行われないものに対しては、管理権原者に対し、防火管理業務が法令の規定及び消防計画に従って行われるように必要な措置を講ずべきものとして法第8条第4項による防火管理業務適正執行命令等を次の例により措置するものとする。

(1) 防火管理業務適正執行命令の具体的内容（例）

① 繰り返し違反の原因の究明

管理権原者の立場から、繰り返し違反が行われる原因を検証するもの



② 再発防止のための消防計画の見直し又は改善計画書の提出

管理権原者が繰り返し違反の原因を検証した結果を踏まえ、防火管理者に内容を見直した消防計画の作成を行わせるとともに、これを提出させ、又は、管理権原者により改善計画書を作成し、これを提出するもの

例えば、社内管理体制の構築、日常点検におけるチェックリストの活用などチェック体制の見直し、その他の必要な措置



③ 従業員に対する防火管理教育の実施その他の必要な措置

防火管理者に、従業員に対する防火管理意識の徹底等を図るための教育を実施させるもの、その他消防訓練の実施等必要な措置を講じさせるもの。



④ 見直した消防計画等の確実な実施

見直した消防計画又は改善計画書に基づく適正な消防計画の確実な実施について防火管理者に行わせるもの、その他管理権原者において防火管理者に対する適切な指示・指導を行い監督するもの

(2) 法第4条による報告徴収

(1)の防火管理業務適正執行命令とあわせて、法第4条第1項による報告徴収を活用して、見直した消防計画又は改善計画書に従った防火管理業務の実施状況について報告を求める。

【報告徴収を求める内容】

見直した消防計画又は改善計画書に従った防火管理業務の実施状況について、見直した消防計画等の提出後、一定期間、定期的に報告させることとする。

この場合、報告を求める期間は、事案に応じて、例えば6か月間又は1年間など必要な期間、また、報告を求める時期は、例えば1か月毎又は四半期ごとなど合理的な期間を設定するものとする。

なお、防火管理業務の実施状況の報告を求める方法は、事例に応じ、行政指導により対応する場合もあるものとする。

(3) 立入検査による履行確認

(1)の防火管理業務適正執行命令の履行として、見直した消防計画等の提出や従業員に対する防火管理教育の実施その他の必要な措置等の報告があった場合には、立入検査を実施し、命令の履行状況の確認を行うものとする。

また、報告徴収を求めている期間については、防火管理業務の適正執行状況を確認するため、必要に応じ、適宜無通告等による立入検査を効果的に行うものとする。

### 第3 違反処理規程の作成例

違反処理を実施するに当たっては、違反処理に関する基本的な事項を定めた違反処理規程を整備する必要がある。このため、違反処理規程の内容として一般的に必要な事項及びその規定の例を示すものとする。

なお、ここでは、違反処理の主体は、消防署長としているが、各消防本部における違反処理規程の整備に当たっては、各消防本部の実態に即したものとするように、十分な検討を行う必要がある。

#### 1 違反処理の区分

違反処理の措置区分を定めるものである。

(違反処理の区分)

第〇条 違反処理は、次に掲げる区分による。

- (1) 警告
- (2) 命令
- (3) 認定の取消し
- (4) 告発
- (5) 過料事件の通知
- (6) 代執行
- (7) 略式の代執行（消防法第3条第2項又は第5条の3第2項の措置）

#### 2 違反処理の基本的留意事項

違反処理は、公権力の行使を伴うものであるので、トラブルのもととなりやすく、適正な処理を行わなければならないことは言うまでもない。こうした点にも鑑み、違反処理を行ううえでの基本的な留意事項を違反処理規程の中に定めておくものである。

(違反処理上の基本的留意事項)

第〇条 違反処理は、次の各号に掲げる事項に留意して行わなければならない。

- (1) 違反処理は、違反の内容又は火災危険の重大性に着目し、時機を失することなく厳正公平に行うものであること。
- (2) 違反処理事務を行うに当たっては、関係者に対し誠実、かつ、沈着、冷静に対処するものであること。
- (3) 違反処理を行った事案については適時、追跡確認を行い、その是正促進に努めること。

#### 3 違反処理基準

違反処理は違反処理基準の順序に従って行うことを定めるものである。違反処理基準は警告、命令、認定の取消しへの移行及び履行期限等の判断の基準を示したものである。なお、合理的な理由から基準によりがたい場合には基準に定めた措置順序によらないことができることも明らかにしておくのが適当である。

(違反処理基準)

第〇条 違反処理は、違反処理基準に定めるところにより処理しなければならない。

- 2 違反の事実が明白で、かつ、火災予防上、人命安全上猶予できないと認める場合若しくは特異な違反事案の処理に係る場合は、違反処理基準に定める措置順序によらないことができる。

#### 4 違反の調査

違反処理を行うためには、まず、違反処理の対象となる違反事実の把握を行わなければならない。  
正確な調査を行い、必要な資料等を収集するために、その手続を定めておくものである。

(違反の調査等)

第〇条 消防職員（以下「職員」という。）は、職務の執行に際し違反事実を発見し、又は聞知した場合は、速やかに署長に報告しなければならない。

2 前項の報告を受けた署長は、職員に命じて速やかに違反の事実の調査にあたらせるものとする。ただし、立入検査により違反の事実が確定している場合は、調査を省略することができる

3 前項の規定による調査を命じられた職員は、調査した結果を違反調査報告書（第〇号様式）により署長に報告しなければならない。

第〇条 職員は、違反の調査に際し関係のある者に対して質問を行った場合は、質問調書（第〇号様式）を作成しておかなければならない。

#### 5 警告

警告の主体及び方法を定めておくものである。

(警告)

第〇条 署長は調査した違反内容が違反処理基準の警告に該当した場合には、命令等の前段階として警告書（第〇号様式）を交付するものとする。

2 署長は緊急に措置する必要があると認める場合で前項の警告書を発するいとまがないときは、口頭で必要な事項について警告することができる。この場合、事後速やかに警告書を発行するものとする。

#### 6 事前手続

聴聞・弁明の機会の付与が必要な命令等について定めておくものである。

(事前手続)

第〇条 この規程において、聴聞が必要な不利益処分とは別表第〇に掲げるものをいう。

2 この規程において、弁明が必要な不利益処分とは別表第〇に掲げるものをいう。

#### 7 命令

命令並びに公示の主体及び方法を定めておくものである。

(命令)

第〇条 署長は調査した違反内容が違反処理基準の命令の措置をとるべきものに該当した場合には、命令書（第〇号様式）を交付し命令を行うものとする。

2 署長は緊急に措置する必要があると認める場合で前項の命令書を発するいとまがないときは、口頭で必要な事項について命令することができる。この場合、事後速やかに命令書を発行するものとする。

3 消防法第3条第1項及び消防法第5条の3第1項の規定に基づく命令については、立入検査その他の業務の遂行中において、違反処理基準の命令の措置をとるべきものに該当する違反を発見した消防吏員が命令書（第〇号様式）を交付し命令を行うものとする。

- 4 消防吏員が緊急に措置する必要があると認める場合で前項の命令書を発行するいとまがないときは、口頭で必要な事項について命令することができる。この場合、事後速やかに命令書を発行するものとする。

(公示)

第〇条 署長は、消防法第5条第1項、同法第5条の2第1項、同法第5条の3第1項、同法第8条第3項若しくは第4項、同法第8条の2第5項若しくは第6項又は第17条の4第1項若しくは第2項の規定に基づく命令を行った場合は、当該命令に係る防火対象物又は当該防火対象物のある場所へ標識（第〇号様式）の設置その他別に定める方法により公示を行うものとする。

- 2 前項の公示は、命令を行った場合には、速やかに行い、当該命令の履行又は解除がなされるまでの間その状態を維持するものとする。

## 8 認定の取消し

消防法第8条の2の3第6項の規定による認定及び同法第36条第1項において準用する消防法第8条の2の3第6項の規定による認定の取消しの主体及び方法を定めておくものである。認定の取消権者は認定した者と原則同一の者であること。

(認定の取消し)

第〇条 署長は、消防法第8条の2の3第6項の規定による認定の取消しを行う場合は、認定取消書（第〇号様式）を交付することにより行うものとする。

## 9 告発

告発の主体及び手続を定めておくものである。

(告発)

第〇条 署長は、次の各号のいずれかに該当するもので、罰則をもって対応すべきと認める場合に告発を行うものとする。

- (1) 違反内容が重大なとき
- (2) 違反に起因する火災等の発生若しくは拡大又は死傷者が発生したとき
- (3) 告発をもって措置すべき情状が認められるとき

(手続)

第〇条 告発は、違反の生じた場所を管轄する捜査機関の司法警察員又は検察官に対して行うものとする。

- 2 告発を行うときは、告発書（第〇号様式）に次の各号に掲げるもののうち、違反に関する必要な資料を添付するものとする。

- (1) 立入検査結果の通知書（写）
- (2) 警告書、命令書（写）
- (3) 図面、写真
- (4) その他違反事実及び情状の認定に必要な資料

(事前報告)

第〇条 署長は告発する場合は、必要に応じて事前に消防長に報告するものとする。

## 10 過料事件の通知

過料事件の通知の主体及び手続を定めておくものである。

(過料事件の通知)

第〇条 署長は、消防法第8条の2の3第5項の規定による届出を怠った者を覚知した場合で、過料をもって対応すべきと認めるときに行うものとする。

(手続)

第〇条 過料事件の通知は、消防法第8条の2の3第5項の規定による届出を怠った者の住所地を管轄する地方裁判所に対して行うものとする。

2 過料事件の通知を行うときは、過料事件通知書(第〇号様式)に次の資料を添付して行うものとする。

- (1) 特例認定防火対象物の管理権原者であったことを証する資料
- (2) 特例認定防火対象物の管理権原者に変更があったことを証する資料
- (3) 過料に処せられるべき者の住所地を証する資料
- (4) 違反時点において特例認定防火対象物であったことを証する資料

(事前報告)

第〇条 署長は過料事件の通知を行う場合は、必要に応じて事前に消防長に報告するものとする。

## 11 代執行

代執行すべき事案及びその手続等について定めるものである。

(代執行)

第〇条 署長は、第〇条の規定による命令又は第〇条の規定による告発によってもなお違反が是正されない場合で、特に必要があると認めたときは、行政代執行法(昭和23年法律第43号)の定めるところにより代執行を行う。

2 前項の代執行の戒告、通知及び費用徴収のための文書並びに執行責任者の証票は次の各号のとおりとする。

- (1) 戒告書(第〇号様式)
- (2) 代執行令書(第〇号様式)
- (3) 代執行費用納付命令書(第〇号様式)
- (4) 代執行執行責任者証(第〇号様式)

(証票の携帯)

第〇条 署長その他の消防吏員が、執行責任者として代執行の現場に赴くときは、前条第2項第4号の証票を携帯し、要求があるときは、いつでもこれを呈示しなければならない。

## 12 略式の代執行

消防法第3条第2項又は同法第5条の3第2項の規定に基づく、行政庁が義務を命ずるべき者を確知しえない場合の代執行(略式の代執行)の主体及び手続を定めるものである。

(略式の代執行)

第〇条 署長は、消防法第3条第1項又は同法第5条の3第1項の命令に係る履行義務者を確知することができないために当該命令を発することができない場合には、同法第3条第2項又は同法第5

条の3第2項の規定に基づき、当該消防職員に第3条第1項第3号及び第4号に掲げる措置をとらせるものとする。

### 13 警告書等の送達

警告書、命令書、戒告書、代執行令書等の交付手続を定めておくものである。

(警告書等の交付手続)

第〇条 この規程に定める警告書、命令書、認定の取消書、戒告書、代執行令書及び代執行費用納付命令書（以下「警告書等」という。）を発行するときは、原則として、当該関係者に直接交付し、受領書（第〇号様式）に署名押印を求めるものとする。

2 前項の警告書等の受領を拒否した場合、その他必要あるときは、配達証明、内容証明の取扱い等により郵送するものとする。

### 14 関係機関との連携

違反処理を効率的に行うためには、関係行政機関との連携に努めるべきである。このような趣旨から違反処理規程の中に関係機関との連携の規定を設けるものである。

(関係行政機関との連携)

第〇条 署長は、立入検査において指摘した他法令の防火に関する規定の違反については、主管行政庁に通知し、是正促進を要請するとともに、十分な連絡を図り、その改善指導に努めるものとする。

2 署長は、他法令違反が存する対象物の違反是正措置等を講じる場合には、関係機関と十分な情報提供及び連絡調整を行うとともに、自ら違反事実の把握に努め、ほかに手段がない場合に、他の関係官公署の事務に支障がないように配慮しつつ、消防法第35条の13の規定に基づく照会を行うなど、適切な措置を講じるよう相互の連携に努めるものとする。

3 署長は、違反処理につき関係機関より協力を求められたときは、必要に応じ協力するものとする。

### 15 違反処理経過簿

違反処理の進行管理を適正に行うためにその経過を記録する違反処理台帳等を備えることを規定しておくものである。

(違反処理結果の確認等)

第〇条 署長は、違反処理を行った場合は、事後の改善指導、履行状況の確認等その経過を違反処理台帳（第〇号様式）に記録しておかなければならない。

### 16 報告及び通知

違反処理を行った場合の内部的な報告、通知の基本的事項を定めておくものである。

(報告及び通知)

第〇条 署長は、違反処理を行った場合は、次により消防長に報告しなければならない。

(1) 警告、命令（口頭を含む）、認定の取消し、告発、過料事件の通知、代執行及び略式の代執行を行ったときは、違反処理報告書（第〇号様式）により報告するものとする。

(2) 違反処理が完結したときは、違反処理完結報告書（第〇号様式）により報告するものとする。

2 消防長は、特に必要がある場合には違反処理を行うことができる。次の違反処理を行った場合は、違反処理通知書（第〇号様式）により関係署長に通知する。

- (1) 警告、命令、認定の取消し、告発、過料事件の通知、代執行及び略式の代執行を行ったとき。
- (2) 前号の違反処理が完結したとき。

## 第4 違反処理関係書式の記入要領等

### 1 違反事実の確認

命令、告発等を行うに際しては、(1)～(4)により違反事実の確認を行い、その内容を文書に記録しておくとともに、法令の適用条項を誤らないよう十分に注意することが必要である。

- (1) 違反対象物の実態の確認
- (2) 違反対象物の新築及び増改築等の年月日の確認
- (3) 違反対象物の用途、構造、規模及び収容人員等の確認
- (4) 遡及規定、特例規定等の有無及び関係法令との関連の有無の確認

なお、違反事実の確認を行うため、場合によっては法第4条第1項の規定に基づく資料提出命令等（11 各種書式作成例 (1) 作成例①「資料提出命令書」、(2) 作成例②「報告徴収書」参照）を行う場合がある。

### 2 違反処理手続に係る書類の作成の原則

違反処理手続は刑事訴訟に関連する事項でもあるので、その書類の作成に当たっては特に次の点に留意する必要がある。

- (1) 書類を作成する場合は、作成年月日を記載して署名押印又は記名押印し、その所属名を表示すること。また、書類には毎葉に必ず契印すること。
- (2) 書類の文字を改変しないこと。文字を加え、削り又は欄外余白に記入したときはこれに必ず認印し、その字数を記入すること。なお、削った文字については、読むことができるように字体を残しておくこと。（4 質問調書の作成 (4) エ及び(5) エ 参照）
- (3) 告発書に添付する資料で、公務員以外の者が作成した書類には、消防職員が作成年月日を記載して、作成者に署名押印させること。
- (4) 添付資料に原本がある場合は、原本と同一である旨を認証しておくため、作成年月日を記載し、作成者の署名押印をしておくこと。
- (5) 書類の作成は、行政指導である警告を行う場合、命令を早急に行う場合など、違反の事実が特定できる範囲において、違反の内容、違反処理区分及び違反事実の実態等に応じて簡易なものとして差し支えない。

ただし、告発を行う場合など、後に争訟となるおそれが高い場合は、証拠能力を高いものにする必要がある。

### 3 実況見分調書の作成（11 各種書式作成例 (3) 作成例③、(4) 作成例④「実況見分調書」参照）

- (1) 実況見分調書は、違反現場に出向し見分を行った者が作成する。
- (2) 見分した事実と違反に係る適用法条との関連を十分に考慮し、実況見分によって明らかにしたい違反事項又は違反の構成要件に係る事実については、細部まで記載し、その他については簡明に記載する。
- (3) 事実をありのままに記載し、意見や推測は記載せず、主観の入っている修飾語（かなり、比較的、大変等）を使用しないようにする。
- (4) 見分を実施していく中で立会人に説明を求めた場合、その説明が物の位置、形状等を客観的に述べるものであれば調書に記載することができる。
- (5) 記載要領

ア 実施回数

作成ごとに回数を記載する。

イ 実施者等、見分事項

(ア) 作成年月日、実施者の所属、階級又は補職を記載し、署名、押印する。

(イ) 見分事項を記載する。

ウ 実況見分の日時

実況見分を実施した日時を記載する。

実況見分を降雨など、やむを得ない理由で中断した場合は、その中断した理由と時間(時刻)を記載する。(例) 降雨のため中断 (〇時〇分から〇時〇分まで)

エ 実況見分の場所及び施設又は物

実況見分の場所、施設の名称を記載する。実況見分の対象が物(車両を含む。)であるときは、その物の存在する場所又は見分した場所も記載する。

オ 実況見分の目的

「消防法令違反に係る事実確認のため」、「消防法令違反に係る証拠保全のため」など、実況見分を行う目的を簡明に記載する。

カ 実況見分の立会人

立会人の住所、職業、氏名、年齢を記載する。「防火管理者」、「占有者」など立会人の立場を記載する。立会人が複数いるときは個々に記載する。

キ 実況見分の内容

(ア) 現場の位置

現場の位置を示すために、現場の周辺にある固定物や交差点を基点として方向と距離を記載する。(固定物の例) 駅、学校、橋、官公署

(イ) 周囲の状況

周囲の状況は、現場を中心とした周辺の道路、建築物等を各方位に分けて記載する。

(ウ) 現場の状況

現場の状況は、外周から内部へ、全体から部分へと記載する。

(エ) 立会人が説明した内容を記載する場合は、「 」を使用する。

ク 図面、写真等

(ア) 図面

図面については、防火対象物使用開始届等の図面を活用し、現場での測定結果や撮影の位置と方向を記載する。

(イ) 写真

① 写真は違反状態が客観的に明らかになるように撮影する。

② 一の違反場所について違反の状態が具体的に判別できる写真と全体の中で当該違反場所の位置が判別できる写真とを撮影し、周囲と全体との関係を明らかにする。

③ 実況見分の信憑性を確保するため、必要に応じて関係のある者の立会い状況を撮影しておく。

④ 重要な部分の寸法の測定に際しては、メジャー等を添えた写真を撮影する。

⑤ 違反の場所が1回の撮影で写らない場合は、2枚以上の写真を貼り合わせる等配慮する

⑥ 撮影者名、撮影位置、方向及び撮影日時等を写真撮影位置図に記録する。

- ⑦ デジタルカメラで撮影した写真を資料に貼付等する場合には、公判等で当該写真の真正を疑われることのないように改ざん防止用 SD カードを使用すること。

ケ その他

- (ア) 見分補助者がいる場合は、実施事項、その者の所属、階級、氏名を調書の末尾に記載する。  
(イ) 添付した資料がある場合は、その内容及び枚数を記載する。

(6) 実況見分調書作成上の留意事項

- ア 告発前の実況見分調書については、防火対象物の状況及び違反状況（消防用設備等の設置状況など）が命令前の実況見分時から変わらないことについて見分した内容を記載する。  
イ 文字の訂正等は「2 違反処理手続に係る書類の作成の原則 (2)」によること。  
また、写真を台紙に貼付する場合は、作成者の契印をする。

**4 質問調書の作成（11 各種書式作成例 (5) 作成例⑤、(6)、作成例⑥「質問調書」参照）**

(1) 質問調書の作成

質問調書は、供述内容が命令執行上重要な証拠となると認めた場合、告発を行う場合、違反者を特定し、違反事実や情状等を明らかにする必要がある場合に、その裏付けとして作成する。

(2) 録取場所

原則として立入検査場所において実施する。（法第4条を根拠）

【立入検査場所以外で実施する場合の記載例】

上記防火対象物について、本職が〇〇消防署3階〇〇室で下記の者に質問したところ、任意に次のとおり供述した。

(3) 質問事項等

ア 質問録取回数

同じ事案で同一人に対し2回以上実施する場合は、回数を記載する。

イ 質問実施日時

質問録取を実施した日時を記載する。

ウ 防火対象物の所在地及び名称

違反が発生している防火対象物の所在地と名称を記載する。

エ 被質問者に関する事項

被質問者の住所、氏名、年齢、職業等を記載する。

オ 人定に関する事項

(ア) 氏名

- ① 原則として戸籍に記載されている氏名を記載する。  
② 外国人で通称がある場合は、通称も「通称〇〇〇〇」と記載する。

(イ) 年齢

- ① 生年月日とともに満年齢を記載する。  
② 運転免許証などで、正確な年齢を確認する。

(ウ) 住所

- ① 住所は生活の本拠を意味し、通常は住民票の住所を記載する。  
② 外国人などで日本に住民票がない場合等は、居所（滞在中の居住地等）を記載する。

(エ) 本籍

- ① 本籍地を記載する。
- ② 外国人の場合は、本籍に代えて国籍を記載する。
- ② 被質問者が日本語に堪能でない場合は、日本語の理解度についても録取する。

【日本語の理解度に関する記載例】

私は、平成〇年に来日して、日本に10年以上居住しています。来日当初は、語学学校で日本語を勉強していました。日常生活には全く支障がないくらい理解できます。

カ 基礎的調査事項

(ア) 被質問者の学歴、職歴など

① 学歴

違反事実に関する知識・技術や一般的社会常識をどの程度身につけているかを把握するために録取する。専門分野を把握するために学科なども録取する。

② 職歴

専門分野に対する知識技術の程度を把握するために具体的な仕事内容なども録取する。

③ 資格

専門的な資格や消防法令に関する資格について録取する。

(イ) 会社（法人）の場合、組織などに関する事項

会社経営の場合、会社（法人）の組織、管理監督系列、権限、業務内容などを明らかにする。違反事実の広がりや両罰規定（法第45条）について検討する基礎資料となる。

① 本店の所在

会社の規模を把握する資料として、営業所の数やその所在も録取する。

② 代表者

法人代表者の氏名等を録取する。

代表取締役の他に工場長など責任者がいる場合には、その者の氏名なども録取しておく。

③ 業務

法人の主たる業務について録取する。

④ 規模

会社の組織や従業員数などを録取する。

キ 違反立証に必要な事項

違反の構成要件事実、違反に至った経過、違反事実の認識、違反に伴う危険性の認識、違反を是正しない理由などについて記載する。

なお、消防用設備等の設置命令違反に伴う告発前の消防法第17条第1項違反の命令を受けた事実の認識、命令の内容の理解、命令不履行の理由などを録取する。

(4) 質問調書作成上の留意事項

ア 違反事実を把握するとともに、適用法令を確認し、違反が成立するにはどのような点を質問したらよいかあらかじめ質問すべき事項を検討しておく。

イ 任意性を高めるため、否定した事実も記載する。

ウ 不十分な供述又は矛盾する供述には、補完質問をして事実関係の特定に努める。

エ 調書は片面で作成し、複数葉となる場合は、その一体性を確保するため、毎葉に録取者が契印を行なう。

(5) 録取内容の確認等

- ア 質問調書を作成した場合は、被質問者にその内容を読み聞かせた上で閲覧させ、誤りがあるか否かを確認すること。
- イ 質問調書を作成し、調書の閲覧や読み聞かせを行い、被質問者が調書の記載内容に誤りのないことを認めたときは、質問調書に被質問者の署名、押印を求める。
- (ア) 被質問者の署名・押印の位置等  
各葉の欄外に押印を求め、記載文の末尾に署名、押印を求める。なお、記載文の次のページに署名、押印のみを求めてはならない。
- 被質問者が印鑑を持参しなかった場合は、指印（原則として左人差し指）を求める。
- (イ) 被質問者の署名、押(指)印の下に、奥書を記入する。被質問者の署名、押印には、強制力がないので拒否したときは、記載文の末尾にその旨を含めた奥書を記入する。
- (ウ) 録取者は奥書の下に、作成年月日、所属、階級、氏名を記入し、押印する。
- 記録者は、録取者の次に、所属と階級を記入し、署名、押印する。

【署名、押印の記入例】

設備の設置に係る見積りなどを確認するとともに融資を受けることも検討したいと思っています。

被質問者      ○○ ○○ 印

上記のとおり録取して、読み聞かせた上、閲覧させたところ、誤りがないことを申し立て、各葉の欄外に押印し、調書末尾に署名、押印した。

令和○年○月○日

録取者    ○○消防署    消防司令補    ○○ ○○ 印  
記録者    ○○消防署    消防士長      ○○ ○○ 印

【署名、押印拒否の記入例】

設備の設置に係る見積りなどを確認するとともに融資を受けることも検討したいと思っています。

被質問者

上記のとおり録取して、読み聞かせた上、閲覧させたところ、誤りがないことを申し立てたが、各葉の欄外への押印及び調書末尾への署名、押印を拒否した。

令和○年○月○日

録取者    ○○消防署    消防司令補    ○○ ○○ 印  
記録者    ○○消防署    消防士長      ○○ ○○ 印

- ウ 質問調書に被質問者が任意に作成した図面や任意により提出された関係資料を添付する場合は、そのことを質問調書の本文中に記載して、質問調書の末尾に当該図面、資料等を添付する。
- また、被質問者が作成した図面には、作成日の記載と作成者の署名、押印を求め、提出された図書等には、原本又は謄本である旨、作成日の記載と署名、押印を求める。

【提出された資料等を添付する際の記載例】

本日、○○○に関する契約書の写しを持参しましたので、任意に提出いたします。

この時、本職は、被質問者が任意に提出した○○○に関する契約書の写し1枚を、本調書の末尾に添付した。

【添付書類余白部への被質問者による記載例】

|                                                                                                                  |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>契 約 書</p> <p>.....</p> <p>この契約書は、原本の写しに相違ありません。</p> <p>令和〇年〇月〇日</p> <p style="text-align: right;">〇〇 〇〇 印</p> |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

エ 記載した文字は訂正又は改変しない。ただし、やむを得ず訂正等をする場合は、次の要領により右欄外余白にその旨を記入し、その箇所を押印すること。

(ア) 字数に増減がない場合

訂正（削除）すべき文字に横２本線を引き、訂正箇所の行の上部に正しい文字を記入し、欄外に「○字訂正」と記入して訂正部分に押印する。

【「改修」を「設置」に訂正する場合の記入例】

|                                                                 |       |
|-----------------------------------------------------------------|-------|
| <p style="text-align: center;">設置</p> <p>〇〇〇〇を<del>改修</del></p> | 2 字訂正 |
|-----------------------------------------------------------------|-------|

(イ) 字数が単に増加する場合

挿入箇所の行の上部に挿入すべき文字を記入し、欄外に「○字挿入」と記入して挿入部分に押印する。

【「〇〇年」に「令和」を挿入し「令和〇〇年」にする場合の記入例】

|                                                                    |       |
|--------------------------------------------------------------------|-------|
| <p style="text-align: center;">し 令和 印</p> <p>〇〇〇〇を〇〇年〇〇月〇〇日までに</p> | 2 字挿入 |
|--------------------------------------------------------------------|-------|

(ウ) 字数が単に減少する場合

削るべき文字に横２本線を引き、欄外に「○字削除」と記入して削除部分に押印する。

【「５階部分」の「部分」を削除する場合の記入例】

|                               |       |
|-------------------------------|-------|
| <p>5 階部<del>分</del>の〇〇〇〇を</p> | 2 字削除 |
|-------------------------------|-------|

(エ) 字数の増減が同時になされる場合

訂正（削除）すべき文字に横２本線を引き、訂正箇所の行の上部に正しい文字を記入し、欄外に「○字削除 ○字挿入」と記入して訂正部分に押印する。

【「自火報」を削除し「自動火災報知設備」を挿入する場合の記入例】

|                                                                          |                             |
|--------------------------------------------------------------------------|-----------------------------|
| <p style="text-align: center;">自動火災報知設備</p> <p>自<del>火</del>報を設置すること</p> | <p>  3 字削除</p> <p>8 字挿入</p> |
|--------------------------------------------------------------------------|-----------------------------|

オ 難解な地名、人名などにはふりがなをつける。

カ 専門用語、符号などは表現の真実性を確保するため、重要な意義、影響を持つものはそのまま記載し、（ ）を付し説明を加える。

(6) パソコン等を使用して質問調書を作成する場合の留意事項

ア 録取者、記録者及び被質問者の署名は、必ず自署させること。

イ パソコン等で対応できない文字は、空白にしたまま印字し、後で手書きし、正確な文字を記入すること。この場合、手書きした文字には、訂正印を押印したり、加入字の数を欄外に記入する必要はない。

ウ 質問調書を謄（抄）本化する場合は、必ず原本から作成すること。

- エ パソコン等の漢字変換機能を過信せず、作成後の点検を慎重に行い、誤字・当て字・脱字等を発見した場合は訂正すること。なお、被質問者に読み聞かせ、又は閲覧させている最中に誤字等を発見した場合は手書きで訂正すること。
- オ 質問調書の作成（入力及び印字等）は、被質問者の面前で行い、印字した調書そのものにより録取内容を被質問者に読み聞かせ、又は、閲覧させること。
- カ 質問調書の編てつ及び毎葉の契印についても被質問者の面前で行うこと。
- キ 被質問者が内容の訂正を申し出た場合には、手書きにより所要の訂正を行うこと。
- ク 奥書は手書きで行うこと。

上記のとおり録取して、読み聞かせた上、閲覧させたところ、誤りがないことを申し立て、各葉の欄外に押印し、調書末尾に署名、押印した。

令和〇年〇月〇日

録取者 〇〇消防署 消防司令補 〇〇 〇〇 印

記録者 〇〇消防署 消防士長 〇〇 〇〇 印

## 5 違反調査報告書の作成（11 各種書式作成例（7）作成例⑦「違反調査報告書」参照）

- (1) 違反調査報告書の内容を大別すると、違反事実の認定部分と違反の情状部分からなり、それらを証明又は認定するための資料が添付される。
- (2) 違反調査報告書に添付する事実認定資料は、違反処理基準により最初に行われる措置を行うにあたり、妥当性を証明するに足る程度の資料を揃える必要がある。違反の態様により、「違反者の認定に必要なもの」「違反の物理的事象の認定に必要なもの」「情状の説明に必要なもの」を考慮して資料を選択する。

また、これらの資料は、違反処理基準の二次措置、三次措置を行うこととなった場合にも必要となるものである。

（資料の例）

- 吏員等が当該違反に関連して新たに作成したもの

- ・ 立入検査結果通知書
- ・ 質問調書
- ・ 火災原因調査書
- ・ 証拠物にかかわる計測結果等を図面や写真、文章等によりまとめた書類

（実況見分調書等）

- 上記以外のもの

- ・ 戸籍謄（抄）本、住民票等
- ・ 法人の登記事項証明書
- ・ 建物の登記事項証明書
- ・ 建築同意調査書類、防火対象物使用開始届
- ・ 伝票等、商業帳簿類
- ・ 違反者の作成した改修（計画）報告書、理由書、始末書等

## 6 警告書の作成

- 警告書の作成に当たっては、（11 各種書式作成例（8）作成例⑧「防災物品未使用に対する警告」、（9）作成例⑨「消防用設備等未設置に対する警告」）を参考とし、次の事項に留意する必要がある。

(1) 警告の主体

警告は、行政指導としての意思表示であるから、警告の主体には限定がないが、行政上の実効を期する意味から、命令の主体である消防署長等が行うのが適当である。

(2) 警告の客体

警告は、当該警告事項について履行義務のあるものを名宛人とする。

また、警告しようとする内容に関して履行義務者が複数のときは、それぞれの義務者あて個別に警告する。

(3) 警告内容

実現不可能であったり、不明確であったりしてはならない。

(4) 警告の要件

警告の要件は、警告が命令の前段措置として行われるものであるため、命令の要件と一致させる。（「資料1 命令の要件一覧」参照）

(5) 警告事項

ア 内容及び表現

是正すべき違反事項を明確に記入し、結びの表現は「・・・こと。」とする。

イ 履行期限

警告の履行期限は、個々の違反事項について通常（社会通念上）是正可能と認められる客観的所要日数と公益上（火災予防上）の必要性との衡量において妥当と認められるものでなくてはならない。例えば、自動火災報知設備等の消防用設備等の設置を警告の内容として示す場合には、見積りに要する期間、着工届、工事期間、工事可能日及び時間帯、更には設置届、検査等に要する期間等総合的に検討して履行期限を決定する必要がある。

なお、履行期限の具体例については、違反処理基準を参照すること。

ウ 適用法条の記載

警告事項の末尾には、その内容に関わる消防法令又は関係法令の適用法条を括弧書きする。この場合法令名の略称を書いてはならない。

(6) 警告書の交付

警告書を交付した場合には、受領者が署名押印した受領書（11 各種書式作成例 ⑩ 作成例⑩「受領書」参照）を求めるものとする。

なお、防火対象物の関係者が警告書の受領を拒否した場合には、配達証明郵便等により送付するものとする。

## 7 命令書の作成

命令書の作成に当たっては、（11 各種書式作成例 ⑪ 作成例⑪ ～ （23） 作成例⑳）を参考とし、次の事項に留意する必要がある。

(1) 命令の主体

命令の主体は、消防署長名等を記入し、押印する。（「資料1 命令の要件一覧」参照）

消防吏員による措置命令の場合は、当該吏員が署名又は記名、押印する。

(2) 命令の客体

命令の客体（名宛人）は、例えば、「権原を有する関係者」、「管理について権原を有する者」、「所有者、管理者又は占有者」、「関係者で権原を有するもの」など、法の命令規定に定められた履行義

務者である。したがって、命令の履行義務者が誰であるかを具体的なケースについて十分検討したうえで名宛人を特定する必要がある。

### (3) 命令内容等

ア 命令の要件は、法の各命令規定に示されている要件に該当し、かつ、運用上、命令の前段的措置である警告事項を理由なく履行しないとき又は立入検査結果通知書若しくは警告書の交付の有無にかかわらず、違反事実の性質又は火災危険等の存在から直ちに命令による措置を必要と認めるときである。（「資料1 命令の要件一覧」参照）

特に、火災が発生した場合の危険性や悪質性の高いものは、徹底的に改善させていく対応が必要であり、その中でも特に人命危険の高い対象物には、使用停止命令を含めた厳格な措置を行い、命令・公示を行っていく必要がある。

イ 命令事項等の内容は、実現可能であり、法令の規制範囲を逸脱しないこと。

ウ 命令事項等の内容は、可能な限り具体的に記載すること。図面及び別紙を用いて命令書等が二葉以上になる場合には、命令書等の一体性を証するため必ず契印をしておくこと。

エ 命令の理由となる事実根拠条文に記載する場合には、法第5条第1項の命令、及び第5条の2第1項の命令には、消防法、消防法施行令、消防法施行規則、消防庁告示、〇〇市（町村）火災予防条例、〇〇市（町村）火災予防条例施行規則（以下「消防法令等」という。）、建築基準法、建築基準法施行令、国土交通省告示等関係する法令の条項の全てを記載すること。これ以外の命令には、消防法令等のみを記載すること。

### (4) 命令（不利益処分）の理由（行手法第14条）

行政庁は、不利益処分をする場合には、その名宛人に対し、同時に当該不利益処分の理由を示さなければならない。これは、行政庁の判断が合理的であることを担保するとともに、名宛人に処分の理由を知らせて不服申立てに便宜を与えるためである。どの程度の理由を示すべきかは、当該処分の根拠法令の規定内容、当該処分に係る処分基準の存否及び内容並びに公表の有無、当該処分の性質及び内容、当該処分の原因となる事実関係の内容等を総合考慮して決定する。

よって、命令の理由の内容については、なぜ処分を受けたかを被処分者が理解するために、命令の根拠条項、処分要件に該当する原因を明示する必要がある、さらに、処分基準（違反処理基準等）が定められている場合には、当該処分基準の適用関係を示す必要があると考えられ、行手法第14条第1項の定める理由揭示の要件を欠いた場合、命令の違法性が問われるため、理由は具体的に揭示すること。（最判平成23年6月7日民集65巻4号2081頁）

### (5) 履行期限

履行期限の設定は、警告の場合と同様に、当該命令事項の履行までに要する社会通念上及び火災予防上の見地から妥当な期間を決定する。

### (6) 教示

ア 不服申立てに関する教示（行審法第82条第1項）

(ア) 不服申立ての教示

・命令書によって命令を行う場合、又は利害関係人から教示を求められた場合は、行審法第82条第1項及び第2項に定めるところにより、不服申立てができる旨並びに不服申立てをすべき行政庁及び不服申立てができる期間を教示しなければならない。

・上級行政庁がある場合の不服申立ては、異議申立てが廃止され、法律で再調査が認められている場合を除き、審査請求に一元化された。この審査請求は、処分庁（行政処分をした行

政庁)に上級行政庁があるときは、その最上級行政庁に対してするが、上級行政庁がない場合には、処分をした行政庁に対して行う。したがって、消防吏員が行う命令のほか、消防長や消防署長が行う命令は、全て市町村長に対する審査請求であり、市町村長が行う命令については、当該市町村長に対する審査請求となる。

- ・審査請求期間は、法第5条第1項、第5条の2第1項及び第5条の3第1項に基づく命令の場合は、命令を受けた日の翌日から起算して30日以内（法第5条の4）、その他の命令の場合は命令があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内（行審法第18条第1項）であること。

(イ) 教示を誤った場合

- ・命令権者が、不服申立てをすべき行政庁について誤った教示をし、不服申立て人が教示された行政庁に不服申立てを行った場合は、はじめから権限のある行政庁に不服申立てをしたものとみなされる。（行審法第22条）

(ロ) 教示を怠った場合

- ・命令権者が、命令を行うにあたり、不服申立てを行う旨の教示を怠った場合は、教示義務（行審法第82条第1項、第2項）に違反することとなるが、命令と教示は別次元の行為であるから、教示を怠ったこと自体によって命令が無効又は違法となることはないものと解される。（東京地判昭和43年2月5日行集9巻2号168頁）

しかし、実務上は、速やかに書面（様式自由）により教示手続を補完しておくべきである。

- ・行審法第82条第1項の規定による教示をしなかったときは、命令について不服がある者は命令権者に対して不服申立書を提出することができる。（行審法第83条第1項）

イ 取消訴訟に関する教示（行訴法第46条第1項）

(ア) 取消訴訟の提起に関する事項の教示

- ・命令書によって命令を行う場合は、行訴法第46条第1項に定めるところにより、当該処分に係る取消訴訟の被告とすべき者及び取消訴訟の出訴期間を書面（口頭とする場合を除く。）で教示しなければならない。

- ・取消訴訟の被告は、命令を行った行政庁の所属する市町村（事務組合等）である。

したがって、消防長、消防署長又は消防吏員が行う命令については、これらの行政庁が所属する市町村（事務組合等）が被告となる。

なお、被告とすべき者を教示する場合は、被告を代表すべき者（代表者は市町村長（組合管理者等）となる。）も併せて教示すべきである。

- ・出訴期間は、法第5条第1項、法第5条の2第1項及び法第5条の3第1項の命令の場合は、命令を受けた日の翌日から起算して、また、命令についての審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決を受けた日の翌日から起算して30日以内（法第6条第1項）、その他の命令の場合は、命令があったことを知った日の翌日から起算して、また、命令についての審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内（行訴法第14条）であるが、正当な理由があるときは、この限りでない。

なお、その他の命令の場合は、処分の日から1年の出訴期間（行訴法第14条第2項）もあるが、命令を知った日から6箇月の出訴期間の方がこれより先に経過することが命令の

通知をする際に明らかであれば、先に経過することが明らかな出訴期間のみを教示すれば足りることから、通常の場合、命令のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月の出訴期間を教示することとなる。

(イ) 教示を怠り、又は誤った場合

・教示をしなかったり、実際より長期の出訴期間を教示するなど誤った教示をした場合は、当然に命令が取り消されたり、又は無効になるものではない。しかし、教示義務が課せられていることから、出訴期間を経過しても取消訴訟を提起することができる「正当な理由」があるかどうか等の訴訟要件を欠いた場合の教示の必要性の判断に当たって、その事情が考慮されるものとなり得る。

(7) 命令書の交付

命令書を交付した場合には、受領者が署名押印した受領書（11 各種書式作成例 ⑩ 作成例⑩「受領書」参照）を求めるものとする。

なお、防火対象物の関係者が命令書の受領を拒否した場合には、配達証明郵便等により送付するものとする。

## 8 公示に係る標識の作成

(1) 記載事項例

- ア 措置命令の内容
- イ 当該命令を実施した日付
- ウ 標識を設置した日付
- エ 防火対象物の所在地
- オ 受命者の氏名
- カ 管轄の消防長名（又は消防署長名）
- キ 標識を損壊した者は、法律により罰せられることがある旨

(2) 大きさ等

- ア 大きさは、縦42cm×横29cmから縦72cm×横51cm程度を目安とする。
- イ 防火対象物によっては、広告物等の掲出等により、標識が確認しづらい場合があるので、標識については、利用者等に防火対象物に違反是正等の命令が出されていることを周知する趣旨であることに鑑み、設置場所、大きさ等について有効な方法とする。

## 9 情報提供シートの作成

(1) 情報提供シートの作成

告発に関する事前協議などで捜査機関に違反の事実を端的に説明するためのものとして作成する。作成に当たっては、（11 各種書式作成例 ②④ 作成例②④「情報提供シート」）を参考とし、次の事項に留意する必要がある。

(2) 作成要領

- ア 対象物情報  
所在地、名称、用途、構造・規模、収容人員及び備考を記載する。
- イ 違反の発生日  
命令違反の場合は命令の履行期限を経過した日、規定違反の場合は、違反を発生させた日を記

載する。

命令の履行期限前に相談する場合でも履行期限を経過する日を記載する。

ウ 違反の概要

違反の事実を端的に記載する。

命令違反となる場合で、命令の履行期限前に相談する場合でも、履行期限内において、履行される見込みがないと考えられる状況を記載する。

エ 適用条文

消防法令等及びこれに対応する消防法上の罰則規定の条項を記載する。

法第5条第1項及び法第5条の2第1項の命令違反の場合は、事実に関係する消防法令等、建築基準法令等のすべて及びこれに対応する消防法上の罰則規定の条項を記載する。

該当する条文を資料としてまとめ、添付することが望ましい。

オ 被告発人の情報

法人の場合は、所在地、法人名称、役職、代表者を記載する。

自然人の場合は、住所、氏名、生年月日、職業を記載する。

なお、人定について収集した資料（建物の登記事項証明書、法人の登記事項証明、住民票等）を添付することが望ましい。

カ 対応経緯（行政指導、行政処分等）

相談・事前協議までに実施した立入検査、行政指導（警告）、行政処分（命令）等の経緯を記載する。

立入検査拒否等の規定違反の場合は、その状況等を記載する。

すでに作成した立入検査結果通知書、警告書、命令書、実況見分調書、質問調書等の写しを添付することが望ましい。

キ 備考

消防法令の適用に関する補足事項、本違反の立件を求める理由（事案の悪質性）等を記載する。

命令違反の場合は、命令の正当性（消防法に基づき、適正に行政処分が行われた事実）及び履行期限内に命令が履行されなかった事実について記載する。

ク 担当者情報

消防機関の担当者情報を記載する。

## 10 告発書の作成

告発書の作成に当たっては、(11 各種書式作成例 (25) 作成例②「告発書（その1）」、(26) 作成例③「告発書（その2）」）を参考とし次の事項に留意すること。

(1) 被告発人

ア 自然人の場合は、戸籍及び住民票の謄（抄）本により確認し、住所、職業、氏名及び生年月日を記載すること。

イ 法人の場合は、本店の所在地（違反防火対象物が本店の所在地と異なるときは、別に当該防火対象物の所在地を併記すること。）、法人の名称、代表者の職名（例、代表取締役等）及び代表者の氏名を記載すること。

(2) 罪名及び適用法条

ア 罪名は、「消防法違反」とすること。罰則のある条例違反については、「火災予防条例違反」とすること。

イ 適用法条は、法第5条第1項の命令違反又は法第5条の2第1項の命令違反の場合には、犯罪事実に関係する消防法令等、建築基準法、建築基準法施行令、国土交通省告示等の全て及びこれに対応する消防法上の罰則規定の条項を記載すること。

これ以外の消防法令等違反の場合には、消防法令等及びこれに対応する消防法上の罰則規定の条項を記載すること。

なお、両罰規定を適用する場合には、消防法第45条を付記すること。

(3) 犯罪の事実

犯罪の構成要件に該当する事実について、自然人の地位、職務内容、経歴等又は法人の業務内容及び自然人の違反行為の日時、場所、違反内容（罰条を構成する事実）を簡潔に記載すること。

(4) 証拠となるべき資料

ア 証拠資料は、おおむね次に掲げる区分に従って、関係のある資料をできる限り詳細に作成すること。

なお、告発後においても証拠資料を追加提出できるものであること。

(ア) 違反関係資料

- ① 違反調査報告書の写し
- ② 案内図、付近図、現況図
- ③ 現場写真
- ④ 命令書及び受領書の写し
- ⑤ 関係者に対する質問調書の写し
- ⑥ 防火対象物使用開始届出書の写し
- ⑦ 建築確認書の写し
- ⑧ 建物の登記事項証明書
- ⑨ 建物の賃貸借契約書の写し
- ⑩ その他違反事実又は命令の要件となる事実の物証又は書証の写し

(イ) 情状関係資料

- ① 立入検査結果通知書、指導書、勧告書、指示書、警告書等の写し及びこれらの受領書の写し
- ② 弁明書、誓約書、始末書等の写し
- ③ 改修（計画）報告書、工事契約書等の写し
- ④ 陳情書、投書等の写し
- ⑤ その他情状に関し参考となる物証又は書証の写し

(ウ) 災害等に関する資料

- ① 鑑定書の写し
- ② 火災原因調書の写し
- ③ 関連する火災事例
- ④ 消防用設備等説明書誌等
- ⑤ その他必要と認められる資料一切

(エ) 身分関係資料

① 自然人を告発する場合・・・被告発人の住民票謄（抄）本

② 両罰規定を適用し法人を告発する場合・・・法人の登記事項証明書

イ 証拠資料のうち、消防機関において作成した書類の写しにあっては、消防長又は消防署長名（記名押印）の原本証明を付するとともに、写しの作成年月日及び作成者の所属、階級、氏名を記載し押印しておくこと。

(5) 犯罪の情状

被告発人の社会的責任、違反事実の危険性（火災発生危険、延焼拡大危険、火災が発生した場合における人命危険）及び違反事実の悪質性（違反是正指導を受けながら、改善の意思が欠如している事実）の観点から、被告発人の情状について記載すること。

(6) 意見

違反内容の危険性、悪質性等の情状の観点から、処罰を必要とする理由等を記載すること。

## 11 各種書式作成例

### (1) 作成例① 「資料提出命令書」

消防予第〇〇〇号  
〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇番〇号  
株式会社〇〇〇〇  
代表取締役 〇〇 〇〇 殿

〇〇市消防本部  
〇〇消防署長 〇〇 〇〇 印

## 資 料 提 出 命 令 書

所 在 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇番〇号  
名 称 麻雀〇〇〇 (〇〇〇ビル7階)  
用 途 〇〇〇

火災予防のために必要があるので、消防法第4条第1項の規定に基づき、下記のとおり命令する。

### 記

- 1 命令事項  
〇〇ビル7階麻雀〇〇〇部分の賃貸借契約書を〇〇消防署に提出すること。
- 2 履行期限  
〇〇年〇〇月〇〇日
- 3 命令事項を履行しない場合  
資料を提出せず、又は虚偽の報告の資料を提出した場合は、消防法第44条2号に該当するものとして、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第239条第2項に基づき告発され、罰せられることがある。

### 教示

この命令に不服のある場合は、命令があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に〇〇市長に対して審査請求をすることができる。

また、この命令については、命令があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に〇〇市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができる（訴訟において〇〇市を代表する者は〇〇市長となる。）。

なお、この命令について審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に〇〇市を被告として裁決の取消しの訴えを提起することができる。

## (2) 作成例② 「報告徴収書」

消防予第〇〇〇号  
〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇番〇号  
株式会社〇〇〇〇  
代表取締役 〇〇 〇〇 殿

〇〇市消防本部  
〇〇消防署長 〇〇 〇〇 印

### 報 告 徴 収 書

所 在 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇番〇号  
名 称 〇〇〇ビル  
用 途 〇〇〇

火災予防のために必要があるので、消防法第4条第1項の規定に基づき、〇〇消防署に文書をもって報告するよう要求する。

#### 記

- 1 報告内容  
〇〇〇ビルにおける従業員の数
- 2 履行期限  
〇〇年〇〇月〇〇日
- 3 履行しない場合  
報告をせず、または虚偽の報告をした場合は、消防法第44条2号に該当するものとして、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第239条第2項に基づき告発され、罰せられることがある。

#### 教示

この命令に不服のある場合は、命令があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に〇〇市長に対して審査請求をすることができる。

また、この命令については、命令があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に〇〇市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができる（訴訟において〇〇市を代表する者は〇〇市長となる。）。

なお、この命令について審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に〇〇市を被告として裁決の取消しの訴えを提起することができる。

(3) 作成例③ 「実況見分調書（命令前）」

実 況 見 分 調 書（第〇回）

〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇消防署

消防司令補 〇〇 〇〇 印

「〇〇〇」ビルと称する防火対象物における消防法令違反について本職は次のとおり見分した。

1 実況見分日時

令和〇年〇月〇日 午後〇時〇分から午後〇時〇分

2 実況見分の場所及び施設又は物

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇番〇号 〇〇ビル

3 実況見分の目的

消防法令違反（自動火災報知設備の未設置）に係る事実の確認のため

4 実況見分の立会人（住所・職業・氏名・年齢）

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇番〇号

会社員

〇〇 〇〇（〇〇歳）

5 実況見分の経過

(1) 現場の位置及び周囲の状況

現場は、〇〇市役所から北へ図測〇〇〇メートル、〇〇旅客鉄道株式会社〇〇線〇〇駅から西へ図測〇〇メートルに位置し、周辺は物品販売店舗や飲食店等が立ち並ぶ商店街である。（図〇参照）

(2) 建物周囲の状況（図〇・付近図参照）

建物北側には、幅員〇メートルの公道があり、公道沿いは商店街となっている。

建物周囲のうち北側以外の3面は、建物で囲まれており、屋外に階段は見当たらない。

建物東側には、〇メートル離れて2階建ての物品販売店舗、建物南側は、〇メートル離れて3階建ての事務所ビル、建物西側は、〇メートル離れて3階建ての飲食店がある。（写真〇、〇、〇参照）

(3) 建物の状況

ア 外観の状況

(ア) 建物の外観を北側の公道上から見分する。建物は地上3階建てに見える。1階には、東側寄り入口と中央部分に「カフェ〇〇」と書かれた出入口（自動ドア）、計2箇所の出入口がある。（写真〇参照）

(イ) 東側寄り入口脇の壁面には、「〇丁目〇ー〇」と記載された住居表示と「〇〇ビル」「1階カフェ〇〇」「2階株式会社〇〇（〇〇支店）」「3階〇〇法律事務所」と記載された看板が設置されている。（写真〇参照）

この時、立会人から「このビルは、私が所有しているビルです。3階建てで、1階はカ

フェ○○、2階は株式会社○○の○○支店、3階は○○法律事務所が入居しています。」と説明があった。

- (ウ) 建物外周を北側から時計回りに計測したところ、北側壁面は○メートル、東側壁面は○メートル、南側壁面は○メートル、西側壁面は○メートルであった。(図○、写真○、○、○参照)

#### イ 1階店舗の状況

- (ア) 建物北側1階中央部分の「カフェ○○」と書かれた出入口から入り店舗内を見分する。室内には中央に2メートル×2メートルのテーブルが6台あり、各テーブルの周囲には椅子が4席ずつ設置されている。テーブル及び椅子はすべて固定されており、各テーブルの上には「料理、飲物、値段等が書かれたメニュー」が置かれている。(図○、写真○、○、○参照)

この時室内にいた○○○○から「私は、カフェ○○の店長です。この店は飲食店で、ソフトドリンクのほか、アルコール、食事などを提供しています。調理には電子レンジやガスレンジを使用しています。営業時間は、午前11時から午後10時までです。従業員はシフト制で常時4名が勤務しています。○○株式会社が経営しています。」と説明があった。

- (イ) 店内北東側には、トイレがあり、西側には、カウンターが設置されている。カウンター内には、食器棚、冷蔵庫、電子レンジ、ガスレンジなどが置かれており、北側には、レジ台が設置されている。ガスレンジの下には、消火器が設置されており、消火器には、「点検年月日○年○月○日」と記されたシールが貼られている。

- (ウ) レジ脇には、「営業許可書 営業所の所在地 ○○県○○市○丁目○番○号 営業所の名称カフェ○○ 営業者の氏名 ○○株式会社 営業の種類 飲食店営業」等と記載された書面が掲示されている。(写真○、○参照)

- (エ) 室内を計測すると、南北に○メートル、東西に○メートルであった。南側及び西側には、窓が各2箇所設置されている。東側には、鉄製の扉が設置されており、扉のノブの下にはサムターン錠が設置されている。鍵は閉まっていたが、右に回すと開錠し、扉を開けると1階ホールへの出入口となっている。(図○、写真○、○参照)

- (オ) 室内、カウンター内、トイレ内には、自動火災報知設備の感知器（以下「感知器」という。）、自動火災報知設備の受信機、発信機、表示灯及び地区音響装置（以下「受信機等」という。）は見当たらない。(写真○、○、○参照)

#### ウ 1階ホール及び階段室の状況

- (ア) 建物北側の東寄り出入口から入り見分する。正面はホール及び階段室となっており、東側壁面には、金属製のポストが設置されている。(図○写真○、○参照)

ポストには、「1階カフェ○○」「2階株式会社○○(○○支店)」「3階○○法律事務所」と表示されている。(写真○参照)

- (イ) 西側には、「カフェ○○」に通じる鉄製の扉がある。(写真○)

- (ウ) ホールの南東側には、屋内階段が設置されている。ホール及び階段室内を計測すると、南北に○メートル、東西に○メートルであった。(図○、写真○、○、○参照)

- (エ) ホールの天井面及び壁面には、感知器、受信機等は見当たらない。(写真○、○参照)

- (オ) 階段の下には消火器が設置されており、消火器には、「点検年月日 ○年○月○日」と

記されたシールが貼られている。(写真○参照)

エ 2階への階段及び2階階段室の状況

(ア) 階段を昇ると踊り場があり、折り返して更に昇ると2階に到達する。階段の幅員は○センチメートルであった。(写真○・図○参照)

(イ) 2階の階段室内を計測すると、南北に○メートル、東西に○メートルであった。(図○、写真○、○、○参照)

西側には、網入りガラスの入った鉄製の扉が設置されており、扉脇に「株式会社○○(○○支店)」と記載された表札が掲示されている。(写真○参照)

(ウ) 階段及び2階階段室内の天井面及び壁面には、感知器、受信機等は見当たらない。(写真○、○参照)

(エ) 鉄製の扉の北側には、消火器が設置されており、消火器には、「点検年月日 ○年○月○日」と記されたシールが貼られている。(写真○参照)

オ 2階の室内の状況

(ア) ホール西側の鉄製の扉から入り、室内を見分する。

出入口から○メートル西側には、「受付」と記載されたカウンターがあり、その上に電話が設置されている。電話の上部壁面には、係名と電話番号が記載された表示板が設置されている。(図○、写真○、○参照)

室内には、机、椅子、ロッカーが置かれている。北東側にはトイレがあり、室内にはトイレ以外に間仕切りはない。室内の南側には、給湯器が設置されている。(図○、写真○、○参照)

室内を計測すると、南北に○メートル、東西に○メートルであった。北側、南側及び西側には窓が各2箇所設置されている。(写真○、○、○、○参照)

(イ) この時、室内にいた○○○○から「私は、株式会社○○、○○支店の支店長です。ここでは経理事務を行っており、9人の従業員が勤務しています。」と説明があった。

(ウ) 室内及びトイレ内には、感知器、受信機等は見当たらない。(写真○、○参照)

カ 3階への階段及び3階階段室の状況

(ア) 階段を昇ると踊り場があり、折り返して更に昇ると3階に到達する。階段の幅員は○センチメートルであった。

この時、立会人から「ここが3階です。屋上に昇る階段や梯子等はありません。」と説明があった。

(イ) 3階の階段室内を計測すると、南北に○メートル、東西に○メートルであった。(図○、写真○、○、○、○参照)

西側には、2階部分と同様の位置に網入りガラスの入った鉄製の扉が設置されており、扉脇には「○○法律事務所」と記載された表札が掲示されている。(写真○参照)

(ウ) 階段及び3階の階段室内には、感知器、受信機等は見当たらない。(写真○、○参照)

(エ) 鉄製の扉の北側には消火器が設置されており、消火器には、「点検年月日 ○年○月○日」と記されたシールが貼られている。(写真○参照)

キ 3階の室内の状況

(ア) ホール西側の鉄製の扉をから入り、室内を見分する。

この時室内にいた○○ ○○から「私は、○○法律事務所に所属する弁護士です。ここ

では、依頼主との打合せや書類の作成を行っており、5人の従業員が勤務しています。」と説明があった。

- (イ) 室内には、机、椅子、ロッカーなどが置かれている。北東側には、トイレがあり、室内には、トイレ以外に間仕切りはない。室内の南側には給湯器が設置されている。(図○、写真○、○、○参照)

室内を計測すると、南北に○メートル、東西に○メートルであった。北側、南側及び西側には、窓が各2箇所設置されている。(写真○、○、○、○・図○参照)

- (ウ) 室内及びトイレ内には、感知器、受信機等は見当たらない。(図○、写真○参照)

ク 階段の状況について

この建物には階段が1系統あり、各階の扉を除いて壁体と天井で囲われており、外気に解放されている開口部はなかった。

ケ 消防用設備等の設置状況について

見分した範囲には、消火器以外の消防用設備等は見当たらない。

立会人から「この建物に自動火災報知設備は設置されていません。」と説明があった。

(4) その他

ア 本見分にあたり、次の2名を補助させた。

(ア) 図面作成 ○○消防署 消防士長 ○○○○

(イ) 現場写真撮影 ○○消防署 消防副士長 ○○○○

イ 本見分の結果を明らかにするため、図○枚、現場写真○枚を本調書末尾に添付した。

(4) 作成例④ 「実況見分調書（告発前）」

実 況 見 分 調 書（第〇回）

〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇消防署

消防司令補 〇〇 〇〇 印

「〇〇〇」ビルと称する防火対象物における消防法令違反について本職は下記のとおり見分した。

記

1 実況見分日時

令和〇年〇月〇日 午後〇時〇分から午後〇時〇分まで

2 実況見分の場所及び施設又は物

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇番〇号 〇〇ビル

3 実況見分の目的

消防法令違反に係る事実について変更の有無を確認するため

4 実況見分の立会人（住所・職業・氏名・年齢）

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇番〇号

会社員

〇〇 〇〇（〇〇歳）

5 実況見分の経過

見分にあたり、本職は、本件防火対象物に係る令和〇〇年〇〇月〇〇日付け実況見分調書（令和〇〇年〇〇月〇〇日実施、作成者 消防司令補 〇〇 〇〇）をもとに防火対象物の状況に変更がないかを確認するものとする。なお、略称については同じものをそのまま使用する。

(1) 建物の外観の状況

北側の公道上から建物の北側を見分すると、建物出入口や東側寄り入口脇の側面に設置された看板等に変更はない。（図〇、写真〇参照）

(2) 1階室内の状況

1階中央付近の「カフェ〇〇」と書かれた出入口から入り店舗内を見分すると、テーブル、椅子、トイレ、カウンターの配置等に変更はなく、天井面及び壁面には、感知器、受信機等は見当たらない。（図〇、写真〇参照）

カウンター内の食器棚、冷蔵庫、電子レンジ、ガスレンジ、レジ台の配置等に変更はなく、レジ脇には令和〇年〇月〇日の実況見分時と同じ営業許可書が掲示されている。（図〇、写真〇参照）

(3) 1階ホール及び階段室の状況（図〇、写真〇参照）

建物北側の東寄り出入口から入り見分すると、カフェ〇〇に通じる鉄製の扉の位置等に変更はなく、天井面及び壁面には、感知器、受信機等は見当たらない。（図〇、写真〇参照）

(4) 2階への階段及び2階階段室の状況

2 階への階段及び 2 階階段室の鉄製の扉の配置等に変更はなく、天井面及び壁面には、感知器、受信機等は見当たらない。(写真○、○・図○参照)

(5) 2 階室内の状況

2 階階段室西側の鉄製の扉を開け、室内を見分すると、机、椅子、ロッカー、トイレの配置等に変更はなく、天井面及び壁面には、感知器、受信機等は見当たらない。(写真○、○・図○参照)

(6) 3 階への階段及び 3 階階段室の状況

3 階への階段及び 3 階階段室の鉄製の扉の配置等に変更はなく、天井面及び壁面には、感知器、受信機等は見当たらない。(写真○、○・図○参照)

(7) 3 階室内の状況

3 階階段室西側の鉄製の扉を開け、室内を見分すると、机、椅子、ロッカー、トイレの配置等に変更はなく、天井面及び壁面には、感知器、受信機等は見当たらない。(写真○、○・図○参照)

(8) その他

ア 本見分にあたり、次の 2 名を補助させた。

(ア) 図面作成 ○○消防署 消防士長 ○○○○

(イ) 現場写真撮影 ○○消防署 消防副士長 ○○○○

イ 本見分の結果を明らかにするため、図○枚、現場写真○枚を本調書末尾に添付した。

(5) 作成例⑤ 「質問調書（命令前）」

| 質 問 調 書（第〇回）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |                                            |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------|
| 質問実施日時                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 開始 〇〇年〇〇月〇〇日 午後〇時〇分<br>終了 〇〇年〇〇月〇〇日 午後〇時〇分 |
| 防火対象物の所在地                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇番〇号                          |
| 防火対象物の名 称                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 〇〇〇ビル                                      |
| 上記防火対象物について、本職が上記所在地で下記の者に質問したところ、任意に次のとおり供述した。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |                                            |
| 被質問者住所                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇番〇号                          |
| 氏 名                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 〇〇 〇〇                                      |
| 生年月日                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 〇〇年〇〇月〇〇日生（〇〇歳）                            |
| 職業（職名）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 会社員                                        |
| <p>1 私の名前は、〇〇〇〇です。</p> <p>昭和〇〇年〇月〇日生まれの〇〇歳です。</p> <p>住所は、〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号で、本籍は、〇〇県〇〇市です。</p> <p>本日、私が取得した運転免許証の写しを持参しましたので、任意に提出します。</p> <p>このとき本職は、被質問者が任意に提出した運転免許証の写し1枚を、本調書の末尾に添付した。</p> <p>2 私は、〇〇大学の経営学科を卒業後、株式会社〇〇〇に入社して、〇〇県で営業職や店舗の食品部門の担当として勤務しておりました。しかし、令和〇年〇月に父が死去したことから地元に戻り、現在は、〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番地にある株式会社〇〇〇〇に勤務しています。</p> <p>消防法令に関する資格は、甲種防火管理講習の課程を修了し、防火管理者の資格を取得しました。</p> <p>3 〇〇〇ビルについて説明します。</p> <p>この建物は、私の父が昭和〇〇年に建築した建物で、〇〇県〇〇市にある〇〇建設に依頼して建築したと記憶しています。私の父の〇〇〇〇は、不動産業を営んでおり、〇〇県内に5棟のビルを所有しておりました。〇〇〇ビルも父が所有していたビルの一つです。</p> <p>父の死去後、父が所有していたビルのうち〇〇ビルは私が相続しましたが、それ以外の4棟はすべて売却しました。</p> <p>〇〇〇ビルは、令和〇年〇月に相続に伴う登記などの手続きをすべて完了し、現在は、私の個人所有となりました。私以外に所有者はいません。</p> <p>〇〇〇ビルは、地上3階建て、建築面積200平方メートル、延べ面積600平方メートルです。建築当初から増改築はしておらず、登記上の面積も建築当初と変わりありません。父が過</p> |                                            |

去に市役所や消防署に提出した書類も確認しておりますが、面積は変わりありません。

4 ○○○ビルの使用状況について説明します。

1階は、建築当初から父が経営していた有限会社○○○○（不動産業）の事務所として使用していましたが、父が病気となってからは会社も事務所も閉鎖し、しばらくの間は使用していませんでした。

父の死去後も、しばらくの間は空室となっておりますが、飲食店を経営している○○株式会社から賃借したいという要望があるとの連絡が2階及び3階の賃貸契約を仲介している○○不動産からあり、令和○○年○○月に○○株式会社と賃貸借契約をし、今は、○○株式会社が飲食店として使用しています。賃貸借契約は、私と○○株式会社の契約となっています。

2階は、建築当初から株式会社○○、○○支店が入居しております。3階は、平成○○年○○月から○○法律事務所が入居しています。賃貸借契約は、全て○○市○○町○○丁目○○番地にある○○不動産に仲介してもらっています。建築当初は、1階から3階まで全て事務所の用途で使用していました。

5 消防法令に関する違反についてお話しします。

令和○○年○○月に○○消防署の立入検査があり、統括防火管理者の未選任、消防用設備等の点検未実施及び自動火災報知設備の未設置などの違反があると指摘されたことは○○不動産から通知書を渡され、説明も聞いていたので承知しております。自動火災報知設備が設置されていない建物として消防本部のホームページに公表されていることも知っています。1階部分の飲食店が調理で火気を使用していることから飲食店の入居する前と比べて火災発生の危険性が高くなっていること、また、火災が発生した場合に自動火災報知設備が設置されていないことにより火災の発生をビル内にいる利用者に早期に知らせることができず、避難が遅れる可能性があり、危険だということも認識しています。

建物を相続した後に使用していなかった1階部分に飲食店が入居したことで建物全体に自動火災報知設備が必要になったと聞いています。警告書という書類は、令和○○年○○月○○日に私が消防署の方から直接受け取りました。是正期限があったことも認識しています。

6 本日までの違反の是正状況についてお話しします。

統括防火管理者の未選任については、○月に私が防火管理講習を受講し、その後、必要な届出を消防署へ提出しました。消火器の点検は○○不動産を通して業者に依頼して実施しました。

自動火災報知設備については、○○不動産が見積りを取ってくれたので確認しましたが、高くして直ぐには対応出来る金額ではありませんでしたので設置していません。

飲食店は火災が多いことは消防署の方からも聞いています。飲食店を入居させなければよかったと思いました。飲食店を入居させると設備が必要になることは仲介した○○不動産からも聞いていませんでした。設備を設置する費用は、今はありません。

飲食店に設置費用の一部を負担してもらうか、退去してもらうか、場合によっては、ビルの売却も考えなくてはならないと思っていました。

私は、○○ビルの所有者ですが、今は別の仕事をしており忙しく、また、法律も詳しくないので、仲介している○○不動産とも再度相談してみます。

7 自動火災報知設備を設置するように消防署から命令されることを聞きました。

建物に標識が設置されることや命令を履行しない場合に罰則を受ける可能性があることも説明を受けて理解しています。

仲介した〇〇不動産やテナントにも責任があるのではないかと考えていました。設備の設置に係る見積りなどを確認するとともに融資を受けることも検討したいと思っています。

本日、各階の賃借人と私との最新の賃貸借契約書の写しを持参しましたので、任意に提出します。

このとき本職は、被質問者が任意に提出した〇〇ビル1階、2階及び3階部分の賃貸借契約書の写し各〇枚計〇枚を、本調書の末尾に添付した。

被質問者名 〇〇 〇〇 印

上記のとおり、録取して読み聞かせた上、閲覧させたところ、誤りのない旨申し立て、各葉の欄外に押印し、末尾に署名押印した。

令和〇年〇月〇日

録取者 〇〇消防署 消防司令補 〇〇 〇〇 印

記録者 〇〇消防署 消防士長 〇〇 〇〇 印

※斜体は手書き部分を示す。

(6) 作成例⑥ 「質問調書（告発前）」

質 問 調 書 (第〇回)

質問実施日時            開始      ○○年○○月○○日    午後○時○分  
                                 終了      ○○年○○月○○日    午後○時○分

防火対象物の所在地 ○○県○○市○○町○丁目○番○号  
防火対象物の名 称 ○○○ビル

上記防火対象物について、本職が上記所在地で下記の者に質問したところ、任意に次のとおり供述した。

被質問者住所 ○○県○○市○○町○○丁目○番○号  
氏 名 ○○ ○○  
生年月日 ○○年○月○日生（○○歳）  
職業（職名） 会社員

- 1 私の名前は、〇〇〇〇です。〇〇〇ビルは、現在も私の個人所有の建物です。
- 2 〇〇〇ビルの使用状況について説明します。

1階は〇〇株式会社が飲食店として使用しています。2階は、株式会社〇〇、〇〇支店が使用しています。3階は、〇〇法律事務所が使用しています。令和〇年〇月〇日に消防署が検査に来たときと変更はありません。
- 3 令和〇年〇月〇日にこのビルの1階で私は自動火災報知設備の設置に関する命令書を消防署の職員から受け取りました。

その時に命令書の内容について説明を受けました。履行期限を超過しても命令事項を履行しない場合に罰せられる可能性があることも理解しています。また、自動火災報知設備が設置されていないことで、火災が発生した場合に逃げ遅れなどの被害が拡大する危険性が高くなることも理解しています。命令書に記載されていた履行期限を超過していることは認識していますが仕事が忙しくこれまで対応できていません。
- 4 複数の業者から自動火災報知設備の設置に関する見積りを取得しましたが、まだ契約はしていません。また、銀行等の金融機関へ融資の相談はできていません。
- 5 今後、自動火災報知設備を設置する考えはありますが、具体的な日程はまだ決まっていません。

被質問者名 ○○ ○○ 印

上記のとおり、録取して読み聞かせた上、閲覧させたところ、誤りのない旨申し立て、末尾に署名押印した。

令和〇年〇月〇日

録取者 ○○消防署 消防司令補 ○○ ○○ 印  
記録者 ○○消防署 消防士長 ○○ ○○ 印

※斜体は手書きする部分を示す。

(7) 作成例⑦ 「違反調査報告書」

|                                                                                                                           |                                                                                    |                              |            |                                       |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------|------------|---------------------------------------|
| 〇〇年〇〇月〇〇日                                                                                                                 |                                                                                    |                              |            |                                       |
| <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div>〇〇消防署長 殿</div> <div>〇〇消防署<br/>(階級) 〇〇 〇〇 印</div> </div> |                                                                                    |                              |            |                                       |
| <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">違 反 調 査 報 告 書</div>                            |                                                                                    |                              |            |                                       |
| 違反者                                                                                                                       | 住所                                                                                 | 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号          |            |                                       |
|                                                                                                                           | 氏名<br>生年月日                                                                         | 〇〇 〇〇<br>〇〇年〇〇月〇〇日生<br>(〇〇歳) | 職業<br>(職名) | 〇〇商事株式会社<br>(代表取締役)                   |
| 対象物の状況                                                                                                                    | 所在                                                                                 | 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇番〇号<br>〇〇ビル 〇階 |            |                                       |
|                                                                                                                           | 名称                                                                                 | 〇〇ビル (レストラン〇〇)               | 構造         | 地上3階 耐火構造<br>延面積 1,123 m <sup>2</sup> |
|                                                                                                                           | 用途                                                                                 | 3 項ロ                         |            |                                       |
| 違反条項                                                                                                                      | 消防法第8条第1項                                                                          |                              |            |                                       |
| 違反の概要<br>(発生事由・経過等)                                                                                                       | 上記ビルは1～2階を飲食店、3階を事務所兼倉庫として使用しているが、〇年〇月〇日に従前の防火管理者（支配人〇〇〇〇）が解雇され、以後防火管理者が未選任となっている。 |                              |            |                                       |
| 参考事項<br>(査察経過等)                                                                                                           | 〇〇年〇〇月〇〇日査察実施…査察結果通知書交付（指摘事項：防火管理者未選任、消防計画未作成）                                     |                              |            |                                       |

(8) 作成例⑧ 「防災物品未使用に対する警告」

消防予第〇〇〇号  
〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇番〇号  
医療法人 〇〇〇〇  
理事長 〇〇 〇〇 殿

〇〇市消防本部  
〇〇消防署長 〇〇 〇〇 印

警 告 書

所 在 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇番〇号  
名 称 医療法人〇〇〇病院  
用 途 〇〇〇

上記防火対象物は、消防法第8条の3第1項違反と認めるので、下記のとおり履行するよう警告する。

記

- 1 警告事項  
病室で使用している全てのカーテンは、防災性能を有するものにすること。
- 2 履行期限  
〇〇年〇〇月〇〇日
- 3 警告事項を履行しない場合  
この警告に従わない場合は、消防法第5条第1項の規定に基づく命令を行うことがある。  
なお、命令を行ったときは、当該防火対象物に受命者の氏名、命令内容等を記載した標識の設置等により公示する。

(9) 作成例⑨ 「消防用設備等未設置に対する警告」

消防予第〇〇〇号  
〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇番〇号  
株式会社 〇〇〇〇  
代表取締役 〇〇 〇〇 殿

〇〇市消防本部  
〇〇消防署長 〇〇 〇〇 印

警 告 書

所 在 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇番〇号  
名 称 〇〇〇ビル  
用 途 〇〇〇

上記防火対象物は、消防法第17条第1項違反と認めるので、下記のとおり履行するよう警告する。

記

- 1 警告事項  
建物全体に自動火災報知設備を設置すること。(消防法第17条第1項、消防法施行令第21条第1項第3号イ)
- 2 履行期限  
〇〇年〇〇月〇〇日
- 3 警告事項を履行しない場合  
この警告に従わない場合は、消防法第17条の4第1項の規定に基づく命令を行うことがある。  
なお、命令を行ったときは、当該防火対象物に受命者の氏名、命令内容等を記載した標識の設置等により公示する。

(10) 作成例⑩ 「受領書」

〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇消防署長

〇〇 〇〇殿

住 所 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号

氏 名 〇〇 〇〇 印

受 領 書

〇〇年〇〇月〇〇日付け消防予第〇〇〇号の（警告書 又は 命令書）は確かに  
受領しました。

(11) 作成例⑪ 「防火管理者選任命令」

消防予第〇〇〇号  
〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇番〇号  
株式会社〇〇〇〇  
代表取締役 〇〇 〇〇 殿

〇〇市消防本部  
〇〇消防署長 〇〇 〇〇 印

命 令 書

所 在 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇番〇号  
名 称 〇〇〇ビル  
用 途 〇〇〇

上記防火対象物は、消防法第8条第1項違反と認めるので、消防法第8条第3項の規定により下記のとおり命令する。

記

- 1 命令事項  
防火管理者を定めること。
- 2 履行期限  
〇〇年〇〇月〇〇日
- 3 命令の理由  
消防法第8条第1項の規定に基づく防火管理者が定められていないこと。
- 4 命令事項を履行しない場合
  - (1) 上記履行期限までに、命ぜられた措置が履行されず、履行されても十分でなく、又はその措置の履行について期限が付されている場合にあっては履行されても上記期限までに完了する見込みがないため、引き続き、火災の予防に危険であると認める場合又は火災が発生したならば人命に危険であると認める場合は、消防法第5条の2第1項第1号の規定に基づき上記防火対象物の使用の禁止、停止又は制限の命令を行うことがある。
  - (2) 本命令に従わない場合は、消防法第42条第1項第1号に該当するものとして、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第239条第2項に基づき告発され、罰せられることがある。

教示

この命令に不服のある場合は、命令があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に〇〇市長に対して審査請求をすることができる。

また、この命令については、命令があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に〇〇市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができる（訴訟において〇〇市を代表する者は〇〇市長となる。）。

なお、この命令について審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に〇〇市を被告として裁決の取消しの訴えを提起することができる。

(12) 作成例⑫ 「消防計画作成(届出)命令」

消防予第〇〇〇号  
〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇番〇号  
株式会社〇〇〇〇  
代表取締役 〇〇 〇〇 殿

〇〇市消防本部  
〇〇消防署長 〇〇 〇〇 印

命 令 書

所 在 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇番〇号  
名 称 〇〇〇ビル  
用 途 〇〇〇

上記防火対象物は、消防法第8条第1項違反と認めるので、消防法第8条第4項の規定により下記のとおり命令する。

記

- 1 命令事項  
防火管理者に、消防計画作成させ、〇〇消防署長に届け出ること。
- 2 履行期限  
〇〇年〇〇月〇〇日
- 3 命令の理由  
消防法第8条第1項の規定に基づく消防計画作成及び届け出がないこと。(消防法施行令第3条の2第1項、消防法施行規則第3条第1項)
- 4 命令事項を履行しない場合
  - (1) 上記履行期限までに、命ぜられた措置が履行されず、履行されても十分でなく、又はその措置の履行について期限が付されている場合にあっては履行されても上記期限までに完了する見込みがないため、引き続き、火災の予防に危険であると認める場合、消火、避難その他の消防の活動に支障になると認める場合又は火災が発生したならば人命に危険であると認める場合は、消防法第5条の2第1項第1号の規定に基づき上記防火対象物の使用の禁止、停止又は制限の命令を行うことがある。
  - (2) 本命令に従わない場合は、消防法第41条第1項第2号該当するものとして、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第239条第2項に基づき告発され、罰せられることがある。

教示

この命令に不服のある場合は、命令があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に〇〇市長に対して審査請求をすることができる。

また、この命令については、命令があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に〇〇市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができる（訴訟において〇〇市を代表する者は〇〇市長となる。）。

なお、この命令について審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に〇〇市を被告として裁決の取消しの訴えを提起することができる。

(13) 作成例⑬ 「避難施設等適正管理命令」

消防予第〇〇〇号  
〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇番〇号  
株式会社〇〇〇〇  
代表取締役 〇〇 〇〇 殿

〇〇市消防本部  
〇〇消防署長 〇〇 〇〇 印

命 令 書

所 在 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇番〇号  
名 称 〇〇〇ビル  
用 途 〇〇〇

上記防火対象物は、消防法第8条第1項違反と認めるので、消防法第8条第4項の規定により下記のとおり命令する。

記

1 命令事項

- (1) 防火管理者に、1階東側階段防火戸前に存置されている商品を除去させること。
- (2) 防火管理者に、3階西側階段に存置されている商品を除去させること。

2 履行期限

- (1) 1(1)の命令事項については〇〇年〇〇月〇〇日
- (2) 1(2)の命令事項については〇〇年〇〇月〇〇日

3 命令の理由

次に示す避難又は防火上必要な設備の維持管理を適正に行っていないこと。

- (1) 1階東側階段防火戸前に商品を存置し、防火戸の閉鎖障害となっていること。(消防法第8条第1項、第8条の2の4、消防法施行令第3条の2第2項、消防法施行規則第3条第1項第1号ニ)
- (2) 3階西側階段に商品を存置し、消火、避難その他の消防の活動の支障となっていること。(消防法第8条第1項、第8条の2の4、消防法施行令第3条の2第2項、消防法施行規則第3条第1項第1号ニ)

4 命令事項を履行しない場合

- (1) 上記履行期限までに、命ぜられた措置が履行されず、履行されても十分でなく、又はその措置の履行について期限が付されている場合にあっては履行されても上記期限までに完了する見込みがないため、引き続き、火災の予防に危険であると認める場合、消火、避難その他の消防の活動に支障になると認める場合又は火災が発生したならば人命に危険であると認める場合は、消防法第5条の2第1項第1号の規定に基づき上記防火対象物の使用の禁止、停止又は制限の命令を行うことがある。
- (2) 本命令に従わない場合は、消防法第41条第1項第2号に該当するものとして、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第239条第2項に基づき告発され、罰せられることがある。

教示

この命令に不服のある場合は、命令があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に〇〇市長に対して審査請求をすることができる。

また、この命令については、命令があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に〇〇市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができる（訴訟において〇〇市を代表する者は〇〇市長となる。）。

なお、この命令について審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に〇〇市を被告として裁決の取消しの訴えを提起することができる。

(14) 作成例⑭ 「消防用設備等点検整備命令」

消防予第〇〇〇号  
〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇番〇号  
株式会社〇〇〇〇  
代表取締役 〇〇 〇〇 殿

〇〇市消防本部  
〇〇消防署長 〇〇 〇〇 印

命 令 書

所 在 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇番〇号  
名 称 〇〇〇ビル  
用 途 〇〇〇

上記防火対象物は、消防法第8条第1項違反と認めるので、消防法第8条第4項の規定により下記のとおり命令する。

記

- 1 命令事項  
防火管理者に次の消防用設備等を点検及び整備させること。
  - (1) 消火器
  - (2) 自動火災報知設備
  - (3) 避難器具
  - (4) 誘導灯
- 2 履行期限  
〇〇年〇〇月〇〇日
- 3 命令の理由  
消防法第8条第1項により作成された消防計画に基づく消火器、自動火災報知設備、避難器具及び誘導灯の点検及び整備が実施されていないこと（消防法施行令第3条の2第2項、消防法施行規則第3条第1項第1号ハ）。
- 4 命令を履行しない場合
  - (1) 上記履行期限までに、命ぜられた措置が履行されず、履行されても十分でなく、又はその措置の履行について期限が付されている場合にあっては履行されても上記期限までに完了する見込みがないため、引き続き、消火、避難その他の消防の活動に支障になると認める場合又は火災が発生したならば人に危険であると認める場合は、消防法第5条の2第1項第1号の規定に基づき上記防火対象物の使用の禁止、停止又は制限の命令を行うことがある。
  - (2) 本命令に従わない場合は、消防法第41条第1項第2号に該当するものとして、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第239条第2項に基づき告発され、罰せられることがある。

教示

この命令に不服のある場合は、命令があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に〇〇市長に対して審査請求をすることができる。

また、この命令については、命令があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に〇〇市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができる（訴訟において〇〇市を代表する者は〇〇市長となる。）。

なお、この命令について審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に〇〇市を被告として裁決の取消しの訴えを提起することができる。

(15) 作成例⑮ 「統括防火管理者選任命令」

消防予第〇〇〇号  
〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇番〇号  
株式会社〇〇〇〇  
代表取締役 〇〇 〇〇 殿

〇〇市消防本部  
〇〇消防署長 〇〇 〇〇 印

命 令 書

所 在 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇番〇号  
名 称 〇〇〇ビル  
用 途 〇〇〇

上記防火対象物は、消防法第8条の2第1項違反と認めるので、消防法第8条の2第5項の規定により下記のとおり命令する。

記

- 1 命令事項  
統括防火管理者を定めること。
- 2 履行期限  
〇〇年〇〇月〇〇日
- 3 命令の理由  
消防法第8条の2第1項の規定に基づく統括防火管理者が定められていないこと。
- 4 命令事項を履行しない場合  
上記履行期限までに、命ぜられた措置が履行されず、履行されても十分でなく、又はその措置の履行について期限が付されている場合にあっては履行されても上記期限までに完了する見込みがないため、引き続き、火災の予防に危険であると認める場合、消火、避難その他の消防の活動に支障になると認める場合又は火災が発生したならば人命に危険であると認める場合は、消防法第5条の2第1項第1号の規定に基づき上記防火対象物の使用の禁止、停止又は制限の命令を行うことがある。

教示

この命令に不服のある場合は、命令があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に〇〇市長に対して審査請求をすることができる。

また、この命令については、命令があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に〇〇市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができる（訴訟において〇〇市を代表する者は〇〇市長となる。）。

なお、この命令について審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に〇〇市を被告として裁決の取消しの訴えを提起することができる。

(16) 作成例⑯ 「全体についての消防計画作成(届出)命令」

消防予第〇〇〇号  
〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇番〇号  
株式会社〇〇〇〇  
代表取締役 〇〇 〇〇 殿

〇〇市消防本部  
〇〇消防署長 〇〇 〇〇 印

命 令 書

所 在 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇番〇号  
名 称 〇〇〇ビル  
用 途 〇〇〇

上記防火対象物は、消防法第8条の2第1項違反と認めるので、消防法第8条の2第6項の規定により下記のとおり命令する。

記

- 1 命令事項  
統括防火管理者に、全体についての消防計画を作成させ、〇〇消防署長に届け出ること。
- 2 履行期限  
〇〇年〇〇月〇〇日
- 3 命令の理由  
消防法第8条の2第1項の規定に基づく全体についての消防計画の作成及び届け出がないこと。(消防法施行令第4条の2第1項、消防施行規則第4条第1項)
- 4 命令を履行しない場合  
上記履行期限までに、命ぜられた措置が履行されず、履行されても十分でなく、又はその措置の履行について期限が付されている場合にあっては履行されても上記期限までに完了する見込みがないため、引き続き、火災の予防に危険であると認める場合、消火、避難その他の消防の活動に支障になると認める場合又は火災が発生したならば人命に危険であると認める場合は、消防法第5条の2第1項第1号の規定に基づき上記防火対象物の使用の禁止、停止又は制限の命令を行うことがある。

教示

この命令に不服のある場合は、命令があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に〇〇市長に対して審査請求をすることができる。

また、この命令については、命令があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に〇〇市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができる(訴訟において〇〇市を代表する者は〇〇市長となる。)

なお、この命令について審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に〇〇市を被告として裁決の取消しの訴えを提起することができる。

(17) 作成例⑪ 「防火対象物の改修命令」

消防予第〇〇〇号  
〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇番〇号  
株式会社〇〇〇〇  
代表取締役 〇〇 〇〇 殿

〇〇市消防本部  
〇〇消防署長 〇〇 〇〇 印

命 令 書

所 在 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇番〇号  
名 称 〇〇〇ビル  
用 途 〇〇〇

上記防火対象物は、消火、避難その他の消防の活動に支障になり、及び火災が発生したならば人命に危険であると認めるので、消防法第5条第1項の規定により下記のとおり命令する。

記

- 1 命令事項  
診療室で使用している全てのカーテンは、防災性能を有するものにすること。
- 2 履行期限  
〇〇年〇〇月〇〇日
- 3 命令の理由  
診療室で使用している全てのカーテンは、消防法第8条の3第1項の規定に基づく防災性能を有していないことから、火災の予防に危険であること。
- 4 命令事項を履行しない場合
  - (1) 上記履行期限までに、命ぜられた措置が履行されず、履行されても十分でなく、又はその措置の履行について期限が付されている場合にあっては履行されても上記期限までに完了する見込みがないため、引き続き、消火、避難その他の消防の活動に支障になると認める場合又は火災が発生したならば人命に危険であると認める場合は、消防法第5条の2第1項第1号の規定に基づき上記防火対象物の使用の禁止、停止又は制限の命令を行うことがある。
  - (2) 本命令に従わない場合は、消防法第39条の3の2第1項に該当するものとして、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第239条第2項に基づき告発され、罰せられることがある。

教示

この命令に不服のある場合は、命令を受けた日の翌日から起算して30日以内に〇〇市長に対して審査請求をすることができる。

また、この命令については、命令を受けた日の翌日から起算して30日以内に〇〇市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができる（訴訟において〇〇市を代表する者は〇〇市長となる。）。

なお、この命令について審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決を受けた日の翌日から起算して30日以内に〇〇市を被告として裁決の取消しの訴えを提起することができる。

(18) 作成例⑱ 「消防用設備等設置命令」

消防予第〇〇〇号  
〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇番〇号  
株式会社〇〇〇〇  
代表取締役 〇〇 〇〇 殿

〇〇市消防本部  
〇〇消防署長 〇〇 〇〇 印

命 令 書

所 在 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇番〇号  
名 称 〇〇〇ビル  
用 途 〇〇〇

上記防火対象物は、消防法第17条第1項違反であると認めるので、消防法第17条の4第1項の規定により下記のとおり命令する。

記

- 1 命令事項  
建物全体に自動火災報知設備を設置すること。
- 2 履行期限  
〇〇年〇〇月〇〇日
- 3 命令の理由  
建物全体に自動火災報知設備の設置義務があるにもかかわらず、当該設備が設置されていないこと。(消防法第17条第1項、消防法施行令第21条第1項第3号イ)
- 4 命令事項を履行しない場合
  - (1) 上記履行期限までに、命ぜられた措置が履行されず、履行されても十分でなく、又はその措置の履行について期限が付されている場合にあっては履行されても上記期限までに完了する見込みがないため、引き続き、火災の予防に危険であると認める場合、消火、避難その他の消防の活動に支障になると認める場合又は火災が発生したならば人命に危険であると認める場合、消防法第5条の2第1項第1号の規定に基づき上記防火対象物の使用の禁止、停止又は制限の命令を行うことがある。
  - (2) 本命令に従わない場合は、消防法第41条第1項第5号に該当するものとして、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第239条第2項に基づき告発され、罰せられることがある。

教示

この命令に不服のある場合は、命令があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に〇〇市長に対して審査請求をすることができる。

また、この命令については、命令があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に〇〇市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができる（訴訟において〇〇市を代表する者は〇〇市長となる。）。

なお、この命令について審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に〇〇市を被告として裁決の取消しの訴えを提起することができる。

(19) 作成例⑱ 「消防用設備等維持命令」

消防予第〇〇〇号  
〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇番〇号  
株式会社〇〇〇〇  
代表取締役 〇〇 〇〇 殿

〇〇市消防本部  
〇〇消防署長 〇〇 〇〇 印

命 令 書

所 在 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇番〇号  
名 称 〇〇〇ビル  
用 途 〇〇〇

上記防火対象物は、消防法第17条第1項違反であると認めるので、消防法第17条の4第1項の規定により下記のとおり命令する。

記

1 命令事項

- (1) 自動火災報知設備を有効に作動することができるように予備電源を改修すること。
- (2) 3階の避難器具を使用できるように改修すること。

2 履行期限

- (1) 1(1)の命令事項については〇〇年〇〇月〇〇日
- (2) 1(2)の命令事項については〇〇年〇〇月〇〇日

3 命令の理由

- (1) 自動火災報知設備の予備電源の電圧が1V（電圧計の赤線未満）であること。（消防法第17条第1項、消防法施行規則第24条の2第4号ロ）
- (2) 3階の避難器具が使用不能（緩降機の取付具が破損）であること。（消防法第17条第1項、消防法施行規則第27条第1項第6号ハ）

4 命令事項を履行しない場合

- (1) 上記履行期限までに、命ぜられた措置が履行されず、履行されても十分でなく、又はその措置の履行について期限が付されている場合にあっては履行されても上記期限までに完了する見込みがないため、引き続き、消火、避難その他の消防の活動に支障になると認める場合又は火災が発生したならば人命に危険であると認める場合は、消防法第5条の2第1項第1号の規定に基づき上記防火対象物の使用の禁止、停止又は制限の命令を行うことがある。
- (2) 本命令に従わない場合は、消防法第44条第12号に該当するものとして、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第239条第2項に基づき告発され、罰せられることがある。

教示

この命令に不服のある場合は、命令があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に〇〇市長に対して審査請求をすることができる。

また、この命令については、命令があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に〇〇市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができる（訴訟において〇〇市を代表する者は〇〇市長となる。）。

なお、この命令について審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に〇〇市を被告として裁決の取消しの訴えを提起することができる。

(20) 作成例② 「使用禁止命令(その1)」

消防予第〇〇〇号  
〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇番〇号  
株式会社〇〇〇〇  
代表取締役 〇〇 〇〇 殿

〇〇市消防本部  
〇〇消防署長 〇〇 〇〇 印

命 令 書

所 在 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇番〇号  
名 称 〇〇〇ビル  
用 途 〇〇〇

上記防火対象物は、火災の予防に危険であると認めるので、消防法第5条の2第1項第2号の規定により下記のとおり命令する。

記

1 命令事項

1階厨房の西側ドロップイン式コンロに面する壁面部分の防火上安全な措置を講じるとともに、当該措置が講じられるまでの間、当該コンロの使用を禁止すること。

2 命令の理由

1階厨房の西側ドロップイン式コンロに面する木造壁面部分が縦約30センチメートル横約45センチメートルにわたり炭化していること。防火上安全な措置が講ぜられないまま、当該ドロップイン式コンロの使用を継続することは、火災の予防に危険であると認める。

3 命令を履行しない場合

本命令に従わない場合は、消防法第39条の2の2第1項に該当するものとして、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第239条第2項に基づき告発され、罰せられることがある。

教示

この命令に不服のある場合は、命令を受けた日の翌日から起算して30日以内に〇〇市長に対して審査請求をすることができる。

また、この命令については、命令を受けた日の翌日から起算して30日以内に〇〇市を被告として処分取消しの訴えを提起することができる（訴訟において〇〇市を代表する者は〇〇市長となる。）。

なお、この命令について審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決を受けた日の翌日から起算して30日以内に〇〇市を被告として裁決の取消しの訴えを提起することができる。

(21) 作成例㉑ 「使用禁止命令(その2)」

消防予第〇〇〇号  
〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇番〇号  
株式会社〇〇〇〇  
代表取締役 〇〇 〇〇 殿

〇〇市消防本部  
〇〇消防署長 〇〇 〇〇 印

命 令 書

所 在 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇番〇号  
名 称 〇〇〇ビル  
用 途 〇〇〇

上記防火対象物は、火災が発生したならば人命に危険であると認めるので、消防法第5条の2第1項第2号の規定により下記のとおり命令する。

記

1 命令事項

次に掲げる事項を履行するまでの間、当該防火対象物の4階部分の使用を禁止すること。

- (1) 4階に避難器具を設置すること。
- (2) 全ての階の階段と居室との間に防火戸を設置すること。
- (3) 4階部分に開口部を設置すること。
- (4) 3階から4階にかけての踊り場から4階までの階段に存置しているビールケース1箱、化繊製衣装30着、プラスチック系ごみ7袋(70リットル入り)、木製下駄箱(60×35×90センチメートル)を除去すること。

2 命令の理由

(1)から(4)までの法令違反が併存し、火災が発生したならば人命に危険であると認めること((1)については消防法施行令第25条第1項第3号、(2)については建築基準法施行令第112条第11項、(3)については建築基準法施行令第126条の6、(4)については消防法第8条の2の4)。

3 命令事項を履行しない場合

本命令に従わない場合は、消防法第39条の2の2第1項に該当するものとして、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第239条第2項に基づき告発され、罰せられることがある。

教示

この命令に不服のある場合は、命令を受けた日の翌日から起算して30日以内に〇〇市長に対して審査請求をすることができる。

また、この命令については、命令を受けた日の翌日から起算して30日以内に〇〇市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができる(訴訟において〇〇市を代表する者は〇〇市長となる。)

なお、この命令について審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決を受けた日の翌日から起算して30日以内に〇〇市を被告として裁決の取消しの訴えを提起することができる。

(22) 作成例② 「吏員による使用停止命令」

消防予第〇〇〇号  
〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇番〇号

〇〇 〇〇 殿

〇〇市消防本部  
〇〇消防署〇〇係（担当）  
階級 〇〇 〇〇 印

命 令 書

所 在 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇番〇号  
名 称 〇〇〇（〇〇〇ビル）  
用 途 〇〇〇

上記防火対象物は、火災の予防に危険であると認められるので、消防法第5条の3第1項の規定により下記のとおり命令する。

記

- 1 命令事項  
防火上安全な措置が講ぜられるまでの間、卓上こんろの使用を停止すること。
- 2 命令の理由  
3階〇〇〇における厨房の卓上こんろに面する木造壁面部分が縦約30センチメートル横約45センチメートルにわたり炭化していることは、火災の予防に危険であると認めること。
- 3 命令事項を履行しない場合
  - (1) 命ぜられた措置が履行されないため、引き続き、火災の予防に危険であると認めることから、消防法第5条の2第1項第1号の規定に基づき上記防火対象物の使用の禁止、停止又は制限の命令を行うことがある。
  - (2) 本命令に従わない場合は、消防法第41条第1項第1号に該当するものとして、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第239条第2項に基づき告発され、罰せられることがある。

教示

この命令に不服のある場合は、命令を受けた日の翌日から起算して30日以内に〇〇市長に対して審査請求をすることができる。

また、この命令については、命令を受けた日の翌日から起算して30日以内に〇〇市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができる（訴訟において〇〇市を代表する者は〇〇市長となる。）。

なお、この命令について審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決を受けた日の翌日から起算して30日以内に〇〇市を被告として裁決の取消しの訴えを提起することができる。

(23) 作成例② 「吏員による措置命令」

消防予第〇〇〇号  
〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇番〇号

〇〇 〇〇 殿

〇〇市消防本部  
〇〇消防署〇〇係（担当）  
階級 〇〇 〇〇 印

命 令 書

所 在 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇番〇号  
名 称 △△△（〇〇〇ビル）  
用 途 〇〇〇

上記防火対象物は、火災の予防に危険であること及び消火、避難その他の消防の活動に支障となることが認められるので、消防法第5条の3第1項の規定により下記のとおり命令する。

記

- 1 命令事項  
2階階段室内におけるロッカー3基、ダンボール8箱及びビールケース10箱を除去すること。
- 2 履行期限  
〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇時〇〇分
- 3 命令の理由  
2階階段室内にロッカー、ダンボール、ビールケースが存置されていることが火災の予防に危険であること及び消火、避難その他の消防の活動に支障となることと認めること。
- 4 命令事項を履行しない場合
  - (1) 上記履行期限までに、命ぜられた措置が履行されず、履行されても十分でなく、又はその措置の履行について期限が付されている場合にあっては履行されても上記期限までに完了する見込みがないため、引き続き、火災の予防に危険であると認める場合又は消火、避難その他の消防の活動に支障になることが認める場合は、消防法第5条の2第1項第1号の規定に基づき上記防火対象物の使用の禁止、停止又は制限の命令を行うことがある。
  - (2) 本命令に従わない場合は、消防法第41条第1項第1号に該当するものとして、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第239条第2項に基づき告発され、罰せられることがある。

教示

この命令に不服のある場合は、命令を受けた日の翌日から起算して30日以内に〇〇市長に対して審査請求をすることができる。

また、この命令については、命令を受けた日の翌日から起算して30日以内に〇〇市を被告として処分取消しの訴えを提起することができる（訴訟において〇〇市を代表する者は〇〇市長となる。）。

なお、この命令について審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決を受けた日の翌日から起算して30日以内に〇〇市を被告として裁決の取消しの訴えを提起することができる。

## (24) 作成例④ 「情報提供シート」

## 消防法違反について

〇〇年〇〇月〇〇日

|                      |                                                                                                                                                                                                                                                                      |                                                                                                                                                                                                                                                                                           |                   |                |       |
|----------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|----------------|-------|
| 対象物情報                | 所在地                                                                                                                                                                                                                                                                  | 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号                                                                                                                                                                                                                                                                          |                   |                |       |
|                      | 名 称                                                                                                                                                                                                                                                                  | 株式会社〇〇ビル                                                                                                                                                                                                                                                                                  |                   |                |       |
|                      | 用 途                                                                                                                                                                                                                                                                  | 特定用途の複合（消防法施行令別表第一（16）項イ）                                                                                                                                                                                                                                                                 |                   |                |       |
|                      | 構造・規模                                                                                                                                                                                                                                                                | 耐火造 地上3階 建築面積 200 m <sup>2</sup> 延べ面積 600 m <sup>2</sup>                                                                                                                                                                                                                                  |                   |                |       |
|                      | 収容人員                                                                                                                                                                                                                                                                 | 56 人                                                                                                                                                                                                                                                                                      |                   |                |       |
|                      | 備 考                                                                                                                                                                                                                                                                  | <p>株式会社〇〇は令和2年6月5日に株式会社〇〇ビルを建築した。建築当初は、事務所ビルとして運用を開始したが、令和3年4月1日に1階部分を飲食店として賃貸し、1階飲食店、2、3階事務所の雑居ビルに改装（用途変更）したことにより、新たに自動火災報知設備の設置が必要となった。</p> <p>本建物は、消防法第17条第1項にいう防火対象物であり、用途は消防法施行令別表第一に掲げる（16）項イ（特定用途の複合）である。防火対象物の延べ面積が300 m<sup>2</sup>以上であることから、消防法施行令第21条第1項第3号イに該当する防火対象物である。</p> |                   |                |       |
| 違反の発生日               | 令和5年7月6日                                                                                                                                                                                                                                                             |                                                                                                                                                                                                                                                                                           |                   |                |       |
| 違反の概要                | <p>上記対象物情報の建物について、自動火災報知設備を消防法第17条第1項に基づき、設置しなければならないところ、設置されていないため、令和5年4月5日に〇〇消防署長は当該建物の所有者である株式会社〇〇に対して消防法第17条の4第1項に基づき、令和5年7月5日までに当該設備を設置することを命じた。</p> <p>しかし、命令の履行期限の令和5年7月5日までに当該設備を設置しなかったため、消防法第17条の4第1項違反を構成していると思料されるもの。</p>                                |                                                                                                                                                                                                                                                                                           |                   |                |       |
| 適用条文                 | 消防法第17条第1項、消防法施行令第21条第1項第3号イ、消防法第17条の4第1項、消防法第41条第1項第5号、消防法第45条第2号                                                                                                                                                                                                   |                                                                                                                                                                                                                                                                                           |                   |                |       |
| 被告発人の<br>情報          | 法人                                                                                                                                                                                                                                                                   | 所在地                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号  |                |       |
|                      |                                                                                                                                                                                                                                                                      | 法人名称                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 株式会社〇〇            |                |       |
|                      |                                                                                                                                                                                                                                                                      | 代表者                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 消防 太郎             | 役 職            | 代表取締役 |
|                      | 個人                                                                                                                                                                                                                                                                   | 住 所                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇番〇号 |                |       |
|                      |                                                                                                                                                                                                                                                                      | 氏 名                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 消防 太郎             | 職 業            | 会社経営  |
|                      |                                                                                                                                                                                                                                                                      | 生年月日                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 昭和39年10月1日        |                |       |
| 対応経緯<br>(行政指導、行政処分等) | <p>令和4年 6月20日 消防法第4条に基づく立入検査</p> <p>令和4年 7月 1日 立入検査結果通知書により違反者に違反内容（自動火災報知設備未設置）を通知</p> <p>令和4年10月30日 立入検査及び実況見分</p> <p>令和4年11月20日 警告書交付</p> <p>令和5年 3月 1日 立入検査及び実況見分</p> <p>令和5年 3月15日 〇〇消防署にて違反者に対して質問録取</p> <p>令和5年 4月 5日 命令書を交付</p> <p>令和5年 7月10日 立入検査及び実況見分</p> |                                                                                                                                                                                                                                                                                           |                   |                |       |
| 備考                   | <p>建物に自動火災報知設備の設置が必要となることは、立入検査(令和4年6月20日)実況見分(令和4年10月30日)で確認済み。</p> <p>命令の名宛人については、登記簿で確認済み。</p> <p>命令事項が履行期限内に是正されていないことは令和5年7月10日の実況見分で確認済み。</p>                                                                                                                  |                                                                                                                                                                                                                                                                                           |                   |                |       |
| 担当者情報<br>(消防機関)      | 部 署                                                                                                                                                                                                                                                                  | 〇〇消防署 予防課 指導係                                                                                                                                                                                                                                                                             |                   |                |       |
|                      | 氏 名                                                                                                                                                                                                                                                                  | 〇〇 〇〇                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 連絡先               | (〇〇〇) 〇〇〇—〇〇〇〇 |       |

添付書類 (有) 無

(25) 作成例② 「告発書(その1)」

消 防 予 第〇〇〇号

〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇警察本部 (警察署)

司法警察員 (階級) 〇〇 〇〇殿

( 〇〇地方検察庁  
検事正 〇〇 〇〇殿 )

〇〇市消防本部 (消防署)

消 防 長 〇 〇 〇 〇 印  
(消防署長)

告 発 書

下記の犯罪があると思料するので、刑事訴訟法第239条第2項の規定に基づき、関係資料を添えて告発します。

記

1 被告発人

- (1) 本 籍 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇番〇号
- (2) 住 所 同 上
- (3) 氏 名 〇〇 〇〇
- (4) 生年月日 〇〇年〇〇月〇〇日生 (〇〇歳)
- (5) 職 業 会社役員 (株式会社〇〇代表取締役)

2 罪名及び適用法条項

○防火管理者選任命令違反の場合の例

消防法違反

消防法第8条第1項

消防法施行令第1条の2第3項第2号 (第3号)

消防法施行規則第1条の2第1項 (第2項)

消防法第8条第3項

消防法第42条第1項第1号

## ○防火管理者届出義務違反の場合の例

消防法違反

消防法第8条第1項

消防法施行令第1条の2第3項第2号（第3号）

消防法施行規則第1条の2第1項（第2項）

消防法第8条第2項

消防法第44条第8号

## ○消防計画作成（届出）命令違反の場合の例

消防法違反

消防法第8条第1項

消防法施行令第1条の2第3項第1号イ、ロ、又はハ

消防法施行令第3条の2第1項

消防法施行規則第3条第1項

消防法第8条第4項

消防法第41条第1項第2号

## ○防火管理業務適正執行命令違反の場合の例

消防法違反

消防法第8条第1項

消防法施行令第1条の2第3項第1号イ、ロ、又はハ

消防法施行令第3条の2第2項

消防法施行規則第3条第1項第(○○)号○

消防法第8条第4項

消防法第41条第1項第2号

## ○消火及び避難訓練実施命令違反の場合の例

消防法違反

消防法第8条第1項

消防法施行令第1条の2第3項第1号イ、ロ、又はハ

消防法施行令第3条の2第2項

消防法施行規則第3条第1項第1号チ

消防法施行規則第3条第10項

消防法第8条第4項

消防法第41条第1項第2号

## ○防火対象物定期点検報告義務違反の場合の例

消防法違反

消防法第8条の2の2第1項

消防法施行令第4条の2の2第1号（第2号）

消防法施行規則第4条の2の4第1項、第2項、第3項

消防法施行規則第4条の2の6第1項（第2項）

消防法施行規則第4条の2の4第3項の規定に基づき、防火対象物の点検の結果についての報告書の様式を定める件（平成14年11月28日消防庁告示第8号）

消防法施行規則第4条の2の6第1項第2号、第3号及び第7号の規定に基づき、防火対象物の点検基準に係る事項等を定める件（平成14年11月28日消防庁告示第12号）

消防法第44条第11号

#### ○防火対象物点検の表示に係る虚偽表示違反の場合の例

消防法違反

消防法第8条の2の2第3項

消防法施行規則第4条の2の7

消防法施行規則第4条の2の7第3項第3号の規定に基づき、防火対象物の点検済表示に記載する事項を定める件（平成14年11月28日消防庁告示第13号）

消防法第44条第3号

#### ○防火対象物点検の表示に係る虚偽表示除去・消印命令違反の場合の例

消防法違反

消防法第8条の2の2第3項

消防法施行規則第4条の2の7

消防法施行規則第4条の2の7第3項第3号の規定に基づき、防火対象物の点検済表示に記載する事項を定める件（平成14年11月28日消防庁告示第13号）

消防法第8条の2の2第4項

消防法第44条第17号

#### ○防火対象物点検の特例認定の表示に係る虚偽表示違反の場合の例

消防法違反

消防法第8条の2の3第8項において準用する同法第8条の2の2第3項

消防法施行規則第4条の2の9第1項、第2項

消防法第44条第3号

#### ○防火対象物点検の特例認定の表示に係る虚偽表示除去・消印命令違反の場合の例

消防法違反

消防法第8条の2の3第8項において準用する同法第8条の2の2第3項

消防法施行規則第4条の2の9第1項、第2項

消防法第8条の2の3第8項において準用する同法第8条の2の2第4項

消防法第44条第17号

#### ○防火性能品使用命令違反の場合の例

消防法違反

消防法第8条の3第1項

消防法施行令第4条の3第1項（、第2項）、第3項、第4項

消防法施行規則第4条の3第1項、第2項、第3項

消防法第5条

消防法第39条の3の2第1項

#### ○消防用設備等点検報告義務違反の場合の例

消防法違反

消防法第17条の3の3

消防法施行令第36条第2項第1号

消防法施行規則第31条の6第1項、第3項第1号、第5項、第6項

消防法施行規則の規定に基づき、消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果についての報告書の様式を定める件(平成16年5月31日消防庁告示第9号)

消防設備士免状の交付を受けている者又は総務大臣が認める資格を有する者が点検を行うことができる消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類を定める件(平成16年5月31日消防庁告示第10号)

消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件(昭和50年10月16日消防庁告示第14号)

消防法第44条第11号

#### ○消防用設備等設置命令違反の場合の例

消防法違反

消防法第17条第1項(第2項)

消防法施行令第〇〇条第〇〇項第〇〇号(第30条第1項(、第2項)、第37条第〇〇号)

消防法施行規則第〇〇条第〇〇項第〇〇号

(〇〇の技術上の規格を定める省令)

(〇〇市(町村)火災予防条例第〇〇条第〇〇項第〇〇号)

消防法第17条の4第1項

消防法第41条第1項第5号

#### ○消防用設備等維持命令違反の場合の例

消防法違反

消防法第17条第1項(、第2項)

消防法施行令第〇〇条第〇〇項第〇〇号(第30条第1項(、第2項)、第37条第〇〇号)

消防法施行規則第〇〇条第〇〇項第〇〇号

(〇〇の技術上の規格を定める省令第〇〇条第〇〇項第〇〇号)

(〇〇市(町村)火災予防条例第〇〇条第〇〇項第〇〇号)

消防法第17条の4第1項

消防法第44条第12号

#### ○資料提出命令違反の場合の例

消防法違反

消防法第4条第1項

消防法第44条第2号

#### ○報告命令違反の場合の例

消防法違反

消防法第4条第1項

消防法第44条第2号

#### ○使用停止命令違反の場合の例

(1) 消防法違反

消防法第17条第1項(、第2項)

消防法施行令第〇〇条第〇〇項第〇〇号(第30条第1項(第2項)、第37条第〇〇号)

消防法施行規則第〇〇条第〇〇項第〇〇号

(〇〇の技術上の規格を定める省令第〇〇条第〇〇項第〇〇号)

(〇〇市(町村) 火災予防条例第〇〇条第〇〇項第〇〇号)

消防法第5条の2第1項第2号

消防法第39条の2の2第1項

(2) 消防法違反

建築基準法第〇〇条第〇〇項第〇〇号

建築基準法施行令第〇〇条第〇〇項第〇〇号の基準(昭和年月日建設省告示第〇〇号)第〇  
〇項第〇〇号

消防法第5条の2第1項第1号

消防法第39条の2の2第1項

(3) 消防法違反

消防法第8条第1項

消防法施行令第1条の2第3項第2号(第3号)

消防法施行規則第1条の2第1項(第2項)

消防法施行令第〇〇条第〇〇項第〇〇号

消防法施行規則第〇〇条第〇〇項第〇〇号

消防法第9条

(〇〇市火災予防条例第〇〇条第〇〇項第〇〇号)

消防法第5条の2第1項第2号

消防法第39条の2の2第1項

○防災管理者選任命令違反の場合の例

消防法違反

消防法第36条第1項において準用する同法第8条第1項

消防法施行令第46条

消防法第36条第1項において準用する同法第8条第3項

消防法第42条第1項第1号

○防災管理業務適正執行命令違反の場合の例

消防法違反

消防法第36条第1項において準用する同法第8条第1項

消防法施行令第46条

消防法施行令第48条

消防法施行規則第51条の8第1項(第〇号)

消防法第36条第1項において準用する同法第8条第4項

消防法第41条第1項第2号

○防災管理点検報告義務違反の場合の例

消防法違反

消防法第36条第1項において準用する同法第8条の2の2第1項

消防法施行令第46条

消防法施行規則第51条の12第1項、第2項

消防法施行規則第51条の14

消防法施行規則第51条の12第2項の規定において準用する同規則第4条の2の4第3項の規定に基づき、防災管理の点検の結果についての報告書の様式を定める件（平成20年9月24日消防庁告示第19号）

消防法施行規則第51条の14第3号及び第4号の規定に基づき、防災管理対象物の点検基準に係る事項等を定める件（平成20年9月24日消防庁告示第22号）

消防法第44条第11号

#### ○防災管理点検の表示に係る虚偽表示違反の場合の例

消防法違反

消防法第36条第1項において準用する同法第8条の2の2第3項

消防法施行規則第51条の15において準用する同規則第4条の2の7第1項、第2項、第3項

消防法施行規則第51条の15において準用する同規則第4条の2の7第3項第3号及び同規則第51条の18第3項第3号の規定に基づき、防災管理対象物の点検済表示に記載する事項並びに防火対象物の点検及び防災管理対象物の点検済表示に記載する事項を定める件（平成20年9月24日消防庁告示第23号）

消防法第44条第3号

#### ○防災管理点検の特例認定の表示に係る虚偽表示違反の場合の例

消防法違反

消防法第36条第1項において準用する同法第8条の2の3第8項において準用する同法第8条の2の2第3項

消防法施行規則第51条の17において準用する同規則第4条の2の9第1項、第2項

消防法第44条第3号

#### ○防火対象物点検及び防災管理点検の表示に係る虚偽表示違反の場合の例

消防法違反

消防法第36条第6項において準用する同法第8条の2の2第3項

消防法施行規則第51条の18

消防法施行規則第51条の15において準用する同規則第4条の2の7第3項第3号及び同規則第51条の18第3項第3号の規定に基づき、防災管理対象物の点検済表示に記載する事項並びに防火対象物の点検及び防災管理対象物の点検済表示に記載する事項を定める件（平成20年9月24日消防庁告示第23号）

消防法第44条第3号

#### ○防火対象物点検の特例認定及び防災管理点検の特例認定の表示に係る虚偽表示違反の場合の例

消防法違反

消防法第36条第6項において準用する同法第8条の2の2第3項

消防法施行規則第51条の19

消防法第44条第3号

#### ○防災管理点検の表示に係る虚偽表示除去・消印命令違反の場合の例

消防法違反

消防法第36条第1項において準用する同法第8条の2の2第3項

消防法施行規則第51条の15

消防法施行規則第51条の15において準用する同規則第4条の2の7第3項第3号及び同規則第51条の18第3項第3号の規定に基づき、防災管理対象物の点検済表示に記載する事項並びに防火対象物の点検及び防災管理対象物の点検済表示に記載する事項を定める件（平成20年9月24日消防庁告示第23号）

消防法第36条第1項において準用する第8条の2の2第4項

消防法第44条第17号

#### ○防災管理点検の特例認定の表示に係る虚偽表示除去・消印命令違反の場合の例

消防法違反

消防法第36条第1項において準用する同法第8条の2の3第8項において準用する同法第8条の2の2第3項

消防法施行規則第51条の17

消防法第36条第1項において準用する同法第8条の2の3第8項において準用する同法第8条の2の2第4項

消防法第44条第17号

#### ○防火対象物点検及び防災管理点検の表示に係る虚偽表示除去・消印命令違反の場合

消防法違反

消防法第36条第6項において準用する第8条の2の2第3項

消防法施行規則第51条の18

消防法施行規則第51条の15において準用する同規則第4条の2の7第3項第3号及び同規則第51条の18第3項第3号の規定に基づき、防災管理対象物の点検済表示に記載する事項並びに防火対象物の点検及び防災管理対象物の点検済表示に記載する事項を定める件（平成20年9月24日消防庁告示第23号）

消防法第36条第6項において準用する第8条の2の2第4項

消防法第44条第17号

#### ○防火対象物点検の特例認定及び防災管理点検の特例認定の表示に係る虚偽表示除去・消印命令違反の場合の例

消防法違反

消防法第36条第6項において準用する同法第8条の2の2第3項

消防法施行規則第51条の19

消防法第36条第6項において準用する同法第8条の2の2第4項

消防法第44条第3号

### 3 違反事実（ホテルの場合の記載例）

#### ○防火管理者選任命令違反の場合の例

被告発人〇〇〇〇は、〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇番〇号に所在する〇〇ホテルを所有し、かつ、経営し、当該ホテルの管理について権原を有する者であるが、同ホテルの収容人員が30人以上であることから、消防法第8条第1項の規定に基づき同ホテルの防火管理者を定める義務がありながら、これを怠っていたため、〇〇年〇〇月〇〇日〇〇消防署長から〇〇年〇〇月〇〇日までに、防火管理者を定めるよう消防法第8条第3項の規定に基づく命令を受けたにもかかわらず、同命令の履行期限を経過した〇〇年〇〇月〇〇日に至るも防火管理者を定めなかったものである。

### ○防火管理者届出義務違反の場合の例

被告発人〇〇〇〇は、〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇番〇号に所在する〇〇ホテルを所有し、かつ、経営し、当該ホテルの管理について権原を有する者であるが、同ホテルの収容人員が30人以上であることから、消防法第8条第2項の規定に基づき、同ホテルの防火管理者を定めたときは、遅滞なく、その旨を〇〇消防署長に届け出る義務があるにもかかわらず、〇〇年〇〇月〇〇日に至るも届け出なかったものである。

### ○消防計画作成命令違反の場合の例

被告発人〇〇〇〇は、〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇番〇号に所在する〇〇ホテルを所有し、かつ、経営し、当該ホテルの管理について権原を有する者であるが、同ホテルの収容人員が30人以上であることから、消防法第8条第1項の規定に基づき、同ホテルの防火管理者をして消防計画を作成させ、〇〇消防署長へ届け出させる義務がありながら、これを怠っていたため、〇〇年〇〇月〇〇日〇〇消防署長から〇〇年〇〇月〇〇日までに、防火管理者をして消防計画を作成させ、届け出させるよう消防法第8条第4項の規定に基づく命令を受けたにもかかわらず、同命令の履行期限を経過した〇〇年〇〇月〇〇日に至るも、同防火管理者をして消防計画を作成させ、届け出させなかったものである。

### ○訓練実施命令違反の場合の例

被告発人〇〇〇〇は、〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇番〇号に所在する〇〇ホテルを所有し、かつ、経営し、当該ホテルの管理について権原を有する者であるが、同ホテルの収容人員が30人以上であることから、同ホテルの防火管理者をして、消防法第8条第1項、消防法施行令第3条の2第2項及び消防法施行規則第3条第10項の規定に基づく消火及び避難の訓練を実施させる義務がありながら、これを怠っていたため、〇〇年〇〇月〇〇日〇〇消防署長から〇〇年〇〇月〇〇日までに、消防法施行令第3条の2第2項及び消防法施行規則第3条第10項の規定に基づき、防火管理者をして消火及び避難の訓練を実施させるよう消防法第8条第4項の規定に基づく命令を受けたにもかかわらず、同命令の履行期限を経過した〇〇年〇〇月〇〇日に至るも、同防火管理者をして消火及び避難の訓練を実施させなかったものである。

### ○防火管理業務適正執行命令違反の場合の例

被告発人〇〇〇〇は、〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇番〇号に所在する〇〇ホテルを所有し、かつ、経営し、当該ホテルの管理について権原を有する者であるが、同ホテルの収容人員が30人以上であることから、消防法第8条第1項の規定に基づき、同ホテルの防火管理者をして、同ホテルの避難通路の管理を〇〇市（町村）火災予防条例第〇〇条第〇〇項第〇〇号の規定に従って行わせる義務がありながら、これを怠っていたため、〇〇年〇〇月〇〇日〇〇消防署長から、〇〇年〇〇月〇〇日までに、防火管理者をして、避難通路に放置された〇〇を除去させ、以後、避難通路に〇〇を放置させないよう消防法第8条第4項の規定に基づく命令を受けたにもかかわらず、同命令の履行期限を経過した〇〇年〇〇月〇〇日に至るも、同防火管理者をして避難通路に〇〇を放置させていたものである。

### ○防火対象物点検報告義務違反の場合の例

被告発人〇〇〇〇は、〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇番〇号に所在する〇〇ホテルを所有し、かつ、経営し、当該ホテルの管理について権原を有する者であるが、同ホテルの収容人員が30人以上であることから、消防法第8条の2の2第1項の規定に基づき、防火対象物点検資格者に当該ホテルにおける防火管理上必要な業務、消防の用に供する設備、消防用水又は消火活動上必要な施設の設置又

は維持その他火災予防上必要な事項が点検基準に適合しているかどうかを点検させ、その結果を〇〇消防署長に報告しなければならないにもかかわらず、〇〇年〇〇月〇〇日に至るも報告しなかったものである。

#### ○防災性能品使用命令違反の場合の例

被告発人〇〇〇〇は、〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇番〇号に所在する〇〇ホテルを所有し、かつ、経営する者であるが、同ホテルが消防法施行令第4条の3第1項（第2項）に規定する防火対象物であることから、当該ホテルの〇〇箇所において使用する〇〇は、消防法第8条の3第1項に基づく消防法施行令第4条の3第4項及び第5項並びに消防法施行規則第4条の3第〇〇項（及び第〇〇項）に規定する基準以上の防災性能を有するものを使用する義務がありながら、これを怠っていたため、火災予防上必要があるとして、〇〇年〇〇月〇〇日〇〇消防署長から、〇〇箇所において使用する〇〇については、〇〇年〇〇月〇〇日までに、消防法第8条の3第1項に基づく消防法施行令第4条の3第4項及び第5項並びに消防法施行規則第4条の3第〇〇項（及び第〇〇項）に規定する基準以上の防災性能を有するものを使用するよう、消防法第5条の規定に基づく命令を受けたにもかかわらず、〇〇年〇〇月〇〇日に至るも、〇〇箇所において使用する〇〇について消防法第8条の3第1項に基づく消防法施行令第4条の3第4項及び第5項並びに消防法施行規則第4条の3第〇〇項（及び第〇〇項）に規定する基準以上の防災性能を有するものを使用していなかったものである。

#### ○消防用設備等点検報告義務違反の場合の例

被告発人〇〇〇〇は、〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇番〇号に所在する〇〇ホテルを所有し、かつ、経営する者であるが、消防法第17条の3の3の規定に基づき、当該ホテルに設置されている〇〇設備を〇種の第〇類（又は〇種の第〇類）消防設備士の免状の交付を受けている者又は第〇種消防設備点検資格者の資格を有する者に点検させ（自ら点検し）、その結果を〇〇消防署長に報告しなければならない義務があるにもかかわらず、〇〇年〇〇月〇〇日に至るも報告しなかったものである。

#### ○消防用設備等設置命令違反の場合の例

被告発人〇〇〇〇は、〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇番〇号に所在する〇〇ホテルを所有し、かつ、経営する者であるが、同ホテルの床面積（〇〇階の床面積）の合計が〇〇㎡（地階を除く階数が〇〇）以上であることから、消防法第17条第1項に基づく消防法施行令第〇〇条第〇〇項第〇〇号及び消防法施行規則第〇〇条第〇〇項第〇〇号（消防法第17条第2項に基づく〇〇市（町村）火災予防条例第〇〇条第〇〇項第〇〇号）の規定に基づき、同ホテルの〇〇箇所に（消防法第17条第1項に基づく消防法施行令第30条第1項（、第2項）及び第37条第〇〇号の規定に基づき、〇〇の技術上の規格を定める省令に適合する）〇〇設備を設置する義務がありながら、これを怠っていたため、〇〇年〇〇月〇〇日〇〇消防署長から、消防法第17条第1項に基づく消防法施行令第〇〇条第〇〇項第〇〇号及び消防法施行規則第〇〇条第〇〇項第〇〇号（消防法第17条第2項に基づく〇〇市（町村）火災予防条例第〇〇条第〇〇項第〇〇号）の規定に従って〇〇年〇〇月〇〇日までに、同ホテルの〇〇箇所に（消防法第17条第1項に基づく消防法施行令第30条第1項（、第2項）及び第37条第〇〇号の規定に基づき、〇〇の技術上の規格を定める省令に適合する）〇〇設備を設置するよう消防法第17条の4第1項の規定に基づく命令を受けたにもかかわらず、同命令の履行期限を経過した〇〇年〇〇月〇〇日に至るも当該箇所に〇〇設備を設置しなかつたものである。

#### ○消防用設備等維持命令違反の場合の例

被告発人〇〇〇〇は、〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇番〇号に所在する〇〇ホテルを所有し、かつ、経営する者であるが、消防法第17条第1項の規定により、同ホテルの〇〇箇所の〇〇設備を消

消防法第17条第1項に基づく消防法施行令第〇〇条第〇〇項第〇〇号及び消防法施行規則第〇〇条第〇〇項第〇〇号（（消防法第17条第1項に基づく消防法施行令第30条第1項（、第2項）及び第37条第〇〇号の規定に基づき、〇〇の技術上の規格を定める省令第〇〇条第〇〇項第〇〇号）（消防法第17条第2項に基づく〇〇市(町村)火災予防条例第〇〇条第〇〇項第〇〇号））の規定に従って維持しなければならない義務がありながら、これを怠っていたため、〇〇年〇〇月〇〇日〇〇消防署長から、〇〇年〇〇月〇〇日までに、同ホテルの〇〇箇所の〇〇設備を消防法第17条第1項に基づく消防法施行令第〇〇条第〇〇項第〇〇号及び消防法施行規則第〇〇条第〇〇項第〇〇号（（消防法第17条第1項に基づく消防法施行令第30条第1項（、第2項）及び第37条第〇〇号の規定に基づき、〇〇の技術上の規格を定める省令第〇〇条第〇〇項第〇〇号）（消防法第17条第2項に基づく〇〇市（町村）火災予防条例第〇〇条第〇〇項第〇〇号））の規定に適合するよう〇〇して維持するよう消防法第17条の4第1項の規定に基づく命令を受けたにもかかわらず、同命令の履行期限を経過した〇〇年〇〇月〇〇日に至るも当該箇所<sup>（〇）</sup>の〇〇設備を維持しなかったものである。

#### ○資料提出命令違反の場合の例

被告発人〇〇〇〇は、〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇番〇号に所在する〇〇ホテルを所有し、かつ、経営する者であるが、〇〇年〇〇月〇〇日〇〇消防署長から、〇〇年〇〇月〇〇日までに、同ホテルの〇〇箇所の〇〇設備の設置（維持）に係る改修工事の工事契約書の写しを〇〇消防署長に提出するよう消防法第4条第1項の規定に基づく命令を受けたにもかかわらず、同命令の履行期限である〇〇年〇〇月〇〇日に至るも当該工事契約書の写しを提出しなかったものである。

#### ○報告命令違反の場合の例

被告発人〇〇〇〇は、〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇番〇号に所在する〇〇ホテルを所有し、かつ、経営する者であるが、〇〇年〇〇月〇〇日〇〇消防署長から、〇〇年〇〇月〇〇日までに、〇〇に関する事項について、文書により〇〇消防署長に報告するよう消防法第4条第1項の規定に基づく命令を受けたにもかかわらず、同命令の履行期限である〇〇年〇〇月〇〇日に至るも当該事項を文書により報告しなかったものである。

#### ○使用停止命令違反の場合の例

- (1) 被告発人〇〇〇〇は、〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇番〇号に所在する〇〇ホテルを所有し、かつ、経営する者であるが、同ホテルの〇〇箇所に〇〇設備が消防法第17条第1項に基づく消防法施行令第〇〇条第〇〇項第〇〇号及び消防法施行規則第〇〇条（消防法第17条第2項に基づく〇〇市（町村）火災予防条例第〇〇条第〇〇項第〇〇号）の規定に基づく技術上の基準に従って設置されておらず、火災が発生したならば人命に危険であるとして、〇〇年〇〇月〇〇日〇〇消防署長から、当該ホテルの〇〇箇所に（消防法第17条第1項に基づく消防法施行令第30条第1項（、第2項）及び第37条第〇〇号の規定に基づき、〇〇の技術上の規格を定める省令に適合する）〇〇設備を、消防法第17条第1項に基づく消防法施行令第〇〇条第〇〇項第〇〇号及び消防法施行規則第〇〇条第〇〇項第〇〇号（消防法第17条第2項に基づく〇〇市(町村)火災予防条例第〇〇条第〇〇項第〇〇号）の規定に従って設置するまでの間、当該ホテル（の〇〇部分）の使用を停止するよう消防法第5条の2第1項第2号に基づく命令を受けたにもかかわらず、〇〇年〇〇月〇〇日に至るも、当該ホテルの〇〇箇所に〇〇設備を設置せずに当該ホテル（の〇〇部分）を使用していたものである。
- (2) 被告発人〇〇〇〇は、〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇番〇号に所在する〇〇ホテルを有し、かつ、経営する者であるが、同ホテルの〇〇箇所の〇〇設備が消防法第17条第1項に基づく消防法

施行令第〇〇条第〇〇項第〇〇号及び消防法施行規則第〇〇条第〇〇項第〇〇号（（消防法第17条第1項に基づく消防法施行令第30条第1項（、第2項）及び第37条第〇〇号の規定に基づき、〇〇の技術上の規格を定める省令第〇〇条第〇〇項第〇〇号）（消防法第17条第2項に基づく〇〇市（町村）火災予防条例第〇〇条第〇〇項第〇〇号））の規定に従って維持されておらず、火災が発生したならば人命に危険であるとして、〇〇年〇〇月〇〇日〇〇消防署長から当該ホテルの〇〇箇所に〇〇設備を消防法第17条第1項に基づく消防法施行令第〇〇条第〇〇項第〇〇号及び消防法施行規則第〇〇条第〇〇項第〇〇号（（消防法第17条第1項に基づく消防法施行令第30条第1項（、第2項）及び第37条第〇〇号の規定に基づき、〇〇の技術上の規格を定める省令第〇〇条第〇〇項第〇〇号）（消防法第17条第2項に基づく〇〇市（町村）火災予防条例第〇〇条第〇〇項第〇〇号））の規定に適合するように維持するまでの間、当該ホテル（の〇〇部分）の使用を停止するよう消防法第5条の2第1項第2号の規定に基づく命令を受けたにもかかわらず、〇〇年〇〇月〇〇日に至るも、当該ホテルの〇〇箇所の〇〇設備を〇〇して維持せずに当該ホテル（の〇〇部分）を使用していたものである。

- (3) 被告発人〇〇〇〇は、〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇番〇号に所在する〇〇ホテルを有し、かつ、経営する者であるが、同ホテルの〇〇箇所の〇〇が建築基準法第〇〇条第〇〇項第〇〇号に基づく建築基準法施行令第〇〇条第〇〇項第〇〇号（〇〇の基準（〇〇年〇〇月〇〇日建設省告示第〇〇号）第〇〇項第〇〇号）の規定に適合しておらず、火災が発生したならば人命に危険であるとして、〇〇年〇〇月〇〇日〇〇消防署長から、当該ホテルの〇〇箇所の〇〇を建築基準法第〇〇条第〇〇項第〇〇号に基づく建築基準法施行令第〇〇条第〇〇項第〇〇号（〇〇の基準（〇〇年〇〇月〇〇日建設省告示第〇〇号）第〇〇項第〇〇号）の規定に適合するように〇〇箇所を〇〇するまでの間、当該ホテル（の〇〇部分）の使用を停止するよう消防法第5条の2第1項第2号の規定に基づく命令を受けたにもかかわらず、〇〇年〇〇月〇〇日に至るも、当該ホテルの〇〇箇所を〇〇せずに当該ホテル（の〇〇部分）を使用していたものである。
- (4) 被告発人〇〇〇〇は、〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇番〇号に所在する〇〇ホテルを有し、かつ、経営し、当該ホテルの管理について権原を有する者であるが、同ホテルの〇〇が消防法施行令第〇〇条第〇〇項第〇〇号及び消防法施行規則第〇〇条第〇〇項第〇〇号（（消防法第9条に基づく）〇〇市（町村）火災予防条例第〇〇条第〇〇項第〇〇号）の規定（消防計画）に従って行われておらず、火災が発生したならば人命に危険であるとして、〇〇年〇〇月〇〇日〇〇消防署長から（防火管理者をして、）消防法施行令第〇〇条第〇〇項第〇〇号及び消防法施行規則第〇〇条第〇〇項第〇〇号（（消防法第9条に基づく）〇〇市（町村）火災予防条例第〇〇条第〇〇項第〇〇号）の規定に従って〇〇する（〇〇させる）（防火管理者をして、消防計画に従って消防計画に定められている〇〇を〇〇させる）までの間、当該ホテル（の〇〇部分）の使用を停止するよう消防法第5条の2第1項第2号の規定に基づく命令を受けたにもかかわらず、〇〇年〇〇月〇〇日に至るも、〇〇せず（防火管理者をして〇〇させず）に当該ホテル（の〇〇部分）を使用していたものである。

#### 4 証拠となるべき資料

別添書類目録のとおり

## 5 犯罪の情状(ホテルの場合の記載例)

ホテルは、夜間、不特定多数の者が宿泊し、しかも宿泊者は、通常、その内部に不案内であることから、ホテルの管理について権原を有する者である被告発人〇〇〇〇は、火災等の災害の発生を未然に防止するとともに、火災等が発生した場合における宿泊者の安全の確保を図る社会的責務を有しているといえる。※

### ※《規定違反に対する直接の罰則規定の場合》

したがって、宿泊者の人命安全にかかわる消防法の規定については、これを遵守しなければならないにもかかわらず、消防機関の指導に従わず、これを怠ったことは、ホテルという用途上の人命危険性を考えれば、法を無視する者として極めて悪質である。

### ※《命令違反を前提とする罰則規定の場合》

したがって、宿泊客の人命安全にかかわる消防法の規定については、これを遵守し、これに違反するところがある場合は、是正しなければならないにもかかわらず、消防機関の再三にわたる指導に従わなかったのみならず、消防法に基づく措置命令さえも履行せず、これを放置していたことは、ホテルという用途上の人命危険性を考えれば、法を無視するものとして極めて悪質である。

## 6 参考事項

- (1) 〇〇〇〇
- (2) 〇〇〇〇
- (3) 〇〇〇〇 (別添資料〇〇参照) ((注) 資料を添付する場合の記載例である。)

## 7 意見

本件については、火災等の災害発生時における宿泊者の人命安全にかかわるものであり、しかも被告発人の情状を考えると、これを放置することは公共の安全上許されないので、被告発人にその社会的責任を思念させるとともに、同業者に対する戒めともなり得るよう厳重な処分をしていただきたい。

(26) 作成例㊾ 「告発書(その2)」

消防予第〇〇〇号

〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇地方検察庁

検事正 〇〇〇〇 殿

〇〇消防本部

〇〇消防署長 〇〇 〇〇 印

告 発 書

下記の犯罪があると思料するので、刑事訴訟法第239条第2項により関係資料を添えて告発します。

1 被告発人

甲 本店所在地 〇〇県〇〇市〇〇〇丁目〇〇番〇〇号  
建物所在地 〇〇県〇〇市〇〇〇丁目〇〇番〇〇号  
法人名称 〇〇〇〇株式会社(代表取締役 〇〇〇〇)

乙 本籍地 〇〇県〇〇市〇〇〇丁目〇〇番地  
住所 〇〇県〇〇市〇〇〇丁目〇〇番〇〇号  
氏名 〇〇〇〇  
生年月日 〇〇年〇〇月〇〇日生(〇〇歳)  
職業 会社役員(〇〇〇〇株式会社代表取締役)

2 罪名及び適用法条

消防法違反

甲に対して 消防法第17条第1項  
消防法第17条の4第1項  
消防法第41条第1項第5号  
消防法第45条第2号

乙に対して 消防法第17条第1項  
消防法第17条の4第1項  
消防法第41条第1項第5号

3 犯罪の事実

(1) 被告発人甲は、〇〇年〇〇月〇〇日〇〇県〇〇市〇〇丁目〇〇番地に設立され、〇〇年〇〇月〇〇日〇〇県〇〇市〇〇丁目〇〇番〇〇号のビルに本社を移転し、遊技場、飲食店及びサウナ浴場の経営のかたわら不動産の貸付業を営むものである。

- (2) 被告発人乙は、甲の代表取締役として、その業務を統括するものである。
- (3) ○○年に建築された○○ビルは、甲所有にかかる部分と○○○○株式会社所有にかかる部分から構成され、キャバレー、遊技場、飲食店、サウナ浴場等（以下「キャバレー等」という。）及び銀行の用途が混在する消防法施行令別表第1に定める○○項イの防火対象物である。

甲所有にかかるキャバレー等の特定用途に供される部分（以下「本件建物」という。）の床面積の合計は、○○平方メートル（○○○○株式会社から賃借している○階から○階の特定用途部分を含めると○○平方メートル）であるから、消防法施行令第12条第1項第10号の設置基準に該当する。

- (4) 被告発人乙は消防法第17条第1項の規定に基づき、本件建物にスプリンクラー設備を設置する義務があるのに、○○年○○月○○日の立入検査以来○回にわたる当署署員の指導を受けながら、当該設備を設置しなかったため、○○年○○月○○日○○消防署長名をもって○○年○○月○○日までに本件建物にスプリンクラー設備を設置するよう消防法第17条の4第1項に基づき命じたが、履行期限を経過しても工事に着手せず命令に従わなかったものである。

#### 4 証拠となるべき資料

別添書類目録のとおり

#### 5 犯罪の情状

本件建物は不特定多数の者が出入りし、多目的用途が混在するいわゆる典型的な雑居ビルであり、管理、営業形態及び営業時間を異にし、各用途においては、多くの火気使用設備等が使用され、かつ、多量の可燃物等が収容されていることから、出火の危険を包蔵し、ひとたび出火した場合には延焼拡大危険及び人命危険が大きい。

このような出火、人命危険の大きい建物には、消防法令に基づき、その用途、規模等に応じて、消火設備、警報設備及び避難設備等の設置規制がなされ、当該設備等の総合的效果によって人命の安全を確保するとともに、被害の軽減を図ることとしているものであるが、特に本件建物のように不特定多数の者を収容し、しかも用途の特性から酔客等が収容され、自力による避難又は迅速な避難行動が著しく困難と認められる建物に対しては、自動的に迅速、かつ、確実に消火作業が行われ、火、煙、有毒ガス等の拡散を有効に防止する機能を有するスプリンクラー設備の設置が義務づけられているものである。

このことから、本件建物には自動火災報知設備、屋内消火栓設備、屋外階段等の諸設備が設けられているが、火災発生時に他の設備では代替することのできない自動消火の機能を有し、かつ、消火効率のきわめて高いスプリンクラー設備が設けられていないことは人命安全上重大な欠陥である。

- (1) 被告発人乙は、本件建物において不特定多数の者を対象とする営利事業を営んでいる以上、これらの者の安全保護について常に真剣に取り組まなければならない社会的責務を有し、消防法令に定めるスプリンクラー設備を設置しなければならないのに、当署署員の○回にわたる指導を無視し、消防法第17条の4第1項に基づく設置命令さえも履行せず、これを放置していることは、複合用途対象物という人命危険を包蔵した建物だけに公共の安全に対する配慮に著しく欠けるものとして許しがたい。
- (2) 被告発人甲は、法人として当然に本件建物を利用する不特定多数の者の安全を確保すべき責任を有しながら、本件命令が履行されず、スプリンクラー設備が設置されていないことは、その業務に関し、責任を十分に果しているとは認められない。

## 6 意見

本件については、特定防火対象物の防災上の安全を確保しようとする消防法の趣旨にのっとり、スプリンクラー設備の設置について、〇〇年〇〇月〇〇日の立入検査以来指導書の交付、現地指導、関係者に対する直接指導等の手段により、〇回の反復指導を行ったものであるが、被告発人乙は指導を受け入れようとせず、是正について積極的な姿勢が認められなかったので、〇〇年〇〇月〇〇日設置命令を発したものである。

本件命令は、火災発生時の延焼拡大危険、人命危険を排除しようとする公益性の見地から発したものであるから、被告発人乙は、本件建物に存在する人命危険等について、経営者の責任において、これを排除する義務を受忍すべきにもかかわらず、建物構造及び経営上の問題等をたてに、正当な理由もなくスプリンクラー設備は設置できない旨の主張を繰り返すのみで、なんらスプリンクラー設備の設置について具体策を検討することなく、履行期限の6箇月を徒過したものである。

ひるがえって、本件建物は火災によって多数の犠牲者を出した、大阪千日デパートビル、熊本大洋デパート等と同様な不特定多数の者を収容するものであり、多くの火気を使用する飲食店、キャバレー、ナイトクラブ等が混在し、一般の事業所ビル等に比較して、出火の危険は高く、また、ひとたび火災が発生すれば、各店の管理、営業形態及び営業時間が異なること等から、建物に不案内な多数の客の統制ある避難誘導は極めて困難になると思料される。

したがって、災害予防の任にあたる消防機関としては、公共の安全を確保する見地から、このような消防上危険と認められる防火対象物にかかわる重大違反を放置することはできないので、被告発人甲及び乙にその社会的責任を思念させるとともに、この種スプリンクラー設備の履行者に対する行政の公平を図るためにも、厳しく処分していただきたい。

## 7 参考事項

### (1) 本件建物のスプリンクラー設備の設置にかかわる根拠規定

本件建物は、消防法第17条第1項にいう防火対象物であり、特定用途に供される部分の床面積の合計が3,000平方メートル以上であるから、消防法施行令第12条第1項第10号に該当する防火対象物である。

### (2) 査察経過

#### ア 〇〇年〇〇月〇〇日立入検査実施

(立入検査員、消防士長〇〇〇〇以下〇名)

立入検査結果通知書交付

(スプリンクラー設備を〇〇年〇〇月〇〇日までに設置するよう指導。指導内容は別添え立入検査結果通知書参照。)[省略]

#### イ 〇〇年〇〇月〇〇日立入検査実施

(立入検査員、消防司令補〇〇〇〇以下〇名)

立入検査結果通知書交付

(スプリンクラー設備を〇〇年〇〇月〇〇日までに設置するよう指導。指導内容は別添え立入検査結果通知書参照。)[省略]

#### ウ 〇〇年〇〇月〇〇日立入検査実施

(立入検査員、消防司令補〇〇〇〇以下〇名)

立入検査結果通知書交付

(スプリンクラー設備を〇〇年〇〇月〇〇日までに設置するよう指導。指導内容は別添え立入検査結果通知書参照。)[省略]

エ 〇〇年〇〇月〇〇日立入検査実施

(立入検査員、消防司令補〇〇〇〇以下〇名)

立入検査結果通知書交付

(スプリンクラー設備を〇〇年〇〇月〇〇日までに設置するよう指導。指導内容は別添え立入検査結果通知書参照。)[省略]

オ 〇〇年〇〇月〇〇日立入検査実施

(立入検査員、消防司令補〇〇〇〇以下〇名)

立入検査結果通知書交付

(スプリンクラー設備未設置の指摘。指摘内容は別添え立入検査結果通知書参照)[省略]

(3) 違反処理経過

ア 〇〇年〇〇月〇〇日警告書交付

(建物全般にスプリンクラー設備を〇〇年〇〇月〇〇日までに設置すること他〇件。別添え警告書参照。)[省略]

イ 〇〇年〇〇月〇〇日警告書交付

(建物全般にスプリンクラー設備を〇〇年〇〇月〇〇日までに設置すること他〇件。別添え命令書参照。)[省略]

(4) スプリンクラー設備の概要(別添えスプリンクラー設備の概要参照。)[省略]

(5) スプリンクラー設備の奏功例(別添えスプリンクラー設備の作動事例参照。)[省略]

(6) スプリンクラー設備の未設置による火災拡大事例(別添えスプリンクラー設備未設置に起因した火災拡大事例参照。)[省略]

(7) スプリンクラー設備の設置例(別添え既存そ及防火対象物のスプリンクラー設備設置例参照。)[省略]

(8) 火気使用設備等の使用実態(別添え〇〇ビル内の火気使用設備等の使用実態一覧表参照。)[省略]

(9) 収容可燃物の実態(別添え〇〇ビル内階別収容物等の実態参照。)[省略]

(10) 消防用設備等の設置状況(別添え〇〇ビル階別消防用設備等設置状況(〇〇年〇〇月〇〇日現在)参照。)[省略]

(27) 作成例㉔ 「過料事件通知書」

消防予第〇〇〇号  
〇〇年〇〇月〇〇日

地方裁判所民事〇〇部 御中

消防長(消防署長) 印

通 知 書

消防法第46条の5に基づき過料に処せられるべき事件を発見したので、下記のとおり通知します。

記

- 1 違反者の氏名及び住所  
氏 名 〇〇〇〇  
住 所 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号
- 2 違反対象物の名称等及び管理権原者  
氏 名 〇〇〇〇  
住 所 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号  
変更前の管理権原者 〇〇〇〇
- 3 違反事実の要旨  
上記違反者は、〇〇年〇〇月〇〇日に、上記違反対象物の管理について権原を有する者に変更があったにもかかわらず、その旨を消防長又は消防署長に届け出なかったもの
- 4 該当法条  
消防法第8条の2の3第5項（特例認定防火対象物の管理権原者変更の届出）  
消防法第46条の5
- 5 添付書類  
特例認定申請書、違反調査報告書、賃貸借契約書、住民票

(28) 作成例㊹ 「防火対象物定期点検報告実施の勧告」

消防予第〇〇〇号  
〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号  
株式会社 〇〇〇〇  
代表取締役 〇〇 〇〇 殿

〇〇市消防本部  
〇〇消防署長 〇〇 〇〇 印

勧 告 書

所 在 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号  
名 称 〇〇〇〇  
用 途 〇〇〇

上記防火対象物は、消防法第8条の2の2第1項違反と認めるので、下記のとおり履行するよう勧告する。

記

1 勧告事項

上記の防火対象物について、防火対象物点検資格者に点検させ、その結果を防火対象物点検結果報告書により〇〇消防署長に報告すること。(消防法第8条の2の2第1項)

2 履行期限

〇〇年〇〇月〇〇日

3 勧告に従わない場合

本勧告に従わない場合は、消防法第44条第11号に該当するものとして、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第239条第2項に基づき告発され、罰せられることがある。

(29) 作成例㉔ 「消防用設備等又は特殊消防用設備等点検報告実施の勧告」

消防予第〇〇〇号  
〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号  
株式会社 〇〇〇〇  
代表取締役 〇〇 〇〇 殿

〇〇市消防本部  
〇〇消防署長 〇〇 〇〇 印

勧 告 書

所 在 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号  
名 称 〇〇〇〇  
用 途 〇〇〇

上記防火対象物は、消防法第17条の3の3違反と認めるので、下記のとおり履行するよう勧告する。

記

1 勧告事項

上記防火対象物における消防用設備等について、資格を有する者に点検させ、その結果を消防用設備等点検結果報告書により〇〇消防署長に報告すること。（消防法第17条の3の3）

2 履行期限

〇〇年〇〇月〇〇日

3 勧告に従わない場合

本勧告に従わない場合は、消防法第44条第11号に該当するものとして、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第239条第2項に基づき告発され、罰せられることがある。

## **違反処理標準マニュアル**

平成 14 年 8 月 30 日 作成

平成 17 年 7 月 6 日 改正

平成 18 年 8 月 30 日 改正

平成 20 年 6 月 23 日 改正

平成 21 年 9 月 11 日 改正

平成 25 年 3 月 26 日 改正

平成 26 年 3 月 4 日 改正

令和 4 年 11 月 21 日 改正

令和 6 年 3 月 26 日 改正

**令和 7 年 10 月 16 日 改正**

**総務省消防庁予防課**